

Ⅲ 博物館関連の法律，告示，指針，報告等 (文化庁関係分)

1 文化芸術振興基本法

[平成13年12月 7 日 法律第148号]

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 基本方針（第7条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第8条―第35条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方法を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に

関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文化芸術の振興に関する基本的な方針

[平成14年12月10日 閣議決定]

目次

まえがき

第1 文化芸術の振興の基本的方向

1. 文化芸術の振興の必要性
2. 文化芸術の振興における国の役割等
 - (1) 国の役割
 - (2) 重視すべき方向
 - i) 文化芸術に関する教育
 - ii) 国 語
 - iii) 文化遺産
 - iv) 文化発信
 - v) 文化芸術に関する財政措置及び税制措置
 - (3) 地方公共団体及び民間の役割
3. 文化芸術の振興に当たっての基本理念
4. 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項
 - (1) 芸術家等の地位向上のための条件整備
 - (2) 国民の意見等の把握，反映のための体制の整備
 - (3) 支援及び評価の充実
 - (4) 関係機関等の連携・協力

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

1. 各分野の文化芸術の振興
 - (1) 芸術の振興
 - (2) メディア芸術の振興
 - (3) 伝統芸能の継承及び発展
 - (4) 芸能の振興
 - (5) 生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及
2. 文化財等の保存及び活用
3. 地域における文化芸術の振興
4. 国際交流等の推進
5. 芸術家等の養成及び確保等
6. 国語の正しい理解
7. 日本語教育の普及及び充実
8. 著作権等の保護及び利用
9. 国民の文化芸術活動の充実
 - (1) 国民の鑑賞等の機会の充実
 - (2) 高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実

- (3) 青少年の文化芸術活動の充実
- (4) 学校教育における文化芸術活動の充実
- 10. 文化施設の充実等
 - (1) 劇場、音楽堂等の充実
 - (2) 美術館、博物館、図書館等の充実
 - (3) 地域における文化芸術活動の場の充実
 - (4) 公共の建物等の建築に当たっての配慮
- 11. その他の基盤の整備等
 - (1) 情報通信技術の活用 of 推進
 - (2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等
 - (3) 民間の支援活動の活性化等
 - (4) 関係機関等の連携等
 - (5) 顕彰
 - (6) 政策形成への民意の反映等

まえがき

平成13年12月、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）（以下「基本法」と言う。）が施行された。

この基本方針は、基本法第7条第1項の規定に基づき、今後おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定めるものである。

本基本方針の第1においては、文化芸術の振興の基本的方向として、文化芸術の振興における国の役割を明らかにするとともに、特に重視すべき方向性と留意すべき事項について定めている。第2においては、第1の基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めている。

なお、本基本方針は、諸情勢の変化や、施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

第1 文化芸術の振興の基本的方向

1. 文化芸術の振興の必要性

文化は、最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのことを意味するが、文化を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という側面からとらえると、その意義については、次のように整理することができる。

① 人間が人間らしく生きるための糧

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養^{かん}し、創造力をはぐくむものである。豊かで美しい自然の中ではぐくまれてきた文化は、人間の感性を育てるものである。

② 共に生きる社会の基盤の形成

文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものである。

③ 質の高い経済活動の実現

文化の在り方は、経済活動に多大な影響を与えるとともに、文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与し得るものである。

④ 人類の真の発展への貢献

科学技術や情報通信技術が急速に発展する中で、倫理観や人間の価値観にかかわる問題が生じており、人間尊重の価値観に基づく文化の側からの積極的な働き掛けにより、人類の真の発展がもたらされる。

⑤ 世界平和の礎

文化の交流を通じて、各国、各民族が互いの文化を理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことにより、国境や言語、民族を超えて、人々の心が結び付けられ、世界平和の礎が築かれる。

このような文化の意義にかんがみると、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などの文化芸術は、芸術家や文化芸術団体、また、一部の愛好者だけのものではなく、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、この意味において、文化芸術は国民全体の社会的財産であると言える。

したがって、個人、民間企業・団体等、地方公共団体、国などそれぞれが、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、相互に連携協力して、社会全体で文化芸術の振興を図っていく必要がある。

2. 文化芸術の振興における国の役割等

(1) 国の役割

文化芸術活動は、国民がこれを通じて創造性を発揮し、培い、個性を伸長し、自らの啓発を図ろうとする自発的、自主的な営みであり、文化芸術の享受もまた、国民自らに帰するものである。

この点を踏まえ、文化芸術の振興における国の役割は、文化芸術活動の主体である国民の自発的な活動を刺激し、伸長させるとともに、国民すべてが文化芸術を享受し得るための諸条件を整えることを基本とするものである。

このため、国は、自ら諸条件の整備を図るとともに、地方公共団体の取組を促進し、また、個人や団体の活動としての限りがあるところに必要な手を差し伸べることなどにより、全体として文化芸術の振興が図られるよう所要の措置を講じていく必要がある。

このことを前提としつつ、国の役割を整理すると、「文化芸術の頂点の伸長」と、「文化芸術の裾野^{すそ}の拡大」を基本とし、「文化遺産の保存と活用」、「文化芸術の国際交流」及びそれらを支える「文化基盤の整備」に集約される。

このような取組を推進することにより、新たな文化芸術が創造され、それが将来的に我が国の顔として、世界に親しまれる文化芸術となり、世界の文化の発展に資するよう努めていく。

(2) 重視すべき方向

上記(1)の国の役割を踏まえ、将来の我が国の顔となる文化芸術を創造していくため、次の事項を重視して、取り組んでいく。

i) 文化芸術に関する教育

国民が、文化芸術に対する関心と理解を深め、自らを含む社会全体がその担い手であるという意識を持って、文化芸術を創造し、享受していくためには、その基礎となる豊かな感性や創造性をはぐくむとともに、文化芸術に触れ、親しむことができる教育環境づくりが重要である。

家庭、学校、地域が連携して、自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養することが大切である。

特に、学校教育においては、子どもたちが優れた文化芸術に直接触れ、親しみ、創造する機会を持つことができるよう、創造的な体験の機会の充実など、文化芸術に関する教育の充実を図る必要がある。同時に、教員一人一人が豊かな感性と幅広い教養を持ち、自己啓発に努めながら、教育活動を展開することにより、学校教育活動全体をより文化的なものとしていく必要がある。

ii) 国語

国語は、長い歴史の中で形成されてきた国の文化の基盤を成すものであり、また、文化そのものでもある。

同時に、国語は、我が国の先人たちの築き上げてきた伝統的な文化を理解し、考える力や表現する力を培い、豊かな感性や情緒を備え、幅広い知識や教養を持つために不可欠なものであり、今後の文化の継承と創造に欠くことができないものである。

このような国語の重要性にかんがみ、国民一人一人が、国語についての認識を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく環境を整備する必要がある。

特に、学校教育全体を通じて、国語力を向上させる取組が十分に行われるよう努めるとともに、家庭や地域などにおいて国語についての意識を高めていく必要がある。

iii) 文化遺産

長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基盤を成すものである。

近年の急激な社会構造の変化の中で、文化遺産を現代に生かす保存とその適切な活用の在り方を踏まえながら、実効性のある保存、活用のための方策について検討を進める必要がある。同時に、文化遺産の修復及び保存伝承のための基盤の充実、文化遺産についての体験学習の機会や文化遺産に関する普及啓発活動の充実などに積極的に取り組む必要がある。

iv) 文化発信

優れた伝統を生かしつつ、個性ある我が国の文化を育て、世界に発信していくことが重要である。

そのためには、まず長い歴史や伝統の中で、諸外国との文化交流を図りつつ、形成されてきた我が国の文化についてよく知り、理解を深める必要がある。自己の文化について理解することは、他の文化に対する寛容や尊重の気持ちをはぐくむことにつながるものである。

その上で、我が国の文化を、伝統文化から現代文化に至るまで、総合的かつ積極的に発信していく必要がある。このことは、我が国の文化が国際的に多様な刺激を受けて、新たな創造を加えつつ発展していく上で重要であるのみならず、国際社会における我が国の文化的地位を確かなも

のにし、世界の文化の発展や人類への貢献となるものである。

v) 文化芸術に関する財政措置及び税制措置

文化芸術については、社会全体でその振興を図っていく必要があるが、そのための方策として、フランスに代表される国による支援が中心の場合と、アメリカ合衆国に代表される民間による支援が中心の場合がある。我が国の文化芸術の振興の取組や文化芸術活動の状況等を踏まえると、国及び民間が双方の立場から文化芸術の振興を展開していく必要がある。

このため、国及び民間双方による支援をより一層効果的なものとしていくことが不可欠であり、厳しい財政事情の下で適切な評価を行い、支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により文化芸術活動に対する民間からの支援の促進を図っていく。

(3) 地方公共団体及び民間の役割

地方公共団体は、自主的かつ主体的に、国との連携を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じ、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する役割を担っている。

地方公共団体が、文化芸術の振興を図るに際しては、それぞれの文化芸術の振興のための基本的な方針等に基づき施策を進めることや、広域的な視点から、各地方公共団体が連携して文化芸術の振興に取り組むことが望まれる。

また、個人や民間企業・団体等の文化芸術活動への支援は、自発性に基づくものであり、国民が文化芸術を大切にし、育てる意識の拡大につながるものである。また、国や地方公共団体の支援に比べ、自由で選択的な配慮が働き、文化の多様性に資することになるものである。民間からの支援を助長し、誘導するための条件整備や、機運の醸成が図られ、民間からの支援が拡大されることが望まれる。

3. 文化芸術の振興に当たっての基本理念

文化芸術の振興に当たっては、基本法第2条に掲げられた次の8つの基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

① 文化芸術活動を行う者の自主性の尊重

文化芸術は人間の自由な発想による精神活動及びその現れであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。

② 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上

文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮する。

③ 文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、全国各地で様々な優れた文化芸術活動が行われるよう、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図る。

④ 我が国及び世界の文化芸術の発展

優れた文化芸術は、国民に深い感動や喜びをもたらすとともに、世界各国の人々を触発するものであることを踏まえ、我が国において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成して文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資するよう考慮する。

⑤ 多様な文化芸術の保護及び発展

人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、こうした多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、その厚みを加えるものとなることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、その継承・発展を図る。

⑥ 各地域の特色ある文化芸術の発展

各地域において人々の日常生活の中ではぐくまれてきた多様で特色ある文化芸術が我が国の文化芸術の基盤を形成していることにかんがみ、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図る。

⑦ 我が国の文化芸術の世界への発信

我が国と諸外国の文化芸術の交流や海外の文化芸術への貢献が、我が国の文化芸術のみならず、世界の文化芸術の発展につながることにかんがみ、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図る。

⑧ 国民の意見の反映

文化芸術の振興のためには、文化芸術活動を行う者その他広く国民の理解と参画を得ることが必要であることを踏まえ、文化政策の企画立案、実施、評価等に際しては、可能な限り広く国民の意見を把握し、それらが反映されるように十分配慮する。

4. 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

文化芸術の振興のための施策を講ずるに当たっては、各施策の枠を越え、横断的に以下の事項に留意して、取り組む。

(1) 芸術家等の地位向上のための条件整備

芸術家等（基本法第16条に規定する「芸術家等」を言う。以下同じ。）が活発な創造活動を行い、優れた文化芸術を国民が享受するとともに、新たな芸術家等が育成されていくためには、芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境を整備することが重要である。

芸術家等や文化芸術団体などの取組と連携しつつ、芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家等に対する積極的な顕彰等を行い、芸術家等の社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。

(2) 国民の意見等の把握、反映のための体制の整備

文化芸術は、国民すべての生活や社会の在り方に深くかかわるものであることから、文化芸術の

振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見等を集約し、反映させていくことが重要である。

文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、芸術家等や学識経験者のみならず広く国民の意見等を十分に把握し、それらが反映される体制の整備に努める。

(3) 支援及び評価の充実

文化芸術活動に対する支援については、公正性及び透明性が確保され、国民の理解を得ることができるよう、施策の目的に応じ、適切な審査方法及び評価に従って実施し、その結果を公開する。また、支援に際しての評価の方法について、文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法を開発、確立していく。

さらに、より効果的な支援を行うため、支援の仕組みや方法などの在り方及び多様な手法の活用について検討を進める。

なお、公的な支援を受けている芸術家等や文化芸術団体に対しては、その活動成果等の積極的な国民への還元や、適切な情報公開、鑑賞者等の拡大や効果的な運営などの努力を求めている。

(4) 関係機関等の連携・協力

文化芸術の振興に関する施策を推進するに当たっては、関係府省間の密接な連携・協力体制を整備し、総合的かつ一体的な推進を図る。

また、関係機関、地方公共団体、関係団体等との連携を深め、効果的に施策を推進していく。

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1の「文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、国は、以下のような施策を講ずる。

1. 各分野の文化芸術の振興

文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組んでいく。

(1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、次の施策を講ずる。

- ・「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」の推進等により、我が国の芸術の向上の直接的な^{けん}牽引力となる創造活動に対して重点的に支援を行い、世界に誇れる文化芸術活動を伸長する。
- ・広く優れた芸術を創造し、国民に親しまれるようにするため、地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、幅広い文化芸術団体の活動に対し、「芸術文化振興基金」などによる助成を行う。
- ・内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- ・新国立劇場における公演の充実を図る。

(2) メディア芸術の振興

近年の情報通信技術等の進展に伴い、メディア芸術は、広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、諸外国に対して文化芸術のみならず、我が国への理解や関心を高める媒体ともなっていることを踏まえ、次の施策を講ずる。

- ・メディア芸術の一層の振興を図るため、多元的な資金の導入、関連拠点の整備などメディア芸術に係る人材養成から製作、保管、利活用までを一体的に進める方策について検討を行う。
- ・メディア芸術作品の製作・上映等への支援、漫画、アニメーションなどの海外発信及び国内外の映画祭等への出品等を推進するとともに、優れたメディア芸術の製作者等の育成を図る。
- ・国内外の優れたメディア芸術作品を鑑賞する機会、特に、子どもたちの映画の鑑賞機会の充実を図る。
- ・優れたメディア芸術作品に対する発表や顕彰の場であるメディア芸術祭等の充実を図る。

(3) 伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- ・伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- ・国立劇場、国立能楽堂及び国立文楽劇場における公演や、各地域における普及のための公演を推進する。
- ・伝統芸能の所作や楽器に触れる体験をする機会の提供を通じて、伝統芸能に親しむ人々の拡大を図る。特に、子どもたちが伝統芸能を身近に親しむことができる機会の充実を図る。
- ・伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的な技術の継承及び原材料の確保を図る。
- ・ユネスコ（国連教育科学文化機関）の「人類の口承及び無形遺産の傑作宣言」を通じて、世界的にたぐいのない価値を有する我が国の伝統芸能を世界に発信する。

(4) 芸能の振興

芸能の創造活動が活発に行われるよう、次の施策を講ずる。

- ・「文化芸術創造プラン」による芸能の創造活動への重点的な支援や、関係団体の育成などを行う。
- ・広く国民に芸能が親しまれるようにするため、幅広い活動に対して、「芸術文化振興基金」などによる助成を行う。

(5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及を図るため、次の施策を講ずる。

- ・地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、生活に密着した衣・食・住に係る生活文化や、国民の間で定着し、長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進するとともに、関係団体の育成を図る。
- ・子どもたちが生活文化や国民娯楽を身近に親しむことができる機会の充実を図る。

- ・国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等の普及を図るための環境整備を図る。

2. 文化財等の保存及び活用

文化財は、我が国の歴史の営みの中で自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる。

- ・建造物・史跡等の文化財の周辺環境や文化的景観、近代の科学・産業遺産、生活用具等の歴史的な価値を有する我が国の文化的な所産などの保存・活用方策について検討を進める。
- ・生活、教養、嗜好等に関する技能・技術に関し、特に、消失のおそれのある民俗技術について重点的に調査や記録作成の措置を進めるとともに、その特性や実態に応じた保護方策について検討する。
- ・有形文化財（有形民俗文化財を含む）について、その種別や特性に応じて計画的に保存・修復を進める。また、保存施設等の整備、建造物の安全性の向上、防火安全対策、伝統的建造物群保存地区をはじめ文化財集中地域等における総合的な防災対策の検討など、防災対策の充実を図る。その際、科学的な調査研究の成果を生かした取組を推進する。
- ・無形文化財（無形民俗文化財を含む）について、伝承者の確保・養成や、用具の製作・修理など、保存伝承のための基盤の充実を図るとともに、記録映像等の活用を図る。
- ・伝統的な様式表現を伴う身体文化について、適切に保存及び活用を図る。
- ・文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存を図る。
- ・「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に従い、地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産の登録推薦を進めるとともに、登録後の文化遺産の適切な保存を図る。
- ・国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、情報通信技術や様々な映像技術など多様な手法も用いて、公開、活用を推進する。特に、史跡等については、必要に応じて史実に基づいた復元等の整備を行うことにより、国民に分かりやすい形での公開を促進する。
- ・子どもたちが、学校や地域において継続的に文化財を学習、体験できる機会の充実を図る。
- ・文化財の保存及び活用に当たり、地方公共団体、大学、専門的機関、NPO（民間非営利組織）・NGO（非政府組織）などの民間団体の活動や、文化ボランティア等の自主的、主体的な活動との適切な連携協力を促進する。
- ・独立行政法人文化財研究所が、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において我が国の中心的な役割を果たすことができるように、その充実を図るとともに、同研究所や大学等における文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

3. 地域における文化芸術の振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、次の施策を講ずる。

- ・地域住民の文化芸術活動への参加を促進するための機会や、各地域における公演・展示等への支援

を行う。

- ・都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。
- ・地域の特色ある文化芸術や、豊かな自然を生かしたまちづくりなど地域に根ざした文化芸術活動を促進する。
- ・地域の文化芸術活動の指導者や地域の文化芸術団体の育成を図るとともに、地域間の文化芸術の交流を促進する。
- ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）に基づいて、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

4. 国際交流等の推進

文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展及び世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

- ・伝統文化から現代文化に至るまで魅力ある我が国の文化を総合的かつ計画的に発信するため、官民を通じた国際文化交流を進める上での理念や具体的な方策等を明確にし、関係府省及び国際交流基金その他の関係機関等の緊密な連帯・協力の下、国際文化交流を推進する。
- ・文化芸術に関する国際的な相互交流や意見交換を推進するとともに、我が国の文化人・芸術家等と海外関係機関との交流を強化することにより、国際的な人的ネットワークを形成する。
- ・文化交流の国内の拠点である国立の文化施設、文化交流機関等において、相手国の対応機関との継続的な専門家の交流や各種事業の共同実施を推進し、国際文化交流のネットワークづくりを推進する。
- ・関係機関の連携、ネットワークの有効な活用を通じて、芸術家や文化芸術団体の相互交流、各分野の文化芸術の国際交流、国際フェスティバルの開催、我が国の文学作品の翻訳による海外発信などを推進する。
- ・二国間又は国際機関を通じて、人類共通の財産である世界的な文化遺産の保存修復のための協力や、人材育成、共同研究などを積極的に展開するとともに、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」（平成14年12月9日発効）の適切な実施を図る。

5. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- ・今後の文化芸術活動の発展等に伴い必要とされる新たな分野の芸術家等の養成及び研修体制の整備や、優れた才能を発掘し、能力を引き出すため早期の教育システムについて検討を進める。
- ・学芸員、舞台技術者・技能者、文化財修理技術者等の専門性の向上を図るための資格の在り方について検討を進める。
- ・芸術家等の海外留学や国内研修の充実、各分野の文化芸術団体等が行う研修への支援、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会の充実、世界的な芸術家による指導の機会の充実などを図る。

- ・伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体の管理運営者、企画・管理担当者（アートマネージャー）、舞台技術者、技能者、学芸員など、文化芸術活動に携わる幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修の充実を図る。
- ・大学等や国立の文化施設等における教育及び研究の充実を図る。

6. 国語の正しい理解

言葉は、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化の基盤としての国語の重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性について認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- ・分析力や論理的思考力、表現力、創造力など、これからの時代に求められる国語力や、そのような国語力を身に付けるための具体的方策について明らかにし、家庭、学校、地域を通じて、総合的に国語教育の資的量的充実が図られるよう、新しい時代に向けての国語力向上施策を推進する。
- ・学校教育に携わるすべての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。
- ・家庭や地域において、国語に対する意識を高めるため、言葉に関する講演会の開催や体験活動を推進し、国語力の育成及び、向上を図る。
- ・近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫^{はん}などの状況や放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し、国民に分かりやすくするという観点から、公用文書等における表現を工夫するとともに、国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- ・独立行政法人国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究の充実を図る。

7. 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような多様な学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

- ・国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応し、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など、日本語教育の充実を図る。
- ・地方公共団体などの関係機関や日本語ボランティア等との連携協力を図りつつ、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語ボランティアの養成及び研修など、地域における日本語教育の充実を図る。
- ・海外における日本語学習の広がりにこたえるため、日本語教員等の海外派遣・招へい研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

8. 著作権等の保護及び利用

文化芸術の振興の基盤を成す著作権等について、国際的な動向を踏まえるとともに、「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）及び「知的財産戦略大綱」（平成14年7月3日知的財産戦略会議決定）に沿って、その保護の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- ・メディア芸術を支えるデジタル・コンテンツ産業も含め、著作者等の権利の適切な保護を図るため、国際的に条約の検討が進められている放送事業者や実演家の権利の拡充など、ネットワーク上での著作権の保護強化等を図る。
- ・我が国では、著作物等の創作時・利用時における契約システムが十分に機能していない面があるため、権利者や利用条件等が曖昧^{あいまい}となり、適切な保護や円滑な利用の促進に支障が生じているとの指摘がある。このため、著作物等の適正かつ円滑な流通を促進する観点から、新技術と著作権契約システムを組み合わせた著作物等の新しい流通システムの構築に向けた取組を支援する。また、ネットワーク上での著作権契約システムの研究開発や、著作物等の利用可能範囲に関する権利者の意思表示システムの開発・普及を行う。
- ・国内外において我が国の著作物等の海賊版を防止・撲滅するため、官民が連携して対策に取り組む体制づくりを行うとともに、二国間、多国間の枠組みを通じ、適切な保護を求める。
- ・デジタル化、ネットワーク化に対応した国際的な著作権保護を進めるため、W I P O（世界知的所有権機関）などで行われている新たな国際ルールづくり等において積極的な役割を果たす。
- ・インターネットやパソコンの普及など、情報技術の発達・普及による権利者及び利用者の急激な拡大により、著作権に関する知識や意識がすべての人々に必要不可欠なものとなり、著作権の保護や適切な契約の習慣が広く多くの人々に受容される状況を作っていくことが、必要となっている。このため、学校教育、ネットワークを利用した情報提供など、様々な方法により、著作権に関する知識と意識の普及を図る。
- ・著作権の侵害については、基本的に、権利者自らが侵害の事実を発見・立証する必要があるが、情報通信技術の進展に伴う著作物等の創作・利用形態の多様化が進むに従い、権利侵害行為や損害額の立証などが困難になってきている。このため、著作権に係る権利行使の実効性を確保するため、司法による権利救済に係る諸制度の充実を図る。

9. 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備し、心豊かな社会を実現していくため、特に、高齢者、障害者、青少年などへのきめ細やかな配慮等を図りつつ、次の施策を講ずる。

(1) 国民の鑑賞等の機会の充実

- ・国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行う。
- ・国民文化祭の開催をはじめ、国民の文化芸術に関する参加や関心を喚起する機会の充実を図る。
- ・国民の文化芸術活動への参画に資する文化ボランティア活動を活発にするため、各地域や文化施設等における文化ボランティア活動の場の整備、情報の提供、相互交流の推進などの環境の整備を図る。

(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

- ・文化施設等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者等が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造しやすい環境の整備を促進する。
- ・文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館

料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。

- ・高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動に配慮した活動を行う団体等の取組を促進する。

(3) 青少年の文化芸術活動の充実

- ・完全学校週5日制の実施も踏まえ、青少年が各地域において多種多様な文化芸術に直に触れ、体験できる機会の充実を図るとともに、学校や文化施設等を拠点として、子どもたちが伝統文化や生活文化を継続的に体験・修得できる機会の充実を図る。
- ・青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援を行うとともに、各地域における社会教育関係団体などによる、青少年の自主的な文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
- ・各地域において青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- ・各地域の美術館、博物館、文化会館、図書館などにおける児童生徒向けの教育活動及び体験の機会の提供を促進するとともに、学校教育との連携・融合を促進する。

(4) 学校教育における文化芸術活動の充実

- ・初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情などを涵養し、豊かな心と感性を持った人間を育てる。
- ・「総合的な学習の時間」などを活用し、積極的に、文化芸術に関する体験学習など文化芸術に関する教育の充実を図るとともに、優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
- ・子どもたちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに、各教科の授業や部活動において、優れた地域の芸術家や、文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる者等が教員と協力して、指導を行う取組を促進する。
- ・授業において、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げる等、我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。
- ・全国高等学校総合文化祭など文化芸術の発表機会の充実を図る。

10. 文化施設の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮されるよう、次の施策を講ずる。

- ・法的基盤の整備や税制上の措置などの方策により、劇場、音楽堂等の活動の円滑化、活発化を図る。
- ・各地域の劇場、音楽堂等の公演等への支援、芸術家等の配置等の支援、情報の提供などを充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。
- ・各地域の劇場、音楽堂等の施設設備の適切かつ安全な環境の確保を図るとともに、施設の管理運営等に関し、それぞれの目的等に応じて、多様な手法を活用してサービスの向上、運営の効率化等の配慮が行われるよう促進する。
- ・国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進する。また、「国立劇場おきなわ」を開設し、組踊をはじめ沖縄の伝統芸能の保存・振興を図るとともに、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域

の交流の拠点とする。

- ・劇場、音楽堂等における活動に不可欠な企画・管理担当者、舞台技術者・技能者、文化施設の職員等の資質向上のための研修の充実を図る。

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

国民の要望の多様化、高度化を踏まえ、美術館・博物館が優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- ・美術館、博物館の活動がより円滑かつ活発となり、質の高い展覧会の開催などが促進されるための施策について、法的整備も含め、検討を進める。
- ・寄附等に係る税制上の措置などの方策により、所蔵品の充実や安定した運営を図る。
- ・国内外の優れた美術品等の鑑賞機会の一層の拡充を図るため、利用者の要望に対応したサービスの向上や、登録美術品制度の活用を進める。
- ・各地域の美術館、博物館の展示等への支援を充実するとともに、学習の場としての機能の充実や、他の美術館、博物館、社会教育施設、学校等との連携した活動を促進する。
- ・国立美術館、国立博物館が、国内外の美術館、博物館の連携の中核的・指導的役割を十分に発揮できるよう各機能の充実を図るとともに、「九州国立博物館」（仮称）及び新しい国立美術展示施設を開設し、国民の文化芸術活動の機会の一層の充実を図る。
- ・魅力ある施設づくりの核となる学芸員等の資質向上のための研修の充実を図る。
- ・優れた文化財、美術品等の積極的な公開・展示を進めるため、映像技術や情報通信技術を活用した記録・保存・公開を促進する。
- ・多様化・高度化する国民の要望に対応した情報拠点として、国民に親しまれる図書館づくりを進めるとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月2日閣議決定）に基づき、子どもの読書活動の推進を図る。

(3) 地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- ・各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- ・学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない余裕教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- ・学校や、文化施設以外の施設など様々な場について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等による文化芸術活動での幅広い利用を促進する。

(4) 公共の建物等の建築に当たっての配慮

- ・公共の建物等の施設の整備に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や地域の歴史、文化等との調和が取れたものとなるよう形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努める。

11. その他の基盤の整備等

(1) 情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は、文化芸術の創造活動のみならず、その成果の普及や享受を通じて、人と人との結びつきを強め、協働・共生社会の実現に資するなど、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから、次の施策を講ずる。

- ・文化芸術に関する情報や画像等について、地理的制約を受けずにその活用を可能とするネットワークの構築を推進する。
- ・我が国の多様な文化芸術、映画フィルム、文化財等について、デジタル技術、インターネット、CD-ROM等を活用して、保存、展示、国内外への公開等を推進する。その際、デジタル化された画像等を文化芸術活動以外の様々な活動においても活用しやすくするよう配慮するとともに、学校教育における活用の促進の観点から、子どもたちが理解しやすいものとするということにも留意する。
- ・情報通信技術の活用のための研究開発を推進する。
- ・文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、次の施策を講ずる。

- ・国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料、特色ある取組事例等を積極的に収集し、提供する。
- ・国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術の振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。
- ・地方公共団体、芸術情報プラザなどの文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

(3) 民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

- ・文化芸術活動に対する寄附の促進を図るための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。
- ・文化芸術団体等と連携しつつ、文化芸術関係者が寄附等を受けやすくなる仕組みの整備を促進する。
- ・文化芸術関係者をはじめ広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による文化芸術活動への支援の事例などについて、文化芸術団体等と連携をしつつ、情報の収集及び提供を行う。
- ・文化芸術関係者の寄附金等の確保のための活動の促進を図るとともに、社会全体で文化芸術活動への支援を促進していくための機運の醸成を図る。

(4) 関係機関等の連携等

- ・文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関などの間の連携を強化する。

- ・文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携が図られ、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。

(5) 顕 彰

- ・これまで顕彰の機会が少なかった文化芸術の分野も視野に入れ、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者や、文化芸術の振興に寄与した者に対して積極的に顕彰を行う。

(6) 政策形成への民意の反映等

- ・文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを反映する体制の整備を図る。
- ・各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動状況、文化芸術の振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。
- ・情報通信技術を活用して、広く国民が文化芸術に関する政策提言等を行うことができる仕組みを構築する。

3 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と今後の課題について（審議まとめ）[関係部分]

〔平成18年2月3日〕
〔文化審議会文化政策部会〕

（略）

第1部 基本方針の在り方等について

1. 基本方針策定後の諸情勢の変化

（1）社会情勢の変化と文化芸術

基本方針が策定されたことにより、国の具体的施策の方向性が明確化され、文化庁予算も平成15年度に初めて1,000億円を突破するなど、文化芸術の総合的な振興は着実な成果をあげつつある。また、地方公共団体でも基本法や基本方針を受けて、基本法施行後、2府6県、13市、1町が文化芸術振興に関する条例を策定しており（平成17年10月現在、文化庁調べ）、文化芸術振興計画等を策定する地方公共団体も増えてきている。

このように、基本方針は我が国の文化芸術振興に大きな役割を果たしてきているが、我が国及び世界の諸情勢は急速な変化を続けており、文化芸術をめぐる情勢にも以下のように大きな影響を与えてきている。

①文化的な価値と構造改革

基本方針が策定された平成14年以降の社会情勢の大きな変化として、国内においては構造改革が進められ、官と民の役割分担の見直し、地方分権の推進とそれに伴う国と地方公共団体との役割の見直しが行われたことが挙げられる。時を同じくして、日本経済は長期にわたる経済不況を徐々に脱し、民間の活力が再び活発になってきた。また、政府の規制緩和により新たな分野にも民間が進出できるようになり、市場原理に基づく競争が広がってきている。こうした潮流は、今後も継続すると思われるが、文化芸術の振興に際しては、効率性や市場原理だけではなく、文化的な価値が重視されるべきである。

②民と官の新しい協力

民間部門でも特定非営利活動法人（NPO）やボランティアなど新たな活動形態が国民の間に定着するとともに、民間と行政との連携が進んだ結果として、民と官の新しい関係、協力体制に支えられた活動が広がっている。こうした動きは、従来の「公共＝官・行政」という概念にとらわれることなく、民と官の新しい協力の在り方や担い手を生み出そうとしており、現在検討が進められている公益法人制度の改革もこうした動きを促進することが期待される。

③情報通信技術の発展と文化芸術

情報通信技術の発展により、インターネットや電子メールなどが国民生活に定着し、社会に流通する情報やコミュニケーションの手段が多様化した。インターネットにより、情報は国境を越えていつでも

簡単に入手できるのみならず、ホームページやブログ*により人々が情報を発信できるようになっている。その一方で、高度な情報通信技術は、人間関係の希薄化、実体験の不足といった負の側面をももたらしっていると指摘されており、文化芸術体験を通じて他者に共感する心をはぐくみ、人と人とを結び付けていくことが期待されている。

④少子高齢社会や地域社会における文化芸術の新しい役割

我が国では全体として少子高齢化が一層進み、特に地方においては過疎と高齢化が進展し、都市においても単身世帯が急速に増加して、地域社会（コミュニティ）の機能が低下していると指摘されている。また、地方公共団体においては、いわゆる「平成の大合併」により大規模な市町村合併が行われ、これまでの地域単位での様々な活動が変化を余儀なくされていると言われている。こうした中、芸術家等による芸術普及活動（アウトリーチ）や、教育・福祉などの分野を通じた地域社会への働きかけなどにより、社会を活性化するという文化芸術活動のもつ役割が発揮されることが期待されている。

⑤グローバリゼーションと文化芸術

国際的な視点に立つと、政治、経済における地球規模化（グローバリゼーション）は一段と進展した。インターネットの普及がそれを加速させ、文化芸術を含むあらゆる分野において国境を越えた交流と対話、協力が活発になってきている。

（２）文化芸術をめぐる情勢

①文化芸術の振興における民間の役割

まず、文化芸術分野における民間の非営利活動や文化ボランティアによる活動が急速に拡大し、社会の多様な需要に対して機動的に対応できるようになってきており、文化芸術活動における重要な担い手に成長していることが挙げられる。また、企業の多様なメセナ活動が活発に展開されるようになり、地域文化の振興に対する支援や特定非営利活動法人などの新たな担い手への支援と連携など企業の特色ある活動が実施されている。

こうした民間による文化芸術活動への支援と連携は、これからの文化芸術の振興において重要な核となっていくことが予想され、国を初めとする行政がこれらをどのように支えていくのかが大きな課題となっている。

②指定管理者制度の問題点

地域に目を向けてみると、地方公共団体が文化施設の充実に努めた結果、文化会館や美術館、博物館などの文化芸術活動の基盤はおおむね整備されたと言える状況になってきた。地域で伝統文化、音楽や演劇など独自の文化芸術活動が活発に展開され、国内のみならず海外でも高い評価を受けるものも生まれてきている。そうした中、公立文化施設に対しては、いわゆる「指定管理者制度」の導入により、地域の文化芸術振興に当たっての施設の在り方等についての検討の深まりや、民間の新たな発想や方法

* 個人運営で日々更新される日記的なホームページの一形態の総称。

(ノウハウ)による効果的かつ効率的な文化施設等の運営への期待が寄せられる一方で、これまで地域で培われてきた舞台芸術創造活動や博物館等における地道な資料収集をはじめとする調査研究業務が、安定的かつ継続的に実施されなくなるのではないかと懸念も生じてきている。

③少子高齢化と地域における伝統芸能の継承

地域における過疎や少子高齢化のため伝統文化を継承する人材が不足し、例えば、祭りや伝統芸能などの地域の歴史に根付いた文化芸術活動や、文化財を次代に伝えていくことが困難となってきた。また、地域社会（コミュニティ）の機能低下及び市町村合併に伴う地域の再編などにより、地域固有の伝統文化が失われかねない状況になっている。

④文化の多様性の重視

国際的にみると、世界の各地域では風土や歴史を背景として様々な文化が生まれ、文化の多様性が形成されてきたが、経済の地球規模化（グローバリゼーション）に伴い、特定の文化芸術活動が世界を席卷することによって、世界の文化が画一化することが懸念されている。こうした背景により、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）では、昨年10月に文化多様性条約が採択されたところである。

⑤地域における特色ある文化芸術の重要性

我が国は古来より、多種多様な外来文化を受容しつつ独自の文化を形成してきたが、その一つの要因として、各地域が自然や歴史を反映した特色ある文化を育んできたことが挙げられる。しかしながら、政治経済の東京一極集中に伴い文化芸術活動についても同様の状況が進むとともに、マスメディアで「有名」となった文化芸術活動を招いて鑑賞することが全国レベルの文化芸術を享受していると考えられる傾向がなかったであろうか。近年、地域の文化（文化資産）が見直され、その独自性を生かした取組が徐々に進められてきており、こうした取組を着実に進めていく必要がある。

（３）我が国における文化芸術の振興の考え方

基本方針にあるとおり、文化は人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜び、自己実現の契機をもたらし、人生を豊かにするものである。また、文化のなかでも芸術活動は、新しい価値観の提示や人々の創造性を刺激し、社会の変革の契機ともなり得る。現代社会において文化芸術の振興は、我が国を豊かにしていくために必要不可欠なことであるという認識が広がりつつある。

基本法の制定及び基本方針の策定により、我が国の文化施策は相当の進展を遂げたが、社会情勢の急激な変化を踏まえ、今後更なる前進を目指さなくてはならない。

①経済と文化は国の発展を促す車の両輪

文化の在り方は経済活動に多大な影響を与えると同時に、新たな需要や高い付加価値を生み出し、産業の発展にも寄与するものである。すなわち、経済と文化は車の両輪のように作用し合うことにより社会に活力をもたらすものであり、「文化は国の力」であることを再認識する必要がある。

②文化芸術ならではの国際交流や海外貢献を

国際交流が活発になる中で、文化交流を通じて各国が互いの文化を尊重し、様々な文化的背景の中で暮らす人々が共生していくことが一層重要になってきている一方、伝統文化から映画やアニメ、生活文化まで我が国の様々な文化芸術を広く世界に発信し、文化芸術に関する国際的な交流の推進を図ることが求められている。それが、世界の文化多様性をより豊かにするために、我が国に期待されている文化的な貢献であると言えよう。

③長期的な取り組みこそ重要な文化芸術

また、文化芸術と市場原理との関係について言えば、文化芸術の振興に際し効率性や採算性も重要な観点ではあるが、これのみが評価の基準とされることは適当とは言えない。文化芸術においては、市場原理に基づく短期的な競争による「勝ち組」のみが生き残るのではなく、長い時間をかけて人々に選ばれた「時間による選別」に耐えることのできたものが残っていくのである。効率性だけを追求した「安上がりな文化芸術」は決して永続しない。人類悠久の歴史を通じて得られたこの事実を私たちは忘れてはならない。文化芸術の最終的な評価を決めるのは時間である。その視点に立って考えるならば、文化芸術を豊かな社会の構築に役立たせるには、長期的な視野に立って文化芸術の振興を図る必要があることは明らかであろう。

④次世代の文化芸術を継承する子どもたちのために

文化芸術の振興を考えるに当たっては、人々に生きる喜びや感動をもたらすとともに、人と人をつなぎ社会を豊かにしていく文化芸術を振興していくことが今日においてますます重要になってきている。特に、これからの我が国を担う子どもたちが本物の文化芸術活動に触れて、豊かな心や感性をはぐくんでいける環境の整備が大切であり、それが我が国の文化芸術を次世代に継承していく大きな力となることを、文化政策部会としては強調したい。

2. 基本方針の見直しについて

現在の基本方針は、「第1 文化芸術の振興の基本的方向」と「第2 文化芸術の振興に関する基本的施策」の二部構成となっている。

基本方針の見直しに当たっては、基本法に関する国会審議及び附帯決議に留意しつつ、基本法の趣旨に沿ってその見直しを考えることが必要であるが、「第1 文化芸術の振興の基本的方向」における文化芸術の振興の必要性や基本理念のように、文化芸術の振興にとって普遍的と考えられるものについては、社会情勢の変化にかかわらず、この趣意が今後とも記述されるべきである。

一方で、前述のような文化芸術をめぐる情勢の急激な変化を踏まえ、基本方針の見直しが必要となっている部分もあるのではないかと考える。特に、基本法施行後に課題となった事項に関しては、重視すべき方向や留意すべき事項に盛り込んでいくことが必要である。また、これらは「第2 文化芸術の振興に関する基本的施策」において具体的に反映されるべきである。そして、それにより、時代に対応した文化芸術の振興の在り方を、国民にわかりやすく示すことが求められる。

文化芸術の振興は国民の高い関心事であり、国がこれからどのような文化芸術振興施策を目指していくのかについて国民の理解を得ることが大切である。そのためには、文化審議会における検討のみならず、広く国民に開かれた議論がなされることが期待される。それとともに、基本方針の見直しに当たっては、国民にとってわかりやすい表現に努めることが求められる。基本方針の見直しを通じて、我が国における文化芸術の振興の在り方について広範な国民的議論がなされ、心豊かな国民生活と活力ある社会に寄与する文化芸術施策が、一層推進されるようになることを期待したい。

第2部 基本方針の評価と今後の課題

(以下略)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

(以下略)

10. 文化施設の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

- 文化芸術の基盤となる文化施設を充実することは、文化芸術の振興にとって極めて重要である。
- ここ20年間で、地域においても音楽や演劇専用の文化会館や美術館が多数開館している。内閣府が平成15年に実施した「文化に関する世論調査」によれば、文化施設の整備・充実を希望する割合は減少してきており、地域の文化施設の整備は相当程度進んでいるという認識が広がっている。従来、文化施設はハード（ハコモノ）の面から捉えられる傾向にあったが、文化会館等が有する文化芸術の創造機能や、美術館・博物館が有する教育機能や調査研究機能への期待が高まってきている。
- 一方で、文化施設等の整備は進んだものの、文化会館や美術館、博物館の職員数は伸び悩んでおり、専門性を有する職員や技術者を確保できない施設も少なからず存在しており、文化施設がその役割を十分果たすことのできる環境や条件の整備が求められている。
- 平成15年9月施行の改正地方自治法により、民間事業者（株式会社、特定非営利活動法人等）も議会の指定を受ければ、「公の施設」の管理を受任できるようになった（いわゆる「指定管理者制度」）。同制度は、公の施設を民間等の活力を利用して効率的・効果的に運営・管理することにより、利用者の利益に資することを目的として制定されたが、文化芸術関係者の間には同制度の導入により文化会館や美術館、博物館などの管理・運営が経済性や効率性のみで判断され、文化芸術の観点がなおざりにされるのではないかと懸念もある。文化施設の管理・運営に関しても、その経済性・効率性を無視することはできないが、文化施設が社会に対して果たしている役割や貢献を考慮して、指定管理者制度の適用には、文化施設が本来有する使命や目的、地域における役割等を踏まえ、その文化的側面に十分配慮することが必要である。
- 設置者である地方公共団体には、地域の文化行政における文化施設の果たすべき役割を明確に位

置づけ、指定管理者制度導入の可否を含め、文化芸術を振興する観点から文化施設の充実方策を検討することが求められる。

- 国立美術館、国立博物館等の国立文化施設については、独立行政法人化されて以来、業務の効率的かつ効果的な実施に一定の成果を挙げてきている。これらについては、市場化テストの導入など更なる効率化のための取組を求める声もあるが、国立文化施設の果たすべき使命、目的などにかんがみ、慎重な議論が必要である。

(委員からの課題提起)

- ・文化芸術関係者や市民などの地域の様々な人々の議論や活動の拠点となる場の形成が重要ではないか。
- ・指定管理者制度の導入には運用上の不安があるものの、文化施設の管理・運用のための新たな法制や国による指針の提示は、規制緩和や地方分権という時代の流れに逆行する。このため、例えば、社団法人全国公立文化施設協会等の連合団体において基準を設定することが効果的ではないか。
- ・ここでいう「文化的側面」として大切なことは、市場原理や経済効率には時として反することもあるが、文化芸術に携わる人間が試行錯誤を経て獲得し、蓄積してきた経験や技術をしっかりと継承することである。
- ・他省庁所管の法律や制度について、文化振興の観点からの文化的評価（アセスメント）が必要ではないか。
- ・文化施設には、文化芸術系特定非営利活動法人（アートNPO）等の活動も踏まえ、教育機能や仲介的（コーディネート）機能などの新たな機能を持った「第3の文化施設」を展望する視点が必要ではないか。
- ・全国的に美術館は多数整備されたが、今後の文化政策としては、その存在を前提とするのではなく、美術館の持つ機能を十分に発揮できる優れた美術館を拠点として整備していくことを考えていくべきではないか。
- ・地域における美術館の在り方は、地域でもっと議論していくべきではないか。
- ・寄附税制に関して特定公益増進法人の認定を積極的に推進し、個人所有の重要文化財等譲渡の非課税措置や、私立博物館への税優遇制度を拡大すべきではないか。
- ・美術品の貸借に関する国による補償制度は、難しい問題ではあるが検討すべき事項ではないか。
- ・学校教育との連携を推進するため、美術館等の全国組織との連携方策を検討すべきではないか。
- ・美術館、博物館に求められる機能、活動やサービス内容は変化してきている。学芸員に求められる能力は多様となっており、学芸員の資質向上、養成課程（システム）や資格の見直しを検討すべきではないか。

（３）地域における文化芸術活動の場の充実

- 国民が身近にかつ気軽に文化芸術活動を行うことができる場を充実するには、文化施設だけでなく学校施設や社会教育施設を有効に活用することも必要である。文部科学省では「廃校リニューアル50選」報告書等を通じて廃校施設を文化芸術活動の場として利用する方策などを紹介している。こうした情報提供を通じて、地方公共団体や地域の芸術家等に対して、学校や文化施設以外の施設を文化芸術活動に活用する工夫を促していくことが求められる。

（委員からの課題提起）

- ・教育施設や文化施設を有する地方公共団体には、舞台芸術の観客をはじめ将来の文化芸術の担い手を育てるため、学校や福祉施設との連携に取り組む必要があるのではないか。
- ・「関西元気文化圏」のような、民間が主体となった文化の多極化を促進する取組をさらに広げていくべきではないか。
- ・地域の、特に私立の美術館・博物館には個人資産の保存という目的のものもあるが、それを明確にして地方公共団体との連携を深め、文化芸術の振興に生かしていく視点が必要である。

（４）公共の建物等の建築に当たっての配慮

- 公共の建物等の建築には、これまでも周辺地域との調和が取れたものとなるよう配慮することが求められてきた。例えば、平成17年10月に開館した九州国立博物館においては、周囲の山並みと呼応する緩やかな屋根の線を採用するなど周辺環境と一体となったデザインで建設されている。国や地方公共団体の建物等の建設に当たっては、引き続きこうした配慮が必要である。

（以下略）

4 文化財保護法

〔 昭和25年 5月30日法律第214号
最終改正
平成16年 5月 2日法律第61号 〕

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 削除

第3章 有形文化財

第1節 重要文化財

第1款 指定（第27条－第29条）

第2款 管理（第30条－第34条）

第3款 保護（第34条の2－第47条）

第4款 公開（第47条の2－第53条）

第5款 調査（第54条・第55条）

第6款 雑則（第56条）

第2節 登録有形文化財（第57条－第69条）

第3節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第70条）

第4章 無形文化財（第71条－第77条）

第5章 民俗文化財（第78条－第91条）

第6章 埋蔵文化財（第92条－第108条）

第7章 史跡名勝天然記念物（第109条－第133条）

第8章 重要文化的景観（第134条－第141条）

第9章 伝統的建造物群保存地区（第142条－第146条）

第10章 文化財の保存技術の保護（第147条－第152条）

第11章 文化審議会への諮問（第153条）

第12章 補則

第1節 聴聞，意見の聴取及び不服申立て（第154条－第161条）

第2節 国に関する特例（第162条－第181条）

第3節 地方公共団体及び教育委員会（第182条－第192条）

第13章 罰則（第193条－第203条）

附則

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第四号、第153条第1項第一号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第四号、第153条第1項第七号及び第八号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章 削 除

第5条～第26条 削 除

第3章 有形文化財

第1節 重要文化財

第1款 指 定

(指 定)

第27条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(告示、通知及び指定書の交付)

第28条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝または重要文化財の所有者に通知してする。

- 2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
- 3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
- 4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 5 第3項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、30日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(解 除)

第29条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝または重要文化財の所有者に通知する。
- 3 第1項の規定による指定の解除には、前条第2項の規定を準用する。
- 4 第2項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 5 第1項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第2款 管 理

(管理方法の指示)

第30条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第31条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任すべき者（以下この節及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。該管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第32条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第32条の2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要は施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第28条第2項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第12章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、防げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第30条及び第31条第1項の規定を準用する。

第32条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には前条第3項及び第28条第2項の規定を準用する。

第32条の4 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益

の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の変更）

第34条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第3款 保 護

（修 理）

第34条の2 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第34条の3 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第32条の2第5項及び第32条の4の規定を準用する。

（管理又は修理の補助）

第35条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第37条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、

所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第35条第3項の規定を準用する。
(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第38条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前2条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第39条 文化庁長官は、前条第1項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

- 3 前条第1項の規定による修理又は措置の施行には、第32条の2第5項の規定を準用する。

第40条 第38条第1項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第38条第1項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第1項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

第41条 第38条第1項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、前項の補償の決定の通知を受けた日から6箇月を経過したときは、この限りではない。

- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第42条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第36条第2項、第37条第3項若しくは第40条

第1項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者（第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第40条第1項の規定による負担金については同条第2項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めること頃により国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続全額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第1項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
 - 三 第2項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる）
 - 四 第2項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第1項の補助金又は負担金の額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第33条第1項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第1項の規定により納付する金額は、同条第3項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、

この限りではない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第43条の2 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第44条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りではない。

(環境保全)

第45条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国に対する売渡しの申出)

第46条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

- 2 前項の書面においては、当該相手に対して譲り渡したい事情を記載することができる。
- 3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後30日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。
- 4 第1項の規定による売渡しの申出があつた後30日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、前項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
- 5 第1項に規定する者は、前項の期間（その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

(管理団体による買い取り補助)

第46条の2 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物

その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第47条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前2項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第4款 公 開

(公 開)

第47条の2 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

(文化庁長官による公開)

第48条 文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、1年以内の期間を限って、国立博物館(独立行政法人国立博物館が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。)その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用を全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、1年以内の期間を限って、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを命ずることができる。

3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、1年以内の期間を限って、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き5年をこえてはならない。

4 第2項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。

5 前4項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合、その者)から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第49条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財を出品されたときは、第185条に規定する場合を

除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責を任すべき者を定めなければならない。

第50条 第48条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第48条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。

（所有者等による公開）

第51条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期限を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期限を限って、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第48条第4項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前3項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第2項及び第3項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

第51条の2 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第34条の規定による届出があつた場合には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

（損失の補償）

第52条 第48条又は第51条第1項、第2項若しくは第3項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合はこの限りではない。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（所有者等以外の者による公開）

第53条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として許可に係る公開及び当

該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第5款 調 査

(保存のための調査)

第54条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に
対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第55条 文化庁長官は、次の号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に
関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に
当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況に
つき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する
証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しな
ければならない。

3 第1項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償
する。

4 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第6款 雑 則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第56条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いて
する文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さな
ければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。但し、管理
団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りではない。

第2節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第57条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体
が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置
が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の
意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定め

る。

(告示、通知及び登録証の交付)

第58条 前条第1項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2 前条第1項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第1項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(登録有形文化財の登録の抹消)

第59条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第27条第1項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前3項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 第1項から第3項までの規定による登録の抹消には、前条第2項の規定を準用する。

6 第4項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

第60条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理（当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第31条第3項、第32条、第32条の2第2項から第5項まで、第32条の3及び第32条の4の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第1項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失、き損等)

第61条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み

取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（登録有形文化財の所在の変更）

第62条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

（登録有形文化財の修理）

第63条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第32条の2第5項、第32条の4及び第34条の3第1項の規定を準用する。

（登録有形文化財の現状変更の届出等）

第64条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（登録有形文化財の輸出の届出）

第65条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導）

第66条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

（登録有形文化財の公開）

第67条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第47条の2第3項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（登録有形文化財の現状等の報告）

第68条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第69条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第3節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第70条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第4章 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第71条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

4 文部科学大臣は、第1項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者または保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第72条 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の変更等)

第73条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日）から20日以内に文化庁長

官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（重要無形文化財の保存）

第74条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

（重要無形文化財の公開）

第75条 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は保持団体が重要無形文化財を公開する場合には、第51条第7項の規定を準用する。

3 重要無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

（重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）

第76条 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者若しくは保持団体又は地方公共団体その他その保存にあたることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等）

第77条 文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

第5章 民俗文化財

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）

第78条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定には、第28条第1項から第4項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定の解除）

第79条 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財が重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定の解除には、第29条第2項から第4項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

（重要有形民俗文化財の管理）

第80条 重要有形民俗文化財の管理には、第30条から第34条までの規定を準用する。

（重要有形民俗文化財の保護）

第81条 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

第82条 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

第83条 重要有形民俗文化財の保護には、第34条の2から第36条まで、第37条第2項から第4項まで、第42条、第46条及び第47条の規定を準用する。

（重要有形民俗文化財の公開）

第84条 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第80条で準用する第32条の2第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第12章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

2 前項本文の届出に係る公開には、第51条第4項及び第5項の規定を準用する。

第85条 重要有形民俗文化財の公開には、第47条の2から第52条までの規定を準用する。

（重要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第86条 重要有形民俗文化財の保存のための調査には、第54条の規定を、重要有形民俗文化財の所有者が変更し、又は重要有形民俗文化財の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第56条の規定を準用する。

（重要無形民俗文化財の保存）

第87条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

（重要無形民俗文化財の記録の公開）

第88条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第75条第3項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第89条 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(登録有形民俗文化財)

第90条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 前2項の規定により登録された有形の民俗文化財(以下「登録有形民俗文化財」という。)については、第3章第2節(第57条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、第64条第1項及び第65条第1項中「30日前」とあるのは「20日前」と、第64条第1項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第91条 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第77条の規定を準用する。

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の期間その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。)及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治32年法律第87号)第13条で準用する同法第1条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条において準用する同法第1条第2項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第101条 遺失物法第13条で準用する同法第1条第1項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（前条第1項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県教育委員会は、当該文化財の発見及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第1項の報償金の額は、当該都道府県教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。

5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法第13条の規定の適用があるものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物

(指 定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣

に報告しなければならない。

- 3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解 除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

- 3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

- 4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理

に必要な標識，説明板，境界標，囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について，その土地の所在，地番，地目又は地積に異動があつたときは，管理団体は，文部科学省令の定めるところにより，文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は，管理団体は，あらかじめ，その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は，正当な理由がなくて，管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み，妨げ，又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は，この法律に特別の定めのある場合を除いて，管理団体の負担とする。

2 前項の規定は，管理団体と所有者との協議により，管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において，管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は，その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては，当該管理団体は，その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は，管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは，当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については，第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては，管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には，第30条，第31条第1項及び第33条の規定を，管理団体が行う管理及び復旧には，第35条及び第47条の規定を，管理団体が指定され，又はその指定が解除された場合には，第56条第3項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第119条 管理団体がある場合を除いて，史跡名勝天然記念物の所有者は，当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は，特別の事情があるときは，適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には，第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には，第30条，第31条第1項，第32条，第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については，管理責任者がある場合を除く。）の規定を，所有者が行う管理及び復旧には，第35条及び第47条の規定を，所有者が変更した場合の権利義務の承継には，第56条第1項の規定を，管理責任者が行う管理には，第30条，第31条第1項，第32条第3項，第33条，第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し，き損し，衰亡し，又は盗み取られるおそれがあると認めるときは，文化庁長官は，管理団体，所有者又は管理責任者に対し，管理方法の改善，保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ，又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実施調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調

査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第132条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第110条第1項に規定する仮指定を都道府県教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つてゐるものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項、第109条第3項から第5項まで並びに第111条第1項の規定を準用する。

第133条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第59条第1項から第5項まで、第64条、第68条、第111条第2項及び第3項並びに第113条から第120条までの規定を準用する。この場合において、第59条第1項中「第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第110条第1項に規定する仮指定を都道府県教育委員会が行つたときを含む。）」と、同条第4項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第5項中「抹消には、前条第2項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第113条第1項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第118条及び第120条中「第30条、第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第31条第1項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第118条中「第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項」とあるのは「第47条第4項」と、第120条中「第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の継承には、第56条第1項」とあるのは「第47条第4項」と読み替えるものとする。

第8章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第134条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第一号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又

は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第134条第1項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

（重要文化的景観の選定の解除）

第135条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

- 2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

（滅失又はき損）

第136条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する勧告又は命令）

第137条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

- 3 文化庁長官は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第134条第1項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

- 4 第1項及び第2項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

（費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金）

第138条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第4項で準用する第36条第2項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第42条の規定を準用する。

（現状変更等の届出等）

第139条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官のその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

- 3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第140条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第141条 文部科学大臣は、第134条第1項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第137条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による命令又は第139条第3項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第9章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第142条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第1項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法第19条第3項又は第5項の規定による同意又は意見の申出に当たっては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行つた場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第144条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第145条 文部科学大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第146条 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第10章 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第147条 文部科学大臣は文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第71条第3項から第5項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第148条 文部科学大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 文部科学大臣は、保持者が心身の故障のため保持者としての適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 前2項の場合には、第72条第3項の規定を準用する。

4 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第149条 保持者及び保存団体には、第73条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第150条 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができる。

(選定保存技術の記録の公開)

第151条 選定保存技術の記録の所有者には、第88条の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第152条 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

第11章 文化審議会への諮問

第153条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
- 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第90条第3項で準用する第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
- 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第133条で準用する第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
- 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

- 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 十八 第184条第1項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第12章 補 則

第1節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て

（聴聞の特例）

第154条 文化庁長官（第184条第1項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 一 第45条第1項又は第128条第1項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの
 - 二 第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令
 - 三 第92条第2項の規定による発掘の禁止又は中止命令
 - 四 第96条第2項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第5項の規定によるこれらの命令の期間の延長
 - 五 第125条第7項（第128条第3項で準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令
- 2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第43条第4項（第125条第3項で準用する場合を含む。）若しくは第53条第4項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（意見の聴取）

第155条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 一 第38条第1項又は第123条第1項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行
- 二 第55条第1項又は第131条第1項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行
- 三 第98条第1項の規定による発掘の施行

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の10日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第1項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第1項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第156条 次に掲げる処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求又は異議申立てを受理した日から30日以内に、審査請求人若しくは異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第43条第1項又は第125条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第113条第1項(第133条で準用する場合を含む。)の規定による管理団体の指定

2 前項の意見の聴取を行う者は、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに審査請求人又は異議申立人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

(参 加)

第157条 審査請求人又は異議申立人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第1項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該意見の聴取を行う者にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第158条 第156条第1項の意見の聴取においては、審査請求人若しくは異議申立人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁決又は決定前の協議等)

第159条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求又は異議申立てに係る事案について意見を述べることができる。

(手 続)

第160条 第156条から前条まで及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手續は、文部科学省令で定める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第161条 第156条第1項各号に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第2節 国に関する特例

(国に関する特例)

第162条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第163条 重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは，そのものは，文部科学大臣が管理する。ただし，そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第3条第2項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは，そのものを関係各省各庁の長が管理するか，又は文部科学大臣が管理するかは，文部科学大臣，関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第164条 前条の規定により重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため，所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは，国有財産法第15条の規定にかかわらず，無償として整理することができる。

第165条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは，第28条第1項又は第3項（第78条第2項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は，当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては，国宝の指定書を受けた各省各庁の長は，直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは，第29条第2項（第79条第2項で準用する場合を含む。）又は第5項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は，当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては，当該各省各庁の長は，直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し，若しくは仮指定し，又はその指定若しくは仮指定を解除したときは，第109条第3項（第110条第3項及び第112条第4項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は，その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し，又はその選定を解除したときは，第134条第2項（第135条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第109条第3項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は，当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第166条 重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は，この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い，重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第167条 次に掲げる場合には，関係各省各庁の長は，文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財，重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財，重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け，又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し，き損し，若しくは衰亡し，又はこれを亡失し，若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第1項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第32条第1項（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第33条（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）及び第136条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第34条（第80条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第1項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第169条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に関する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長

が協議して定める。

第170条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第1項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第171条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定には、第32条の2第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第30条、第31条第1項、第32条の4第1項、第33条、第34条、第35条、第36条、第47条の2第3項及び第54条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条の規定を準用する。

第173条 前条第1項の規定による指定の解除については、第32条の3の規定を準用する。

第174条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第172条第2項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第32条の4第1項及び第35条の規定を、史跡名勝天然記念物に係る

ときは、第35条、第116条第1項及び第117条の規定を準用する。

第175条 第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用するができる。

2 国有財産法第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第176条 文化庁長官は、第98条第1項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第177条 第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

第178条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第57条第1項又は第90条第1項の規定による登録をしたときは、第58条第1項又は第3項（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第59条第1項から第3項まで（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第59条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属する記念物について第132条第1項の規定による登録をし、又は第133条で準用する第59条第1項から第3項までの規定による登録の抹消をしたときは、第132条第2項で準用する第109条第3項又は第133条で読み替えて準用する第59条第4項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第179条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。

二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。

六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

七 所管に属する登録記念物の所持する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

- 2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき、文化庁長官に通知しなければならない。
 - 3 第1項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第32条第1項の規定を、第1項第三号に掲げる場合に係る通知には第33条又は第61条（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第四号に掲げる場合に係る通知には第62条（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第64条第1項（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第六号に掲げる場合に係る通知には第65条第1項（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第七号に掲げる場合に係る通知には第115条第2項の規定を準用する。
 - 4 第1項第五号及び第2項に規定する現状の変更には、第64条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。
 - 5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項第五号又は第2項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。
- 第180条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。
- 第181条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第60条第3項から第5項まで、第63条第2項及び第67条第3項（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 2 国の所有に属する登録記念物については、第133条で準用する第113条から第118条までの規定は、適用しない。

第3節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

- 第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
 - 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（地方債についての配慮）

- 第183条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（都道府県又は教育委員会が処理する事務）

- 第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第35条第3項（第36条第3項（第83条、第121条第2項（第172条第5項で準用する場合を含む。）及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第37条第4項（第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。）、第46条の2第2項、第74条第2項、第77条第2項（第91条で準用する場合を含む。）、第83条、第87条第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
 - 二 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
 - 三 第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
 - 四 第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
 - 五 第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第130条（第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 六 第92条第1項（第93条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告
- 2 都道府県又は教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
 - 3 都道府県又は市の教育委員会が、第1項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第94条第1項から第4項まで又は第97条第1項から第4項までの規定によるものを行う場合には、第94条第5項又は第97条第5項の規定は適用しない。
 - 4 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第1項第二号に掲げる第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第43条第5項又は第125条第5項
 - 二 第1項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第55条第3項又は第131条第2項
 - 三 第1項第六号に掲げる第96条第2項の規定による命令 同条第9項
 - 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
 - 6 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
 - 7 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
 - 8 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第185条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第48条(第85条で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第186条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第38条第1項又は第170条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第98条第1項の規定による発掘の施行及び第123条第1項又は第170条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第38条第1項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第39条の規定を、第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第3項で準用する第39条の規定を、第123条第1項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第2項で準用する第39条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第187条 都道府県の教育委員会は、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第189条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第191条 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第192条 第110条第1項及び第2項、第112条第1項並びに第110条第3項及び第112条第4項において準用する第109条第3項及び第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

第13章 罰 則

第193条 第44条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

第194条 第82条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

第195条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第39条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第123条第2項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第199条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第200条 第39条第1項（第47条第3項（第83条で準用する場合を含む。）、第123条第2項、第186条第2項又は第187条第2項で準用する場合を含む。）、第49条（第85条で準用する場合を含む。）又は第185条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

第201条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第36条第1項（第83条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者
- 二 正当な理由がなくて、第121条第1項（第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第122条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者
- 三 正当な理由がなくて、第137条第2項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第46条（第83条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第46条第5項（第83条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第46条第1項（第83条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第48条第4項（第51条第3項（第85条で準用する場合を含む。）及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者
- 四 第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者
- 五 第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第68条（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項で準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者
- 七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）、第56条第2項（第86条で準用する場合を含む。）又は第59条第6項若しくは第69条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文

化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

- 二 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第180条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）、第64条第1項（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第65条第1項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第32条の2第5項（第34条の3第2項（第83条で準用する場合を含む。）、第60条第4項及び第63条第2項（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）並びに第80条で準用する場合を含む。）又は第115条第4項（第133条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して3月を超えない期間内において、政令で定める。

（関係法令の廃止）

第2条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和4年法律第17号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）

国宝保存法施行令（昭和4年勅令第210号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正8年勅令第499号）

国宝保存会官制（昭和4年勅令第211号）

重要美術品等調査審議会令（昭和24年政令第251号）

史跡名勝天然記念物調査会令（昭和24年政令第252号）

（法令廃止に伴う経過規定）

第3条 この法律施行前に行つた国宝保存法第1条の規定による国宝の指定（同法第11条第1項の規定により解除された場合を除く。）は、第27条第1項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第3条又は第4条の規定による許可は、第43条又は第44条の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第7条第1項の規定による命令及び同法第15条前段の規定により交付した補助金については、同法第7条から第10条まで、第15条後段及び第24条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第9条第2項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

- 3 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第6条及び第23条の規定を除くほか、なおその効力を有する。
- 4 この法律施行の際現に国宝保存法第1条の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第28条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならない。
- 6 第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5,000円以下の過料に処する。
- 7 この法律施行の際現に国宝保存法第1条の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に通知しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。
- 8 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第28条に規定する重要文化財の指定書を受付するものとする。

第4条 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化庁長官」と、「当該物件ヲ国宝保存法第1条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。

- 2 文化審議会は、当分の間、文化庁長官の諮問に応じて重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定による認定の取消しに関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文化庁長官に建議する。

- 3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第188条の規定を準用する。

第5条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第1条第1項の規定による指定（解除された場合を除く。）は、第109条第1項の規定による指定、同法第1条第2項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第110条第1項の規定による仮指定とみなし、同法第3条の規定による許可は、第125条第1項の規定による許可とみなす。

- 2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第4条第1項の規定による命令又は処分については、同法第4条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第4条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

- 3 この法律施行前にした行為の処罰については、史跡名勝天然記念物保存法は、なおその効力を有する。

（従前の国立博物館）

第6条 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

- 2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

（国の無利子貸付け等）

第7条 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第35条第1項の規定により国がそ

の経費について補助することができる重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第2条第1項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第1項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 重要文化財の所有者又は管理団体が、第1項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第2項及び第3項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- 6 国が第1項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第35条第2項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第3項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

（以下略）

附 則〔平成16年6月9日 法律第84号〕抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成16年政令311号で平成17年4月1日から施行）

5 美術品の美術館における公開の促進に関する法律

平成10年 6 月10日 法律第99号
最終改正
平成12年 5 月31日 法律第91号

(目 的)

第1条 この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 美術品 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。
- 三 登録美術品 次条第1項の登録を受けた美術品をいう。
- 四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であつて、次の要件を満たすものをいう。
 - イ 5年以上の期間にわたつて有効であること。
 - ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。
- 五 公開 公衆の観覧に供することをいう。

(美術の登録)

第3条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

2 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

3 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(契約美術館の設置者の義務)

第4条 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者(以下「契約美術館の設置者」という。)は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。

(承 継)

第5条 登録美術品の所有者について相続、又は合併又は分割(登録美術品を承継させるものに限る。)

があったときは、相続人、又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により登録美術品を承継した法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を継承した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録美術品の所有者から第3条第1項の登録の取消しの申請があったときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならない。

一 登録美術品が第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

二 登録美術品の所有者が、第3条第3項の規定による通知を受けた日から3月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。

三 登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき（その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。）。

五 登録美術品の所有者が不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)

第7条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するとき、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品(第3条第2項第一号に該当するものを除く。)を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

二 登録美術品公開契約を締結したとき。

(契約美術館の設置者の報告等)

第8条 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するとき、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品の引渡しを受けたとき。

二 登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき。

2 契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

(美術館の設置者のあつせん)

第9条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第10条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(登録美術品の公開等に関する指導等)

第11条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(国が所有権を取得した登録美術品の公開)

第12条 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第13条 第8条第2項の規定により届け出た公開及び保管の計画（同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品（第3条第2項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。）の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、当該計画又はその変更の届出があったことをもって、同法第53条第1項本文の許可があったものとみなす。この場合において、同条第3項中「第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に」とあるのは「契約美術館の設置者（美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号）第4条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ。）が同法第8条第2項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出（同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。）をした場合において、当該届出に」と、同条第4項中「第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に」とあるのは「契約美術館の設置者が前項の指示に」と、「許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すこと」とあるのは「公開の停止を命ずること」とする。

2 契約美術館が文化財保護法第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設である場合において、第8条第2項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第53条第2項の規定は適用しない。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6箇月を経過した日から施行する。

(検 討)

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 [平成12年5月31日 法律第91号]

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日から施行する。

6 独立行政法人国立美術館法

平成11年12月22日 法律第177号
最終改正
平成12年 5 月26日 法律第84号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員（第7条－第10条）
- 第3章 業務等（第11条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 第5章 罰則（第15条）
- 附則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、独立行政法人国立博物館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名 称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立美術館とする。

（国立美術館の目的）

第3条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、美術館を設置して、美術（映画を含む。以下同じ。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。

（特定独立行政法人）

第4条 国立美術館は、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第5条 国立美術館は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第6条 国立美術館の資本金は、附則第5条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立美術館に追加して出資することができる。

3 国立美術館は、前項又は附則第6条第1項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第2章 役員

(役員)

第7条 国立美術館に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 国立美術館に、役員として、理事3人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第8条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して国立美術館の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第9条 理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第10条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事になることができる。

2 国立美術館の非常勤理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立美術博物館法第10条第1項」とする。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第11条 国立美術館は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 美術館を設置すること。
- 二 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- 三 前号の業務に関連する調査及び研究を行うこと。
- 四 第二号の業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 五 第二号の業務に関する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 六 第一号の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。
- 七 第二号から第五号までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- 八 第二号から第五号までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第12条 国立美術館は、通則法第29条第2項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定める

ところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 国立美術館は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(美術に関する作品の処分等の制限)

第13条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品（通則法第30条第2項第五号又は第48条第1項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第30条第1項又は第48条第1項の認可をしてはならない。

第4章 雑 則

(主務大臣等)

第14条 国立美術館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第5章 罰 則

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立博物館の役員は、20万円以下の過料に処する。

一 第11条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第12条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第2条 国立美術館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立美術館の成立の日において、国立美術館の相当の職員となるものとする。

第3条 国立美術館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、国立美術館の成立の日において引き続き国立美術館の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であつて、国立美術館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立美術館の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児

童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立美術館の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立美術館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（国立美術館の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第4条 国立美術館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2第1項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、国立美術館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律257号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該議員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立美術館の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合となったものについては、国立美術館の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第2条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第5条 国立美術館の成立の際、第11条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立美術館の成立の時ににおいて国立美術館が承継する。

2 前項の規定により国立美術館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から国立美術館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、国立美術館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第6条 前条に規定するもののほか、政府は、国立美術館の成立の時ににおいて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを国立美術館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（固有財産の無償使用）

第7条 国は、国立美術館の成立の際現に附則第2条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立美術館の用に供するため、国立美術館に無償で使用されることができる。

（政令への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、国立美術館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成12年5月26日 法律第84号〕抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年6月1日から施行する。

7 独立行政法人国立博物館法

平成11年12月22日 法律第178号
最終改正
平成12年5月26日 法律第84号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員（第7条－第10条）
- 第3章 業務等（第11条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条・第15条）
- 第5章 罰則（第16条）
- 附則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、独立行政法人国立博物館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名 称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立博物館とする。

（国立博物館の目的）

第3条 独立行政法人国立博物館（以下「国立博物館」という。）は、博物館を設置して、有形文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。）を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

（特定独立行政法人）

第4条 国立博物館は、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第5条 国立博物館は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第6条 国立博物館の資本金は、附則第5条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立博物館に追加して出資することができる。

3 国立博物館は、前項又は附則第6条第1項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第2章 役員

(役員)

第7条 国立博物館に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 国立博物館に、役員として、理事3人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第8条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して国立博物館の業務を掌理する。

2 通則法19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により館長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第9条 理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第10条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 国立博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立博物館法第10条第1項」とする。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第11条 国立博物館は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 博物館を設置すること。
- 二 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- 三 前号の業務に関連する調査及び研究を行うこと。
- 四 第二号の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 五 第二号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 六 第一号の博物館を有形文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。
- 七 第二号から第五号までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- 八 第二号から第五号までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立博物館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は同項第一号の博物館をこれらの利用に供することができる。

(積立金の処分)

第12条 国立博物館は、通則法第29条第2項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理

を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同額後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 国立博物館は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（有形文化財の処分等の制限）

第13条 文部科学大臣は、国立博物館がその所有する有形文化財（通則法第30条第2項第五号又は第48条第1項の重要な財産であるものに限る。以下にこの条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第30条第1項又は第48条第1項の認可をしてはならない。

第4章 雑 則

（主務大臣等）

第14条 科学博物館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（他の法律の適用の特例）

第15条 国立博物館は、鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項（第二号及び第二号の2に係る部分に限る。）の規定の適用については、国とみなす。この場合において、同項第二号及び第二号の2中「職員」とあるのは、「役員又は職員」とする。

2 国立博物館は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第7条第3項及び第8条第8項の規定の適用については、国の機関とみなす。

第5章 罰 則

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立博物館の役員は、20万円以下の過料に処する。

一 第11条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第12条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第2条 国立博物館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立博物館の成立の日において、国立博物館の相当の職員となるものとする。

第3条 国立博物館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、国立博物館の成立の日において引き続き国立博物館の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、国立博物館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項(同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立博物館の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立博物館の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項(同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立博物館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(国立博物館の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第4条 国立博物館の成立の際現に存する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の2第1項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、国立博物館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立博物館の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合となつたものについては、国立博物館の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第2条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第5条 国立博物館の成立の際、第11条第1項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立博物館の成立の時において国立博物館が承継する。

2 前項の規定により国立博物館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から国立博物館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、国立博物館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第6条 前条に規定するもののほか、政府は、国立博物館の成立において現に建設中の建物等(建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。)で政令で定めるものを国立博物館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(固有財産の無償使用)

第7条 文部科学大臣は、国立博物館の成立の際現に附則第2条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立博物館の用に供するため、国立博物館に無償で使用させることができる。

(政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、国立博物館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成12年5月26日 法律第84号] 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年6月1日から施行する。

8 市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方

〔昭和52年
文化庁文化財保護部〕

目 的

市町村立歴史民俗資料館は、各種開発事業の急速な進展と生活様式の変貌に対処して、山村・漁村・離島・平地農村及び町方など広くその地域の特色を示す民俗文化財あるいは地域の歴史の流れを裏づける遺物・文書などの歴史資料の保存活用を図り、郷土の歴史と文化に対する住民の知識と理解を深めることを目的とする。

設置及び管理

- (1) 市町村（特別区を含む）が設置し、管理は当該市町村教育委員会が行う。
- (2) 職員を常駐させるなど、資料の保存・活用・学習活動などが適切かつ円滑に行われるよう管理体制を確立する。

設置と資料館活動

(1) 用 地

用地は原則として公有地とし、施設の管理運営に適切な場所を選定する。建設予定地の付近に建造物・美術工芸品・民俗文化財・遺跡及び名勝地などの文化財や、公民館・美術館・図書館及び文化会館等の教育文化施設があり、有機的に文化・文化財の学習活動ができることが望ましい。また、公園・緑地・運動場及び公共の広場が近くにあり、住民が気軽に利用できるようなところを選ぶことも必要である。

(2) 施 設

施設は次の二種のうち、いずれかとする。ただし併用してもさしつかえない。

ア．耐火構造として新設するもの。

イ．地方的特色を示す民家、または郷土にとって歴史的に重要な建造物などの既存の建物を利用するもの。

部屋取りの参考例をあげると、事務室、研究室、図書室、整理室、製図室、写真室、学習室（以上は適宜併用してもさしつかえない。）及び展示室、収蔵室、くんじょう室、暗室、機械室（空調機械室）、倉庫、便所。

(3) 収蔵品

その地域の特色を示す民俗文化財、地域の歴史の流れを裏づける文書・遺物等の歴史資料、考古資料。

(4) 資料館活動

各市町村立歴史民俗資料館は、国立歴史民俗博物館、都道府県立歴史民俗資料館との連絡協力関係を強めるとともに、相互の連携を密にし、情報資料の交換や次に掲げるような資料館活動を活発

に行うことが望ましい。

ア．収集保存活動 実物資料の収集保存，視聴覚資料の収集保存，台帳，調査票の作成。

イ．調査研究活動 調査研究，研究成果の発表，収蔵品目録・図録の刊行，調査報告書，研究紀要の刊行，映画の製作。

ウ．公開展示活動 常設展示の開催，民俗芸能等の公開，展示に関する解説目録・図録・案内書等の刊行。

エ．学習活動

I．設置の趣旨に基づき，地域の特性を考慮して以下に掲げる学習活動を継続的に実施することが望ましい。

II．学習活動の内容

a．文化財見学（学習）会の開催

市町村内に所在する遺跡・建造物・美術工芸品・伝統工芸・有形の民俗文化財等を現地に訪ねて実際に見て理解を深める。

b．文化財研修会（研究会）の開催

文化財の概論，市町村所在の文化財の理解を深めるための研修会・講習会あるいは講演会等の開催で，たとえば文化財に係る読書会，遺物・美術工芸品・生活用具等の收集整理の実務研修会，古文書講習会等の開催。

c．物づくり実演（研究）会の開催

焼き物・漆芸・染織等の伝統的工芸技術の研修会，藁・竹・木製品等生活用具の制作技術の研修会の開催。

d．民俗芸能等の伝習会の開催

神楽・田楽・（予祝行事・田植踊等）・風流（太鼓踊・念仏踊・盆踊等）・人形芝居・歌舞伎芝居等の伝習会の開催。

e．口頭伝承の研修会

伝説・昔話・民謡・ことわざ等の伝習及び研修会。

f．生活文化財の研修会（伝習会・体験学習会）

生業（農業・漁業・山樵・養蚕等の過程を体験し共同作業の意義を習得），衣食住生活（在来服物・郷土食・屋敷構え等），年中行事（正月行事・祭礼・盆行事等）等に係わる理解を深め，体験学習会を開催する。

g．その他

芸術文化に関する住民の参加する活動。

III．学習活動推進のための職員等の配置

上記の学習活動を推進するため専任の職員を置くことが望ましい。

また，市町村内より広く人材をもとめ，地元の有識者，経験者（古老）を指導者（講師）に起用し学習活動を充実させることが望ましい。

9 文化財公開施設の計画に関する指針

〔平成7年8月
文化庁文化財保護部〕

第1 文化財公開施設計画の基本的な考え方

文化財（美術工芸品等）を広く公開することは、近年における国民の文化に対する関心の高まりの中で、文化財をより身近なものとし、文化的生活の向上に資する観点から積極的に推進していく必要がある。しかし、我が国の文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等を素材としており、それぞれの材質に則した保存上の対応が求められる。

文化財公開施設の計画に当たっては、このような我が国の文化財の特質を踏まえ、文化財の保存に重大な影響を及ぼすことの内容、施設・設備等について以下の基本的な考え方に基づき検討を進める必要がある。

また、検討に際しては、当初の段階から文化財の展示・保存について経験と知識を有する学芸員を参画させることが望ましい。

1. 建設予定地の環境、建物の配置が文化財の保存・公開にふさわしいものであること。
2. 建物は、耐火・耐震性能に配慮し、安全性を確保していること。
3. 建物内の展示室、収蔵庫等の配置が展示、収蔵、管理等の面から機能的であり、かつ、十分な広さを確保していること。
4. 展示室、収蔵庫等の施設が、適切な展示及び保存環境を確保していること。
5. 文化・防犯等の各設備が適切に配置されていること。

第2 文化財公開施設計画の留意事項

文化財の保存と公開との関係は、必ずしも両立するものではなく、保存科学的な観点からは、相反した問題が内在しているといえる。

従って、文化財の公開に当たっては、できる限り保存に適した諸条件が求められているが、建物や保存環境などを整備することによってこれらの問題を可能な限り解決していく必要がある。

このため、公開施設の建設に際しては、計画段階から十分な検討をしていくことが肝要であり、特に、以下の事項に留意すること。

1 文化財公開施設の立地環境

文化財公開施設は、建設予定地の立地環境によっては、必ずしも文化財の良好な保存に必要な条件を確保することができないおそれがあるので、その選定に際しては、以下の環境に対して十分に留意することが望まれる。

- ア. 地形（具体例・・・急傾斜地、低湿地等）
- イ. 地質・地層（具体例・・・地下水脈、水位、活断層等）
- ウ. 気象（具体例・・・多湿、塩害等）
- エ. その他周辺の環境（具体例・・・大気汚染、降灰、住宅過密地域等）

2 文化財公開施設の設置と施工

文化財公開施設の設計に当たっては、建設予定地の環境を踏まえ、建物、設備、収蔵庫・展示室等の配置及び通路等について、以下の点に留意すること。

また、施工に際しても、解体コンクリートなどの施工の状態や乾燥状態によっては、文化財の保存環境に悪影響を与える場合があるので、慎重に行う必要がある。

(1) 建物設計

ア．建物は、耐火・耐震構造とする。

イ．建物に地下部分を設けた場合は、底盤に防水措置を施すとともに、外壁の防水措置は地下部分だけでなく地表面よりやや上まで施す。特に地下に収蔵庫・展示室を設ける場合は、防水に留意する。

ウ．陸屋根の場合には完全な防水措置を施し、排水口の掃除などの維持管理が容易に行えるように考慮する。

エ．収蔵庫・展示室は、外部の環境からの影響を極力受けにくい設計とする。

(2) 設備設計

ア．空気調和設備

(ア) 空気調和（以下「空調」という。）設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用することが望ましい。

(イ) 空調系統は、展示室と収蔵庫とに分離する。特に、収蔵庫の内部についても文化財の材質等に応じて分離することが望ましい。

(ウ) 収蔵庫の空調は、庫内だけでなく、二重壁内の空気層にも行うように配慮する。

(エ) 騒音・振動を発生する設備機器は、展示室及び写場の近くには設置しない。

イ．照明設備

文化財が置かれる空間には、紫外線除去を施した蛍光灯や白熱灯など紫外線を出さない光源を用い、温度上昇を避けるとともに、文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。

ウ．防火・防犯設備

(ア) 展覧区画、保存区画、管理区画の動線は重ならないようにする。

(イ) 展覧区画については、文化財の安全とともに、観覧者の安全に配慮した防火・防犯設備が必要である。

(ウ) 保存・管理区画については、防火・防犯に係る管理を十分に行う必要がある。

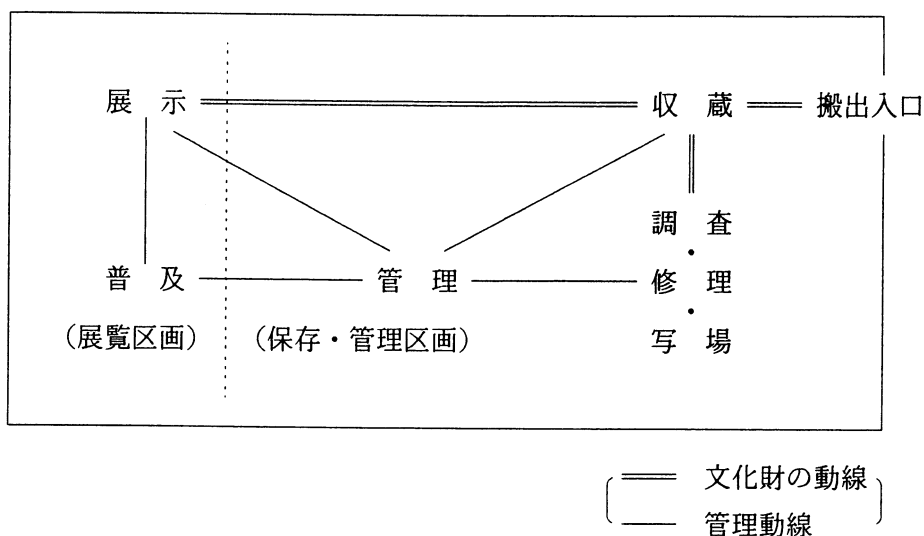
(3) 各部屋の配置設計

ア．展覧区画、保管区画、管理区画を明確に分ける。

イ．収蔵庫・展示室等各部屋の配置に当たっては、文化財の移動を安全、かつ機能的に行えるように、複雑な動線や段差を避ける。

ウ．文化財が置かれる部屋の防火区画は、個々に完全な独立区画とする。

〔文化財保存の観点からの各部屋配置概念図〕



(4) 通路設計

- ア. 通路は，文化財の移動が安全かつ効率的に行われるようにできるだけ短くするとともに曲がり角を少なくし，段差や斜面は極力避ける。
- イ. 通路の有効幅は，2メートル以上とすることが望ましい。

(5) 施工等

- ア. コンクリートの打設は慎重に行い，コンクリートの中に鬆（す）が生じないように注意する。
- イ. 内装工事は，十分な換気・除湿を行うことにより，躯体コンクリートを乾燥させてから行う。
また，内装工事終了から文化財の公開までには，展示ケースを含め室内の乾燥を図るまで十分な期間をとることが望ましい。
- ウ. 建物内の空気環境を安定させるために，コンクリートの打設後から文化財の公開までの期間は，二夏の経過又はこれに相当する環境の実現が望ましい。

3 主要な施設等の設計

文化財公開施設の計画に当たっては，文化財の保存に対する配慮が不可欠であり，収蔵庫はもとより，保存の場としての機能を有する展示室についても，文化財保護の観点から，収蔵展示（観覧者や展示効果に対しても考慮しつつ，収蔵しながら展示する。）の考え方にのっとり収蔵庫と同一の保存環境を実現する必要がある。また，燻蒸施設や調査・整理・修理室等の作業スペース，搬出入口，荷解場，エレベーターなどの付帯施設等についても，文化財の保存環境の維持，安全の確保を図る必要がある。このため，以下の点に留意すること。

(1) 搬出入口

- ア. 搬出入口は，文化財の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にする。
- イ. 搬出入の際は外気の影響が建物内に及ばないようにする。特に，風が強く吹き込む位置に設けることを避け，止むを得ず避けられない場合には，暴風壁や植栽等によって風の影響を防ぐ。
- ウ. 建物内の保存環境を安定させるうえで，搬出入口は，通用口などと兼用せず，文化財専用と

する。

(2) トラックヤードと荷解場

- ア．トラックヤードは、建物内に取り入れるように設け、大型輸送車が格納できるスペースを確保することが望ましい。
- イ．外界の影響を避けるため、トラックヤードの入口及びトラックヤードと荷解場の間にそれぞれシャッターを設置することが望ましい。
- ウ．輸送車の排気ガス処理を図るため、換気設備を設ける。
- エ．荷解場は、梱包資材等の整理・保管及び文化財移動時の安全性を考慮し、荷解作業等を行う上で、文化財にとって安全かつ十分なスペースを確保する。
- オ．荷解場の床高は、文化財の搬出入に差し支えないよう考慮する。

(3) エレベーター

- ア．文化財及び関係する荷物の運搬に使用するエレベーターは専用とし、十分な容積と地震等への安全性を考慮したものとする。
- イ．文化財及び関係する荷物の運搬に使用するエレベーターの入口は、文化財を移動する動線を考慮して、荷解場に面して設置することが望ましい。

(4) 収蔵庫

- ア．地下水や日射の影響を避けるため、地階・最上階・南西に面するなどの位置に配置しないことが望ましい。
- イ．収蔵庫の床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが、将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい。
- ウ．収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ばないようにする。
- エ．間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。
- オ．収蔵庫の外壁が、外部と面する場合結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する。
- カ．収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出によって文化財を汚染するおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する。
- キ．収蔵庫の扉は、出入口は原則として1ヵ所とし、密閉性、防火性に優れたものを設置する。
- ク．収納棚等は、地震等による移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする。
- ケ．収納棚等は、空調の吹出・吸込口の位置を考慮して配置するとともに、庫内の出入口付近のスペースは広くとる。
- コ．漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるように設計する。

(5) 調査・整理・修理室・写場等

これらの部屋は、いずれも直接文化財を取り扱う場所であり、温湿度・照明については収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する。

(6) 燻蒸施設

- ア. 搬出入口の近くで、建物内の他の施設から独立した専用の施設として設置するのが望ましい。
- イ. 原則として建物の外壁に接して設置するとともに、前室を設ける。
- ウ. 燻蒸室及び前室には、それぞれ排気設備を設置する。
- エ. 燻蒸室内には、減圧燻蒸釜や燻蒸庫を設置することも有効である。
- オ. 扉、壁などは、気密性に留意して設計する攪拌装置等を設置する場合は、電気系統を防爆系とする。
- カ. 燻蒸後の排ガス処理装置を設置するとともに、配管は極力短くなるように考慮する。
- キ. 建物の空調・電気等の配管が燻蒸室を通らないように考慮する。

(7) 展示室・展示ケース

- ア. 外光の入る開口部は、原則として設けない。
- イ. 観覧者の出入等より、展示室が著しい外部環境の影響を受けることがないように設計する。
- ウ. 収蔵庫と同一の保存環境を実現するとともに、防犯上からも展示ケースの使用が必要である。
展示ケースの設計については、以下の点に留意すること。
 - (ア) 展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計をする。
 - (イ) ケース内の温湿度調整法にはおおむね次の方式があるが、環境や施設計画、将来の管理・運営を十分に考慮した上で、採用することが望ましい。
 - (a) 調湿剤使用方式
密閉度の高いケースを用い、調湿剤で湿度を一定に保つ方式である。
調湿剤の管理を適切に行う必要がある。
 - (b) 空調方式
空調によってケース内の温湿度を一定に保つ方式である。
吹き出し口からの風が直接文化財に当たらないように考慮し、かつ恒常的に空調を行う必要がある。
 - (c) 自然換気方式
自然換気により、展示室内の空気をケース内に導入する方式である。
展示室内を恒常的に空調して温湿度を一定に保ち、かつ室内の空気の汚れがケース内に直接流入しないように、フィルターの交換を適切に行う必要がある。
 - (ウ) 展示ケースのガラス等は、十分な強度を持ったものを使用する。また、地震等の災害や不慮の事故を考慮して、張り合わせガラス等を使用することなどは有効である。
 - (エ) 移動ケースは、重心の位置を低くし、横すべりなどの防止対策を講ずる必要がある。

4 他の施設と併用する文化財公開施設の設計

他の施設と併用する文化財公開施設としては、おおむね以下の三とおりの形態が考えられる。このような施設の計画に当たっての留意事項は、これまでに述べたことと同様であるが、特に以下の点について配慮されることが望ましい。

- A. 文化、スポーツ施設等との複合。
- B. 各種事務所との複合。
- C. デパート・商業施設等との複合。

(1) A及びBに該当する施設

- (ア) 建設上、防火・防犯区画が画然とし、他の施設の部分と隔絶されていること。
- (イ) 空調・電気・消火設備等が独立して機能していること。
- (ウ) 適正な文化財の保存環境が保てる展示室・収蔵庫が設置されていること。
- (エ) 文化財の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障のないこと。
- (オ) 文化財公開施設専用の出入口を設けていること。

(2) Cに該当する施設

- (ア) 上記の(1)の事項を充足していること。
- (イ) 文化的展観を行う専用施設として商業施設等から隔絶（避難通路を除く）されていること。したがって、出入口は展示施設の専用口であること。
- (ウ) 観覧者の出入口は、公道など将来にわたって必要なスペースが確保される場所に面していること。

10 有形文化財（美術工芸品）の展示を主体とする美術館または美術工芸品を多く取扱う博物館等の施設設置に関する基準について

〔昭和45年
文化庁文化財保護部〕

1 施設について

施設は耐火構造で、建築基準法、消防法、同関係諸法令等に準拠し、各種防災施設を備え、展示室・収蔵庫などに温・湿度調整設備を完備したものであること。

(1) 環 境

建物は周辺に十分な専用スペースのあることが望ましく、市街地に在る場合は、それに応じた防災施設等の諸設備が完備していること。

(2) 建 物

A 必要な施設

展示室・収蔵庫・荷解き場（以上を「展示区画」と呼ぶ。）

管理棟（事務室・管理人室）・研究室・図書室，サービスエリアを不可欠の施設とし，このほかに講堂・写真室・作業室（修理及び工作），殺虫室・食堂・厨房があることが望ましい。

B 配置

展示室・収蔵庫・荷解き場は有機的な連絡を保つことが必要で，前記各室は同一平面に配置されていることが望ましく各室間の運搬は，動線を短く，かつ，単純にし，垂直移動はできるだけ避けられる配置であること。

C 展示区画

① 展示品の搬出入に十分な広さの出入口，通路を有し，展示，収納などに対して十分な天井高があること。

（注） 展示室，荷解き場の一部は4メートル以上の天井高を有することが望ましい。

② 展示室・収蔵庫は地上に設けることが望ましいが，やむを得ず地下に設置する場合は，側壁・床下にドライエリアを設けること。

③ 展示室の面積は延面積の30パーセントを超えず，最低1,000平方メートル以上あることが望ましい。

④ 美術工芸品収納のための収蔵庫の面積は，展示室の50パーセント以上であること。

⑤ 展示室及び収蔵庫の床・壁・天井は二重構造とし，コンクリート壁・スラブには断熱材を打込み，内壁との間は，100～150ミリの空間を設け通気をはかること。また床は木材その他の軟質材でふいてあること。

⑥ 無窓を原則とするが，展示区画に窓のある場合は，網入りガラスを用い，甲種防災戸で閉鎖できること。

D 展示区画以外の各室

① 展示区画の機能を損なわない配置であること。

- ② 食堂・厨房など火気を使用する室は、展示区画から独立していること。

E 防災区画

- ① 展示区画内の各室間は、相互に防災区画として独立できること。
- ② 展示区画と他の区画との間は、甲種防火扉（断熱材充填・煙返し三段以上）により、完全に隔離できること。

(3) 防災設備

A 警火・漏電警報等の防火設備、消火設備、避難設備及び避雷の諸設備を必要とするが、立地条件、面積に応じた十分な配慮が必要である。

- ① 諸設備は、建築基準法・消防法・同関係諸法令等の規定によるものを最低限とする。

B 防犯設備は、防犯灯・防盜装置など十分な設備を必要とし、施錠には十分な配慮が払われていること。

- ① 展示区画から他区画または戸外へ通ずる扉は、本締め錠を用いること。

(注) 蝶番は容易に破壊されない構造であること。

C 消防署、警察署、館内での非常通報の方法が確立し、観客誘導等の放送設備があること。

(4) 空調和設備その他

A 温湿度調整

展示区画のうち特に展示室及び収蔵庫は2系統以上の空調機により展示、収納物件の材質に応じた温湿度調整ができること。空調の風速は、秒速1メートル以下とし、恒常的に強い風が、収納物件に直接当たらないようにすること。機械は24時間運転を原則とする。

- ① 調整の標準値は摂氏20度、相対湿度60パーセントとする。但し、温度は、その土地の夏期における最高気温の平均値マイナス5度、冬期平均気温プラス5度程度保持でもよい。
- ② 立地条件、気象条件が良好な場合には、温湿度の振幅に充分留意して、空調機の運転、時間運転を行ってもよい。
- ③ 空調機械には自動記録装置を併設すること。

B 換気設備

- ① 機械による強制換気と機械によらない自然換気を必要とする。
- ② 都市、海岸、工場地帯等では必要に応じ、空気浄化のための濾過装置を使用すること。

(5) 設備・備品

A 展示室用の常設の陳列ケース(壁付、のぞき、独立)、台、保護棚

- ① 展示に必要十分な数量が各種常設されていること。
- ② 各ケース共開口部が広く、施錠完全なものであること。
- ③ 壁面に固定したケースの後壁は、建物の壁体とは別個のもので、ケースの奥行は80センチ以上、腰高は60センチ以上あること。

(注) ケースのガラスは厚さ8ミリ以上のフロートガラスを使用し、大型のガラス面は特に枠及びガラスの厚さに十分な強度をもたせること。またフレームレスのケースの場合は強化ガラスを用いること。

- ④ ケースの枠はスチールを原則とするが、床、後壁等は虫の発生の恐れがない吸排湿性の材料

で被うこと。

- ⑤ ケース内は防塵を考慮しつつ、照明装置から発生する熱を排気できるようにすること。

B 収蔵庫用、常設の収蔵品用棚、戸棚、箆笥

- ① 強度があり狂いが少なく、樹脂の浸出の少ない、吸湿性のある材質を使用していること。

(注) 杉、シオジ、タモ、ツガ、モミ等が好適、桧は不適、ラワンなどの虫の出るおそれがあるものは使用しないこと。表面仕上材としての金属はなるべくさけること。箆笥は桐材が望ましい。

- ② 棚板の形式はスノコ式が望ましい。

C 展示区画用照明（自然光・人工照明）及び照度

展示品の劣化・褪色を早めることのないよう十分配慮を払うこと。

- ① 自然光の場合に、天空光・直射光による紫外線の影響を受けないよう、防禦手段が講じられていること。また、直射光は完全に遮断でき、かつ照度の調節が可能であること。
- ② 人工照明（白熱灯・蛍光灯）の場合、展示品が熱をおびないように配慮されていること。
- ③ 蛍光灯は必ず褪色防止処理の施されたものを使用していること。
- ④ 展示品に対する照明は、自然光、人工光ともに展示品の表面照度が200ルクス以下に押さえられていること。

D その他の設備・備品（エレベーター、展示品運搬車、加湿器、除湿器、温湿度計など）

- ① 展示区画内各室が同一階でないときは、展示品専用エレベーターを必要とする。
- ② 展示品運搬用台車を常備すること。
- ③ 必要に応じて除湿器、防湿器が援用できる態勢にあること。

2 職員及び構成について

美術工芸品の適正な保存管理および十分な警備を行うに必要な経験豊かな学芸員と警備員、機械技師などが在籍すること。

(1) 学芸員（専任）

- ① 学芸員は、歴史、美術史関係の専門家で、美術工芸品の取扱いに精通し、経験年数3年以上で十分な実績をあげているものであること。
- ② 館の性格、規模に応じて各専門分野にそれぞれ必要な人数が配属されていること。

(2) 警備員（警備・看視）

警備員は常勤職員で、有事の際の処理、連絡等について十分な教育が行われていること。その人数は展示室等の単位面積、部屋割りなどによって適確に配置されていること。

- ① 看視は見透しのよい場所のとき、展示面積300平方メートルにつき1名を原則とし、複雑な部屋割りやケースなどの配置の実状に応じて増員してあること。
- ② 現場の配置人員に対して十分な交替要員を保持すること。交替要員は勤務人員の50パーセント以上を必要とする。
- ③ 特別展などで観客動員数の増加が予想される場合は、警備もそれに応じて増員できる態勢にあること。この場合は非常勤職員でよい。
- ④ 休館日、夜間には日直および宿直を置くことを原則とし、それには常勤の館員が当たること。

日直および宿直を警備会社等に委託する場合は、内容を熟知させ、館員との緊急連絡方法を確立しておくこと。

- ⑤ 各室及びケースの錠の貸借は、受渡し簿に必ず記載し、完全な錠の管理を行うこと。

(3) 機械技師

電気、空調機器保守のため、専門技師の常勤者(交替要員を含む)を必要とする。但し、確実な契約により外部に委託してもよい。

3 展示品

展示面積に対応し、年間計画に基づき陳列替えを行うに十分な展示品(寄託品を含む)を収蔵保管すること。

(1) 展示品

展示面積10平方メートルあたり平均1点を展示することを標準とし、収蔵品の数は館蔵品、長期寄託品を含んで、標準展示数の6倍以上を保有すること。

(2) 展示品の管理

- A 展観中のもの、収蔵中のものを通じ、日常の点検、現状確認が適確に行われ、万一異常の発見された場合、直ちに適切な処理を講じうる態勢にあること。
- B 展示品の受入れ、貸出し、返却、購入等にかかる管理簿を完備していること。
- C 館蔵品を含む展示品の調書、写真等の資料が整備されていること。

4 運 営

平常陳列を中心に組織的、計画的な公開展示を行っていること。社会教育施設として、それにふさわしい普及、教育、研究活動を行っていること。施設(建物及び防災施設等諸設備)に対する警備、管理、保守のための十分な体制がとられていること。

(1) 公 開

- A 公開は平常陳列を原則とし、標準年間公開日数は250日以上であること。
 - B 陳列替えは年間最低6回以上行い、展示品の種別、材質強度に応じて陳列日数の制限が考慮されていること。
- (注) 指定文化財の公開については、別に設けられている「国宝、重要文化財公開取扱注意事項」の規定に準じた厳密な日数制限が望まれる。

(2) 普及調査活動

- A 陳列解説、講演、講習会等が年間計画に基づいて実行されていること。
- B 刊行物として所蔵品目録、特別展目録、年報、紀要などが刊行されていることが望ましい。

(3) 施設の管理など

美術工芸品を取扱うにふさわしい適切な施設の警備、管理、保守が、日常計画的に実施されていること。

11 時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について —文化財保護企画特別委員会審議経過報告—

平成6年7月
文化財保護審議会
文化財保護企画特別委員会

はじめに

我が国の今日の文化財保護制度は、昭和25年に制定された文化財保護法に基づいている。同法は、文化財を取り巻く社会的状況の変化等を踏まえて、昭和29年及び同50年に制度的な改正が行われているが、基本的な仕組みは、重要な文化財を国が指定し、有形の文化財については輸出の禁止や現状変更等の規制を及ぼすとともに修理等に助成することによって、また、無形の文化財については伝承活動等への助成によって、それぞれ保護しようとするところにある。この制度は、我が国の文化行政の大きな一翼を担うものであり、文化財保護にとって大きな貢献をなし、今日では、国民の間に広く定着していると言える。

しかし、他方では、経済のソフト化やサービス化等の急速な進展に伴う産業構造・就業構造の大きな変化、これまで我が国が経験したことのない社会の成熟化、情報化、国際化など、新たな歴史的な転換期を迎え、国民の意識や文化的な活動への関心も大きく変わりつつある。また、今日では、地方の時代、文化の時代と呼ばれるように、地域住民の文化的な欲求の増大や多様化の動きを反映して、地方公共団体の文化行政の組織も漸次拡充整備されつつあり、地域文化の振興に対する行政の役割もますます大きくなってきている。さらに、世界的にも、自国及び他国の伝統文化や文化遺産を尊重する趨勢となっており、各国においてそれらを保護するための施策の改善・充実が図られてきている。

このような時代の変化に伴う新たな状況や社会の要請に適切に対応しつつ、文化振興の観点から文化財の概念や文化財保護の理念について再検討するとともに、文化財保護法の改正を含めて現行の文化財保護に関する行財政制度を再構築する必要がある。

文化財保護企画特別委員会は、このような認識の下に、今後における文化財の保護の在り方等に関し中・長期的な観点から総合的かつ専門的な調査研究を行うため、平成4年4月に文化財保護審議会の下に設置されたものである。

本委員会は、新たな文化財保護制度の在り方について総合的に審議し、提言することを自らの使命とし、今日まで11回の審議を行った。その間、問題点や重点的に審議すべき事項についての整理を行うとともに、2回にわたって地方公共団体や文化財保護関係者からの意見聴取を実施するなどして文化財を巡る動向の把握に努め、今後の文化財保護制度の在り方の全体的・総合的な検討を重ねた。また、平成5年1月には、審議の取りまとめのための起草小委員会を設置し、審議の充実を図った。

さらに、文化財保護については国民各層の強い関心や生活との密接な関係があることから、平成5年4月、それまでの議論を整理し、関係する各方面の意見を聞くこととし、審議経過報告を取りまとめて公表した。これをもとに、都道府県教育委員会や文化財保護関係団体の意見を聞いて、更に審議を行い、このたび、最終的な報告を取りまとめたものである。

本委員会としては、文化庁をはじめとする行政機関はもとより、都道府県・市町村や文化財保護関係団体等、広く関係機関・関係者が、本報告の趣旨を体し、必要な施策の実施に速やかに取り組まれるよ

う強く期待する。

第1 社会の変化と新しい課題について

1 文化財を取り巻く環境の変化

今日、我が国においては、国民生活の向上や科学技術の高度な発達などを背景として、国民の意識や社会構造は急速な変化を見せており、文化財に対する社会的要請や文化財を取り巻く内外の情勢も著しく変化してきている。

(1) 社会構造の変化

急激な経済成長等によってもたらされた大規模な国土開発、都市開発の進展、生活様式の変化、農山漁村の過疎化・高齢化などにより、自然環境の破壊、埋蔵文化財や歴史的建造物の損壊、伝統的な民俗芸能や民俗技術の消滅などの問題が深刻化している。また、近代の我が国において生み出された貴重な産業機械や様々な製品なども、科学技術の進展などに伴い急速に廃棄・消滅の過程にある。

(2) 文化活動の活発化

経済的な発展による生活水準の向上と余暇時間の拡大等に支えられて、国民の間では、心の豊かさや生活に潤いを求める動きが活発になり、文化に対する志向がかつてないほど強まっている。このような中で、地域において保存・伝承されてきた歴史的建造物や史跡・名勝、地域の伝統的な芸能や風俗慣習などの伝統文化に対して、これまで以上に目が向けられるとともに、特色ある文化活動や伝統文化を生かしたまちづくり・むらおこしを行うための対策の充実が求められている。また、文化財に関する研究やその活用の促進を図るため、新たな文化財情報システム構築という要請も出てきている。

(3) 文化財に関する国際交流・協力の増大

今日、国際社会は相互依存の関係を強め、世界の各国は、全人類のかつ地球的視点に立って、人類の平和と繁栄のために積極的にその役割を果たしていく時代を迎えている。このような中で、我が国については、経済的な発展を背景に、国際社会における役割が著しく増大していることから、世界の人々が日本の歴史や文化に対して強い関心を寄せるようになり、日本文化紹介事業開催等の我が国への要請は急激に増大している。また、我が国が保持している優れた文化財の保存・修復の技術を生かして、海外に流出した日本古美術品や、世界的な文化遺産等の保存・修復の協力をしていくことに対する強い期待が寄せられている。

2 文化財保護施策に関する改善の視点

新たな時代の変化の中で、現行の文化財保護制度や保護施策が抱えている課題は広範多岐に及んでおり、それらに対応した個々の具体的な改善方策が必要である。今後の文化財保護制度・施策を検討するに当たっては、次に掲げる方向を目指して、改善充実を図っていくことが重要である。

(1) 文化財の種類・範囲の再検討及び保護措置の多様化

文化財は極めて多種多様であり、今日の社会におけるその存在意義あるいは保存伝承の方法などは、文化財の種類あるいは性格等に応じて異なっている。したがって、社会構造の変化、国民の文化活動の活性化等の中で今日まで保存伝承されてきた文化財を将来の世代に^{まも}護り伝えるとともに、国民生活の中で生かし、文化創造の基盤としていくためには、優れた文化財を適切に保護するという考え方を基礎に、文化財の置かれた多様な実態や活用的手段に対応して、文化財の種類・範囲について再検討するとともに、それぞれの文化財の持つ意義・役割等に応じ、多様かつ実行性のある保護措置を講ずる必要がある。

(2) 地域における文化財の活用の促進

現行の文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」ことを目的としているが、従来の文化財保護行政においては、文化財保護の重点は文化財の保存に置かれてきた。最近では、文化財の活用を図る施策の充実に努力が払われつつあるが、国民の間では、身近な地域を中心として、博物館での学習活動、伝統芸能の鑑賞や実演、お祭りなどの伝統的な文化活動への参加、町並みの保存や歴史的建造物の復元など、文化財に対する多面的な活動や意欲が急速に高まっている。このような国民の文化財に対する多様な要求への積極的な対応が必要である。

(3) 文化財の国際交流・協力の積極的な推進

我が国は、歴史的に世界の国々から多くの文化を受容・吸収し、日本の文化を発展させてきたが、近年、世界の人々の日本の歴史・文化に対する関心が急速に高まってきている。我が国は、ともすれば「経済の顔」に比し「文化の顔」が見えないと言われており、今後、諸外国における日本の歴史・文化の理解の増進に努めるため、我が国と世界の国々の間での双方向の文化交流を推進していく必要がある。

また、我が国の文化財の保存・修復の技術は、世界的にも高い水準にあり、文化交流や文化における国際貢献の観点から、諸外国に所在する世界的な文化遺産・自然遺産の保護に対する協力を行っていくことが重要である。さらに、海外に流出した日本の古美術品についても、それらは日本の伝統文化を海外で紹介する役割を有するものでもあり、積極的に保存・修復に協力することが重要である。

第2 文化財保護の対象・保護措置の拡大について

1 幅広い文化財の保護の要請への対応

現行の文化財保護法制定時には、文化財の重点的保護が重要な方針(重点主義・厳選主義)となっていた。これは、当時の限りある国家財政の下では、効率的・効果的な対応策であったと言える。しかしながら、今日では、より広範多岐にわたる文化財への国民の関心、保護の意識が高まってきており、より幅広く保護の措置をとることが求められている。このような文化財の保護の要請にこたえるため、文化財概念の再構築も含め、文化財の保護の対象について、次のような視点に立って、保護主体、保護の内容、財源措置等との関係も含めて更に検討していく必要がある。

(1) 文化財の保護措置の拡大（裾野^{すそ}の拡大）

現行制度においては、優れた文化財を重点的に保護するという従来の考え方に基づいて文化財の保護措置が講じられてきたが、その重点主義・厳選主義のため、指定されていない文化財が数多く残されている。今後は、これら指定されていないもの（いわゆる裾野^{すそ}の部分）について、より国民の文化財に対する認識を深めるため、保護の対象とする方向での運用の改善充実が必要である。

(2) 伝統的な生活文化等に対する保護制度の拡充（保護対象分野の拡大）

我が国の伝統的な生活文化、各種の技能、民俗技術等で、現在、指定の対象としていない分野の中で、急速に消滅しつつあるものがある。これらは、国民が広く我が国の歴史・文化等の理解を深めるところのものであることから、文化財としての保護を求める要請がある。このような分野に対する保護措置について検討する必要がある。

(3) 近代の文化遺産の保護（近代の遺産の保護のための新しい視点の導入）

国は、文化財のうち、学術的な調査・研究による歴史的な評価が確定した重要なものから指定しており、現在のところ、近代に属する文化財で指定の検討対象としているものは、例えば、美術工芸品のうち絵画が昭和の初期、建造物は大正末、史跡は明治の初期までのものとなっている。今後、調査・研究を更に進め、近代の文化遺産の指定の促進を図る必要がある。

また、近年関心が高まっている我が国の近代化を支えた有形・無形の文化的所産としてのいわゆる近代化遺産については、早急に調査・研究を進め、保存の方策を講ずる必要がある。その際、工場等大規模な産業施設や、大量の等質的な製品などは、これまでの文化財指定の方式では保存が困難なものもあり、その実情に応じた保護の仕組みを検討する必要がある。

(4) 現代の芸術文化及び生活文化の保護（現代への時代的拡大）

現在、国の重要文化財等の指定は、歴史上又は芸術上の価値の高いものについて行っている。現代の作品については、文化財保護施策と美術館活動等との関係を考慮しつつ、それぞれの役割分担を踏まえ、対応を検討する必要がある。

また、現代をも含めたいわゆる生活文化に関する資料については、平成4年6月の文化政策推進会議報告「文化政策推進会議審議状況について」の「Ⅳ 生活文化の環境づくりのための諸方策」及び本年6月の同会議報告「21世紀に向けた文化政策の推進について」の生活文化に関する提言等を受けて将来の保護の在り方について更に検討する必要がある。

(5) 無形の文化財の変化への対応

無形の文化財については、有形の文化財と異なり、人を介して伝えられるものであり、時代とともに変容していくものであることから、「保存」という側面のみに重点を置くと、適切な継承を図ることが困難になる場合がある。このため、無形の文化財の保存を図る場合には、その文化財の基本的な部分は維持しながらも、時代に合わせた種々の工夫を重ねつつ継承と発展が図られるよう配慮する必要がある。なお、現行の文化財保護法における文化財の「保存と活用」という考え方は、有形の文化財を想定したものであり、無形の文化財については、時代とともに変容していくという特性に応じ、無形の文化財独自の視点から検討する必要がある。

2 文化財の総合的な把握と保護

(1) 各種文化財の総合的な保護

文化財の保護は、従来は概して、美術工芸品、建造物、史跡、伝統芸能というような個々の種類・対象に着目して指定が行われてきた。しかしながら、文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面を持っており、関連する文化財やその環境を保護する必要性が広く認識されつつある。このような要請に対応して、例えば、同一作家の作品と各種資料、祭礼行事における芸能・儀礼的所作と衣装・用具等、史跡や建造物と関係古文書・絵図などというように、文化財の種類の枠を超えて、総合的・一体的な保護の施策を講ずることが重要であるとの指摘がある。今後、そのための取組の一層の改善に努める必要がある。

(2) 動植物とその環境の保護

動植物は一個体が単独で生息・生育し得るものではなく、生態系の一部として存在するものであることから、特定の貴重な動植物を保護する場合にあっても、その属する生息・生育環境も併せて保護の対象としなければ保護の効果が十分でない場合が多い。したがって、今後、天然記念物の指定は、その捕獲・採取等の制限にとどまらず、その生息・生育に密接に関連する一定の地域環境も保護する地域指定方式をできる限り活用する必要がある。

また、その生息・生育に関連する地域が広大であるため、その全域を天然記念物指定地として規制等を及ぼすことが困難な場合には、自然環境の保全に関する他の行政との連携を図り、総体としての保護対策の充実に努める必要がある。

(3) 景観・環境に関する文化財保護

従来の文化財保護制度は、主として文化財それ自体の保護に主眼が置かれていたが、個々の文化財は、それを取り巻く景観・環境と一体となって価値を形成しているものであることから、近年、景観・環境をも含めた文化財保護あるいはそれらをも視野に入れた文化財保護が重要な課題であると考えられている。

現行の文化財保護法においては、建造物や史跡・名勝・天然記念物に関し、その保存に影響を及ぼす行為の制限や、これら文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限する制度があるが、個人の財産権に対する制約を伴うことや、制約を課す際の判断基準などに対する国民的な合意が形成されているとは言えない状況にあることなどから、これらの制度は現在活用されていない。今後、文化財の意義についての周知を図り、国民の合意づくりを図りながら、これら制度の活用に向けて努力する必要がある。

他方、都市計画、自然保護、地域づくり等の観点から、関係省庁や地方公共団体において、景観・環境のための各種の行政施策が近年講じられるようになってきている。このような現状にかんがみ、これらの行政施策との連携を密にし、文化財保護の観点から主体的な働きかけを強めていく必要がある。

3 文化財保護制度の多様化と充実

(1) 文化財保護手法の多様化

現行の文化財保護制度は、有形の文化財にあっては指定に伴う輸出や現状変更などの制限と修理

などへの助成によって、無形の文化財にあっては保持者・保持団体などの認定と助成によって、その保存措置を講じている。

文化財指定制度を補完する制度としては、一部の先進諸国において行われているいわゆる登録制度がある。この制度では、文化財として指定されていないがその保存が望ましい物件について、幅広く目録に登録しておき、その現状変更や処分の場合には、届出義務を課し、その届出を受けて当局が対応策を決定するという内容となっている。我が国においても、文化財の保護についてより十全を期す観点から、同様の制度を導入することについて検討する必要がある。この場合、登録の範囲、登録の主体、届出義務の在り方、地方公共団体の指定文化財との関係などについて特に検討が必要である。

また、保存伝承が困難な文化財、保存になじまない文化財等の記録作成や文化財調査の記録の公開についても、現行以上に幅広い分野を対象として、必要な措置を講じていく方途を検討する必要がある。

(2) 文化財保護財源の充実

文化財に関する新たな行政需要に対応し、文化財保護を着実に進めていくためには、必要な予算の確保や芸術文化振興基金の充実に努めるとともに、文化財保護の主体・対象・方法等に応じ、各種の多様な財源等（財政投融资，税制，地方交付税，メセナなど）を効果的に活用する方途を講じていくことが重要である。

(3) 民間の文化財保護活動に対する支援の充実

国民の間には文化財保護活動への参加意欲が醸成されつつあるが、地域において文化財に関する様々な保護活動が一層効果的に展開できるようにするため、行政の立場からも関係団体の組織化や各種の支援を行っていくことが重要である。とりわけ、地域において文化財の巡視、普及活動を行う文化財保護指導委員（いわゆる文化財パトロール）や各地の文化財保護協会などの文化財保護関係団体等の活動については、全国的な規模での連絡協議を推進するとともに、行政との連携を一層密にして充実した活動を展開できるような方途を講ずる必要がある。また、地域の文化財を案内・解説する者や文化財の保守管理等のボランティア活動を行っている者に対しては、その活動を奨励するため、例えば資格制度や顕彰制度の導入などを図る必要がある。

このほか、国民参加型の文化財保護活動（ナショナルトラスト）の促進、税制上の優遇措置等による民間資金の活用などについても努める必要がある。

(4) 埋蔵文化財制度の充実

ア．埋蔵文化財制度とその現状

現行の文化財保護法上、埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合は、民間事業については文化庁長官への届出制、国・地方公共団体等の事業については文化庁長官への通知・協議制がとられている。また、工事等の機会に遺跡が新たに発見された場合についても、文化庁長官への届出制がとられている。また、制度の運用として、いわゆる記録保存措置や発掘調査費の原因者負担等が広く定着してきている。

近年、国土開発の進展に伴って、埋蔵文化財包蔵地における工事件数が増加している。これらに対処するため、地方公共団体においては、埋蔵文化財担当者の増員などの対応を進めてきてい

るが、開発事業者側からは、発掘調査の迅速化、発掘調査費の負担軽減等の要望は一層高まっており、このため、国は、地方公共団体の発掘調査体制の充実、個人住宅等建設に際しての発掘調査費の補助制度の充実等の措置を講じてきた。

イ．主要課題とそれへの対応

埋蔵文化財の保護については、今日、かなり充実してきているが、なお幾つかの課題が残されている。したがって、以下のような点について更に努力する必要があるが、あわせて、発掘調査における国と地方公共団体等の間の役割分担の在り方などについて、今後、関係行政機関や団体との間で協議を進める必要がある。

(ア) 重要遺跡の選定等による保護措置の強化

我が国には周知の埋蔵文化財包蔵地が約30万か所存在している。こうしたものの中から、重要な遺跡の選定を進め、史跡の指定、公有化等の措置を拡充していく必要がある。

(イ) 発掘調査の迅速化

発掘調査の迅速化については、今後、更に発掘調査機関の充実、発掘調査担当者の技術の向上、機械の導入等による発掘調査作業の効率化を促進する必要がある。また、地方公共団体において、その対応に追われている状況にかんがみ、発掘調査担当専門職員等の数的な充実を図る必要がある。

(ウ) 出土品の管理方法の改善

発掘調査による大量の出土品については、今後とも、埋蔵文化財調査センター、出土文化財管理センターの設置等を進める必要がある。また、出土品の管理施設の充実、適正な管理の観点から出土品の取扱い方法の検討を行う必要がある。

(エ) 発掘調査の成果の活用・普及

発掘調査の結果、明らかになった歴史的な知見や、出土した遺構、出土品は、積極的に公開し、調査の成果として国民に還元する必要がある。このため、現地説明会の実施、資料の作成配布、展示等の措置を講じていくことが大切である。

(オ) 埋蔵文化財発掘調査担当専門職員

地方公共団体における発掘調査体制の充実を図るため、発掘調査担当専門職員の資質及び地位の向上を図るとともに、大学等における教育研究、各種研修の充実などを図る必要がある。

第3 文化財の保存伝承基盤の充実について

1 文化財に関する学習活動等の充実

伝統ある貴重な文化財を守り後世に伝えていくためには、国民一人一人が文化財の意義を正しく理解し、伝統文化について誇りを持つとともに、これを大切にしていくことが重要である。このためには、国民が、生涯学習や社会的な活動などの場において、文化財に親しみ、伝統文化への理解を深めていく機会の拡充が求められる。特に、学校教育の果たす役割は重要であり、地域や学校の実態に応じ、学校の教育活動全体を通じて、文化財を理解し、伝統文化を尊重する態度を養うようにしていくことが肝要である。とりわけ、教員の伝統文化に対する理解と関心を高めるとともに、教育課程の実施などにおいて文化財についてより多く学習できるように配慮することが大切である。また、生涯学習の観点から、地域の民俗芸能等の伝承活動、歴史的建造物・史跡等の保存活動など、地域社会に根ざした文化財に関して、社会教育や学習活動が積極的に推進されることが期待される。

2 後継者等人材の確保等

(1) 伝統芸能等の後継者の確保・伝承活動の充実

ア. 伝統芸能・工芸技術

現行の伝承者養成事業の充実のほか、学校教育との有機的な連携について検討するとともに、顕彰制度の充実なども図る必要がある。また、現行の無形文化財の指定制度についても、後継者の養成・確保の観点から一層の充実を図る必要がある。

イ. 無形の民俗文化財

伝承母体の活性化に配慮し、地域活性化施策などの関係行政施策との連携を図りつつ、地域の伝承活動を推進することが重要である。このため、伝承活動の活性化の観点から、広く民俗文化財を紹介する全国的な公開活動や広報活動の充実について努力していく必要がある。なお、民俗文化財については、特に市町村の役割が重要であり、その施策の充実が期待される。

(2) 伝統的文化財修理技術者・技能者の確保

ア. 修理技術者

文化財修理の方針や方法を決定するに当たっては、学識経験者等による審議等を経るだけでなく、具体的には、修理現場で実務に携わる技術者の高度な専門的知識と経験が重要である。しかし、現行制度では、その貴重で優れた技術の認定制度あるいは身分の保障制度はなく、不安定な状態に置かれている。このため、事業量を安定的に確保するように努めるとともに、例えば文化財保存修復士(仮称)のような資格制度を設け、後継者の確保を図るとともに、社会的地位を確立する必要がある。

イ. 伝統的技能保持者

文化財修理には、直接修理現場で指揮をとる修理技術者のほかに、多くの伝統的技能を保持する建築や工芸等にかかる技能者が必要である。しかし、これらの技能者については、後継者不足が深刻な状況にあり、文化財修理とのかかわり方の範囲において、事業量の安定的確保に努め、また、顕彰制度、あるいは、例えば文化財修理技能者(仮称)のような資格制度の導入を検討し、後継者の育成を図るとともに、社会的認識を高める必要がある。

3 文化財の修理・修復資材の確保

(1) 修理・修復資材の確保

文化財の修理・修復のために必要な資材や、伝統芸能の用具、工芸技術に必要な材料の中には、生産技術や社会的な需要の変化などによって生産が大きく落ち込み、その確保が重要な課題となっているものが多い。今後、文化財の修理・修復資材の需給実態の把握に努めるとともに、関係省庁とも連携し、修理用資材等の備蓄、茅、桧、漆樹等の文化財専用生産林の確保、流通経路の整備、生産者に対する支援措置などの施策の具体化を検討する必要がある。

(2) 代替材料の開発の推進

文化財の修理・修復資材の中には、需給状況の変化により生産が落ち込んだり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)等によって、輸入や捕獲が禁止され

ていることなどにより、新たな入手が困難となっているものがある。これらについては、当面は在庫分によって対応していくこととなるが、その間に、将来を見通して代替材料を研究開発していく必要がある。

4 文化財学の振興

文化財の保存・活用に当たっては、文化財の特質の解明、科学的手法による文化財の保存方法の開発が不可欠である。有形・無形の多種多様な文化財の特質の解明には、人文社会科学から理工学、農学等自然科学にもわたる多くの分野に関連する総合的な調査研究が必要である。したがって、新しい学際的・複合領域的な研究分野として「文化財学」とでも呼ぶべき分野の創出と発展が求められている。

(1) 国立文化財研究所等の整備拡充とその研究成果の普及

文化財の基礎的研究を進め、その保存等に資するための研究機関としては、東京及び奈良に国立文化財研究所が設置され、美術工芸品をはじめとする動産的な文化財や芸能の調査研究とその保存活用法の開発や、遺跡、建造物など不動産的な文化財を中心とした調査研究とその保存活用法の開発などが行われている。また、国立博物館等においても、文化財の保存や修復などのための研究が行われている。

これまでの調査研究の成果は、美術工芸品や建造物の調査と保存・修理、遺跡の発掘調査と整備・保存などに生かされてきている。今後、文化財保護の調査研究や人材養成の中心的機関として、これら研究所等の研究基盤の充実を図るとともに、他の研究機関との研究者交流、研修の実施などに努めていく必要がある。

(2) 大学等における文化財学関連の教育研究の充実

文化財学の振興のためには、大学院を含め、大学等における文化財学関連の教育研究の充実を図ることが必要である。そのためには、まず文化財学の基礎となる既存の関係分野の教育研究体制の充実強化を図るとともに、文化財の範囲の拡大等に対応し、それら諸分野を総合した文化財学関係の教育研究体制の今後の充実が期待される。

特に、平成6年度から、国立大学と国立博物館・国立文化財研究所との大学院レベルでの連携協力がスタートしたが、今後とも、このような取組が発展していくことが望まれる。

(3) 研究機関等のネットワーク化の推進

文化財学の振興を図っていくためには、広く、大学、研究所、博物館その他関係機関とのネットワーク化を推進していくことが適当であり、このための組織体制の在り方について検討していくことが必要である。

第4 文化財の活用の推進について

近年では、広く国民の間において、文化財に触れるなど文化財のある豊かな暮らしが求められるようになってきている。また、まちづくり・むらおこしに文化財を活用しようとする動きも高まっている。このため、このような幅広い文化財の活用の要請にこたえるため、保存との調和のとれた文化財の活用の方法について検討していく必要がある。

1 文化財に国民が親しむ機会の拡大

(1) 文化財公開施設の基準の明確化

近年、国民の文化に対する関心の高まりに伴って、文化関連の施設の新設・拡充の動きが活発化してきている。文化財を保存・展覧する博物館・美術館等の施設も例外ではなく、地方公共団体や民間団体による施設新設・拡充の気運が醸成されている。これらの博物館・美術館等は、独立の施設として計画されるもののほかに、他の公共施設や事務所・商業ビルなどとの複合施設として計画されるものなど、設立形態は多様化してきている。また、最近の傾向として、博物館等以外の臨時施設における文化財の公開が増加し、貴重な文化財の保存の万全を期しがたい場合も見受けられる。

今後、文化財の活用を積極的に推進していく立場から、文化財の適切な公開等が図られ、また、これによって文化財が損なわれることのないようにするため、公開施設の機能、運営、学芸員の配置や役割等を内容とする重要文化財等の公開施設の基準を明確にするとともに、当該施設の設計や展示の計画段階で一層適切なものとなるよう指導の充実を図る必要がある。

(2) 文化財公開施設等の整備

文化財を一層国民に親しみやすいものとしていく上で、文化財の公開展示等を行う施設は重要である。今後とも、重要文化財等の保存・公開のための博物館・美術館や歴史民俗資料館、劇場等の整備を進めるとともに、史跡の歴史上の意義等の理解促進を図る史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）のように、文化財の活用を進める整備事業の拡充に努める必要がある。

また、国立の博物館や劇場については、我が国を代表するにふさわしい施設として、新たな社会的要請を踏まえ、施設の新設も含め、公開・展示施設等の整備、展示・調査研究・普及広報等の事業の一層の充実などを図っていく必要がある。

さらに、博物館等有形文化財公開施設については、国民がより頻繁に文化財に触れ、親しむことができるよう、例えば、新しい展示方法の導入や開館時間の延長、児童・生徒にも理解できるような解説など、利用者の立場に立った運営や施設の整備について検討する必要がある。

(3) 文化財集中地域の面的な整備

歴史的建造物や史跡・名勝などの文化財が比較的集中している地域については、単体として当該文化財の保存・活用を図るにとどまらず、国民生活の中で広く文化財が生かされ、地域の文化環境を豊かにする観点から、博物館・歴史民俗資料館等の施設の整備と併せて、文化財周辺の自然的・歴史的環境の保全を図り、広く歴史的な文化地域として面的な整備を進めることが適当である。

(4) 民間の伝統芸能上演施設に対する支援の充実

無形の文化財の保存伝承のためには公開活動の機会の拡充が重要である。したがって、無形の文化財の公開を一層促進していく方向での施策の充実が求められる。この場合、伝統芸能の水準の維持・向上のためには専用の上演施設が必要であったり、伝統芸能の鑑賞者数が芸能の種類によっては必ずしも安定しているとは言えないなど、民間では上演施設の運営が困難な面もある。このため、国においては、例えば、伝統芸能の公演状況等一定の条件を満たした施設に対する認定制度の創設と税制上の優遇措置の導入など、民間施設の支援の充実を図るための方策を検討することが必要である。

2 史跡の整備と失われた歴史的建造物等の復元

史跡等のうち、現状ではその本来の歴史的意味や価値を理解できなくなっているものについては、これを公開・活用するために整備する必要がある。従来、史跡公園事業や「ふるさと歴史の広場」事業などが行われてきた。

このような整備を行うに際しては、歴史的な建造物や地下の遺構等を損傷してしまうことがあってはならないのは当然であるが、具体的な整備方法についても、史跡等の種類や歴史的価値に応じて、遺構の平面的な表示、失われた歴史的な建造物の立体的復元表示等、個々の史跡等に最も適した手法を選択し、史跡等の適切な活用を図る必要がある。

また、近年、地方公共団体から要望の多い失われた歴史的建造物の復元については、それ自体は、文化財への関心や歴史上の理解を深め、また、地域の象徴としての役割を果たすなどの意義があると考えられる。他方、復元によって遺構が損傷したり、史跡等の本来のイメージが損なわれるおそれがあること、歴史的資料の不足により正確な復元が困難であることなどから、これに反対する意見も強い。

したがって、失われた歴史的建造物の復元に当たっては、個別の計画において、史跡等の整備の手法としての適否、遺構への影響、歴史的裏付け等個々の問題点を十分考慮した上で、復元の是非及びその方法等が十分検討されるよう指導を行っていく必要がある。

3 地域活性化施策・文化財関連産業振興施策との調整

(1) 文化財を核としたまちづくり・むらおこし

近年、地域に伝承されてきた史跡、民俗芸能などの文化財への関心が高まり、まちづくり・むらおこしの中で活用する事例が増加している。全国的にも、地域の活性化や振興に当たって、地域固有の文化財を中核に据えた特色ある活動や事業を展開していこうとする気運が高まっている。

文化庁においても、「風土記の丘」、「歴史の道」、「ふるさと歴史の広場」などの史跡等の整備活用事業を推進してきたところであるが、今後ともこのような地域の文化財を生かし、広く国民が親しむことのできるような整備を促進することが大切である。

特に、伝統的建造物群保存地区は、歴史的な町並みや集落を、周囲の環境と一体をなして価値を形成するものとして保存するものであり、地域の振興にも寄与している。このような実績を踏まえて、更に制度の拡充を求める声が強くなっている。今後とも、この制度の質的な充実を図るとともに、都市計画行政との連携をとり、これを進めていく必要がある。

また、地域の伝統芸能等の活用などについては、公開活動を支援する施策の充実を図る必要があるが、この場合、併せて文化財としての本質を失わないよう配慮することが重要である。

このような文化財を核としたまちづくり・むらおこしに当たっては、今後、文化財行政部局が主体性を持って、企画、観光、商工、農林水産、建設等の関連行政部局と適切な連携を図り、施策の展開に努める必要がある。

(2) 文化財関連産業の振興と文化財保護

民俗芸能等民俗文化財の伝承母体である地域社会の産業（農林水産業や地場産業など）や伝統的工芸品産業などの文化財の関連産業の中には、需要の停滞、後継者不足など厳しい状況下に置かれているものがある。このため、当該伝承母体の衰退にともない、地域の伝統的な芸能や工芸技術などの保存伝承が困難となっているものもある。このように、地域に根ざした文化財は、関連産業の

振興や地域振興なしには、その保護を十分に行うことができない場合が多いため、このような産業連関を視野に入れた施策の充実を図るとともに、関連行政機関との連携による施策の展開も必要となっている。

4 文化財情報システムの構築

文化財保護のための調査研究，教育研究機関の活動支援，博物館等の観覧者の多様化する学習要望，諸外国との学術研究の交流などにおいて，近時，文化財に関する的確な情報に対する需要が高くなっている。

このため，全国的に所在する数多くの文化財やその保存・修復に関する情報の収集・データベース化に努めるとともに，これを最新の情報機器を活用して，研究者や広く国民に的確かつ迅速に提供するための文化財情報システムを構築する必要がある。このシステムは，文化庁を中心として，博物館・美術館等の関係機関・団体等をネットワーク化するものであり，各方面への情報提供が格段に強化され，将来に向けての文化の向上発展の基盤となることが期待される。

第5 文化財の国際交流・協力の推進について

1 文化財を通じた国際交流の推進

(1) 日本伝統文化海外紹介事業の推進

経済大国として急激な発展を遂げてきた我が国は，諸外国から経済面において注目を浴びているところであるが，日本の歴史・文化・伝統については知られていない面が多い。近年，各国から日本の文化を総合的に紹介する事業の要請が増大しており，その一環として文化庁の行っている日本古美術品の展覧会の開催希望も年々増加してきている。

文化交流の面において日本側における輸入超過が叫ばれている今日，日本古美術の海外展や，伝統芸能などの海外公演などを実施し，日本の歴史・文化等を海外に紹介することは，我が国に対する諸外国の理解増進を図り，国際文化交流の面においても大変意義のあることである。このような要請にこたえるべく，文化庁においても，伝統文化の海外紹介事業の推進について，組織的・計画的に対応していくための実施体制の整備が求められている。また，伝統文化を海外へ紹介するための外国語による紹介文書や画像資料の作成，普及に努める必要がある。

(2) 博物館・美術館・文化財研究所相互の交流の促進

博物館・美術館が，各館所蔵の文化財を中心に，館の特色を生かし海外で展覧会を開催するなどして相互の交流を行うことは，館の調査研究活動や展観活動の向上につながり重要である。また，文化財研究所においては，研究水準の向上には国際的な研究者交流や共同研究が不可欠であり，その積極的な推進が望まれる。

(3) 重要文化財等の海外展への出品手続きの簡素化

現行の文化財保護法上，重要文化財の輸出は原則として禁止されており，その輸出には文化庁長官の許可が必要である。この規制の対象には，海外展等のため重要文化財を持ち出すことも含まれるが，国際的な文化交流の促進の必要性，諸外国からの海外展開催希望の増加などにかんがみ，一定の要件を満たすものについては届出制とするなど，国内における取扱いと同等とする方向で手続

きの簡素化を図ることが必要である。これは、文化財の活用の促進面からも望まれる。

2 文化財保護の国際的な協力

(1) 世界遺産の保護に関する協力

遺跡や美術品などの文化遺産や自然遺産は、人類共通の財産であり、それらの滅失、崩壊や破損、劣化を防ぎ保存・修復を図ることは、現代に生きる人類の責務ともいえる。しかし、世界の各地には、破壊や衰亡の脅威にさらされている世界的に重要な文化遺産や自然遺産が数多く存在している。

このため、特に、これらの世界的な遺産の保護について、専門家の派遣、研修生の受入れなどにより、保存・修復に対する支援や共同研究の実施を行うなど、人的な面の協力を積極的に推進する必要がある。

また、我が国が平成4年に加入したユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」（文化遺産）並びに「白神山地」及び「屋久島」（自然遺産）が世界遺産として登録されたが、今後とも、世界遺産の保護に関する協力活動に積極的に参加していく必要がある。

(2) 海外にある日本の古美術品の修復への協力

在外日本古美術品は、日本文化の世界への「懸け橋」ともなるもので、我が国にとっても非常に貴重なものであるが、経年変化、取扱いの不適切さなどによる劣化・損傷が見られるものも多く、その保存・修復を積極的に進める必要がある。文化庁では、平成3年、在外日本古美術品保存修復協力委員会を設け、まず始めに米国スミソニアン研究機構フリーア美術館が所蔵する日本絵画の修復を実施したところであるが、平成6年度からは、その対象を全来の博物館・美術館に拡大するとともに、欧米の博物館・美術館の技術者を招へいして研究協力を行う事業を実施することとしている。今後、それらの成果を踏まえ、各国の実情の把握に努め、修復の基本的在り方について検討するとともに、幾多の機関からの要望にこたえていくための受入体制を整備していく必要がある。

3 文化財の国際交流・協力の推進体制の確立

現在、国内関係機関・団体の文化財分野での国際交流は、各機関・団体が独自に進められているという実態にある。より実りある国際的責務を果たすためには、文化庁が総合的に企画・調整する機能を高めるとともに、東京国立文化財研究所に文化財保護に関する国際協力を組織的・効果的に行う機関として「国際文化財保存修復協力センター（仮称）」を早期に設置することが必要である。

第6 文化財保護行政の体系化と機能の強化について

1 地方公共団体の役割の増大と国・地方の連携

近年、地方の役割が増大していることや、地方も含めた国全体としての文化財保護という観点から、文化財保護行政上の国・都道府県・市町村それぞれの役割分担や連携についての体系的な整理を図る必要がある。

(1) 国指定文化財に対するかわり方

現行の文化財保護法においては、国指定文化財について、その管理・修理に関する指導、その保護のための現状変更の制限等の権限・事務のほとんどは文部大臣又は文化庁長官が行うこととされ、地方公共団体については、都道府県教育委員会が文化庁長官の権限委任を受けて、一定の権限・事務を執行できることとされている。

一方、近時、地方公共団体の文化財保護の体制は逐次整ってきている。このような情勢などに対応し、文化庁は、都道府県に対して国の権限の委譲に努めてきているが、今後とも、このような措置の拡大を図っていく必要がある。

また、現行の文化財保護法上、文部大臣又は文化庁長官に提出する書類は、都道府県教育委員会を経由すべきものとなっており、その際、都道府県教育委員会は意見を付すものとなっている。この点については、文化財が所在する市町村が最も密接に文化財に関与するものであるから、市町村からの意見聴取など、その位置付けや役割の明確化を図ることが必要である。

(2) 地方公共団体独自の文化財の保存・活用の推進

現行の文化財保護法では、地方公共団体は、条例により、国指定文化財以外でその区域に存する文化財の保護について必要な措置を講ずることができるとされており、都道府県のすべて、市町村のほとんどにおいて文化財保護に関する条例が定められ、地域の実態に応じた文化財保護行政を展開し、その役割が増大してきている。しかし、国、都道府県、市町村が、それぞれどのような役割を果たすべきか、また、どのような連携が図られるべきかについては必ずしも明確ではない。

また、国民の求める幅広い文化財保護の要請にこたえていくためには、国と都道府県との明確な役割分担の下での連携協力、博物館等の関係機関・専門職員相互の全国的な連絡協議活動の推進、地方に対する財政支援措置の充実などについても検討する必要がある。

さらに、いわゆる生活文化財については、それが生活の基盤である地域に密着しているものであることから、地域と密接に関係ある市町村が特に重要な役割を果たすことが期待される。

(3) 文化財指定の基準・方針の明確化・周知

文化財の指定の基準は、その性格上、ある程度は一般的抽象的な内容とならざるを得ない側面がある。しかしながら、国と地方公共団体が、どのような基準及び方針によって保護を行っていくかについてできる限り明確化・周知することにより、国と地方公共新体の適切な役割分担を図らなければ、両者間の適切な連携協力は期待できない。現状では、国と地方公共団体はそれぞれの基準・方針により保護を行っているが、両者間の連携協力は必ずしも十分なものとはなっていない。このため、地方も含めた国全体の文化財の保存の観点から、これらの基準や方針を明確化・周知して、国と地方公共団体との連携協力を努める必要がある。

(4) 文化財保護行政担当者の配置と資質の向上

地方公共団体においては、近年の国土開発の進展に伴って埋蔵文化財包蔵地における工事件数が増加していることから、主に埋蔵文化財関係の職員の増員が図られてきた。都道府県においては、今後とも埋蔵文化財関係者の確保に努める必要があるが、文化財全体の保護の観点から、埋蔵文化財以外の文化財の各分野にわたる専門職員の充実を図るとともに、文化財保護行政担当者の身分の安定化、処遇の改善、資質向上のための研修の充実などが必要である。また、都道府県からの市町

村に対する技術的・専門的支援にも十分配慮していく必要がある。さらに、市町村においても、都道府県に準じた専門職員の配置等を充実する必要がある。

2 国の文化財保護行政の機能の強化

(1) 時代の変化に対応した文化財行政の充実

文化財を取り巻く内外の諸情勢の変化に適切に対応していくためには、文化庁は、時代の変化に対応した文化財行政の在り方を常に検討し、国の文化財関連行政推進の中核としての役割を果たしていかなければならない。このためには、文化財保護に関する政策の立案、各省庁との連絡協議、国際化への対応などの課題に取り組めるよう、文化庁の機能の強化を図る必要がある。

(2) 地方との協力関係の強化

国は、国指定文化財に対する行政の在り方のみならず、地方公共団体の指定や保護対策の在り方をも含めた実情の把握に努め、それに関する技術的・専門的協力、財政、税制等幅広い支援措置を推進する必要がある。

(3) 文化財保護に関する広報活動の推進

文化財は、国民すべてに伝えられてきた遺産であり、その保護には、国民全体の参加が必要とされる。しかしながら、文化財保護の仕組みや保護活動の現状に関する広報活動は必ずしも十分ではなく、文化財に関する白書の刊行などを含め、更に国民に幅広く周知していく努力が必要である。

また、文化財保護に関する国民の理解、参加意識を促進するため、文化財に関する全国的な広報活動や催し物などの実施を積極的に進めていく必要がある。

12 「地域文化で日本を元気にしよう！」[要旨]

〔平成17年2月2日
文化審議会文化政策部会報告〕

第1章 地域文化を振興する意義

1 地域文化を振興する本質的意義

- (1) 心の豊かさの創出
- (2) 住民の身近な文化芸術活動の機会の確保
- (3) 地域社会の連帯感の形成
- (4) 地域文化の振興による日本文化の振興
- (5) 世界的な視野での文化多様性の確保

2 地域社会を活性化させる文化

文化には、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力がある。このような文化の持つ力（「文化力」）は、文化芸術以外の様々な分野においても貢献しうる。

- (1) 地域経済を活性化させる文化
- (2) 観光資源としての文化
- (3) 教育や福祉などの分野でも大きな効果を持つ文化

第2章 地域における文化の現状

1 地域文化をめぐる現状

- 地方公共団体の文化関係経費は平成5年度の9,553億円を最高額として地方財政の厳しさを反映して減少してきており、平成13年度は5,651億円。
- 地域の文化施設の整備は相当程度進んでいるが、その設備や機能が十分に活用されているとはいえず、地域住民の要望の重点もハードの整備からソフト事業の充実や地域振興政策における文化的側面の重視という方向へ移行。

2 地域の文化振興に関する取組みの質的な変化

- 行政主導型の地域文化振興策から、住民、文化芸術団体、企業等と行政との連携・協力型へ移行。
- 地方公共団体において、「まちづくり」の中核に文化を位置付け、総合政策の一環として文化政策を取り入れてきている。

第3章 地域文化の振興に当たっての課題と方策

- 第2章に述べた地域文化の現状を踏まえ、本部会においては、地域文化の振興について、7つの課題を整理し、各課題に対する21の方策について、各地で実施されている特色ある取組みを27の事例として紹介。（別表参照）

- 課題 1：地域文化を振興するために地域の「文化力」をいかに結集するか
- 課題 2：文化以外の分野に「文化力」をいかに活用するか
- 課題 3：地域の文化芸術活動を活性化する人材をいかに育成し、登用するか
- 課題 4：文化芸術活動を支える拠点・資源をいかに活性化するか
- 課題 5：子どもたちの文化芸術活動への支援をどのように進めるか
- 課題 6：文化芸術活動に関する情報収集・発信をどのように進めるか
- 課題 7：文化芸術活動への資金的援助をいかに確保するか

第 4 章 地域文化の活性化に向けて

1 今後関係者に期待される具体的役割と取組み

- 地域文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、地域住民には、その主役としての役割が期待される。
- 文化芸術団体には、その自発性・創造性を発揮して、特色ある文化芸術活動を展開するとともに、他の文化芸術団体や教育、福祉、観光に関する団体・機関などとも積極的に連携・協力し、地域文化の振興に貢献することが求められる。
- 芸術系大学等の高等教育機関には、文化施設や文化芸術団体と連携しつつ、地域文化の担い手や文化芸術団体と住民とを結びつける者などの人材育成を図ること及びアートマネジメント等の研修の機会を提供していくことが期待される。
- 企業には、地域の一員であるとの自覚の下、その立地する地域の文化芸術活動を積極的に支援するとともに、自らの経営資源を生かして、地域文化を振興していく担い手となることが期待される。
- 地方公共団体等には、①長期的な視野からの地域文化振興のための基本的な方針等の策定、②地域の「文化力」を結集するための調整、③住民や文化芸術団体等が気軽に利用・相談できる仕組みの形成、④地域における文化資源や文化芸術活動の積極的な支援などにより、地域文化の振興に努めることが求められる。
- 国は、地域文化の振興を図るため、各地域における文化芸術活動への支援や情報提供等の必要な施策を講じる。

2 連携・協力により解決すべき課題と方策

- 今後の地域文化振興に当たり、①地域の特色ある文化資源の発見と再生、②教育、福祉、観光などの分野との連携、③人材育成、④地域の文化拠点の活性化、⑤子どもたちの文化芸術活動への支援、⑥文化芸術活動に関する情報発信などについては、特に関係者の連携・協力を推進することが重要。

(別表)

課題	方策	事例	特色
課題1 地域文化を振興するために地域の「文化力」をいかに結集するか	方策1 地域文化の振興に対する住民の参加意識を高め、地域の「文化力」を結集する。	福岡県春日市における「文化振興マスタープラン」の策定	地域文化振興計画を住民が主体となって作成
	方策2 地域の特色ある文化資源を掘り起こす	北海道ひがし大雪アーチ橋梁群（北海道上士幌町）	文化資源としての地域遺産を再確認し、まちづくり
		日立市における行政と地域住民の協働による地域文化の創出	文化資源を地域住民が中心となって創出し、まちづくり
課題2 文化以外の分野に「文化力」をいかに活用するか	方策3 教育分野との連携により、「文化力」を教育分野に活用する。	NPO法人「STスポット横浜」（アート教育事業部）と神奈川県との協働事業	学校と芸術家との連携を指導計画作成段階から進め、教育効果を向上
	方策4 福祉分野との連携により、「文化力」を福祉分野に活用する	奈良市のシルバーコーラスによる健康と生きがいづくり	文化の持つ福祉的効果によるまちづくり
	方策5 観光分野との連携により、訪れてみたいまちづくりに「文化力」を活用する。	重要伝統的建造物群保存地区千葉県佐原市佐原	地域が一体となって町並み保存をし、観光客を誘致
課題3 地域の文化芸術活動を活性化する人材をいかに育成し、登用するか	方策6 地域において文化芸術活動を実際に担う人材を全国に還流させる仕組みをつくる	NPO法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク（JC DN）の「踊りに行くぜ！！」（京都府）	地域では普段鑑賞することの難しい文化芸術を全国で巡回公演
	方策7 地域における文化芸術活動を支える人材の育成・登用を行う	芸団協セミナーにおけるマネジメント関連講座（東京都）	現職者向けの実践的なアートマネジメント研修
		東京藝術大学大学院「応用音楽学」のインターンシップ（就業実習）	アートマネジメントに関するインターンシップ（就業実習）を実施
		兵庫県のヘリテージマネージャー制度	文化財とまちづくりをつなぐ専門家の育成・登用
	方策8 地域住民が文化ボランティアとして参加しやすい仕組みをつくる	滋賀県の能登川町立博物館の「地域学芸員」	住民を地域学芸員として活用し、文化芸術活動に参画してもらう
		（財）可児市文化芸術振興財団の地域通貨「ala」（アーラ）（岐阜県）	地域通貨により文化ボランティア活動が活発化
	方策9 大学等の高等教育機関と連携し、大学等の地域貢献をうながす	取手アートプロジェクト（TAP）（茨城県）	大学等の地域貢献と大学の専門性や人材を活用
	方策10 文化に愛着を持った人や団体に公立文化施設の運営に当たってもらう	NPO法人ダンスボックス（大阪府）	文化施設の運営をNPO法人に委託

		富良野市によるNPO法人ふらの演劇工房の指定	長年にわたり地域文化の振興に大きな役割を果たしてきたNPO法人を指定管理者に指定
課題4 文化芸術活動を支える拠点・資源をいかに活性化するか	方策11 文化施設（文化会館、美術館、博物館等）のネットワーク化を図る	C-WAVE（シーウェーブ）ネットワーク協議会（九州5県）	地域の文化施設が県境を越えて事業連携
	方策12 地域の特色ある文化財の積極的な活用を図る	よこはま洋館付き住宅を考える会	地域の文化財を教育活動の拠点としても活用
	方策13 学校や社会教育施設などの既存の遊休施設を有効活用する	京都芸術センター（旧明倫小学校）	廃校等を文化施設への転用により地域の文化芸術活動の拠点に
課題5 子どもたちの文化芸術活動への支援をどのように進めるか	方策14 学校との連携により子どもたちの文化芸術体験・表現教育を推進する	大阪府立近つ飛鳥（ちかつあすか）博物館	学校と博物館との連携により、子どもたちの文化芸術活動を推進
	方策15 企業との連携により子どもたちの文化芸術体験・表現教育を推進する	TOA（ティーオーエー）株式会社による中学生体験活動「トライやるウィーク」への協力（兵庫県）	企業メセナ活動を連携した子どもたちの文化芸術体験
	方策16 学校や教員の文化への理解を促進し、教員を支援する仕組みをつくる	子どもの美術教育をサポートする会（滋賀県）	学校と美術館の連携を文化芸術団体がコーディネートし、子どもたちに美術により親しむ機会を提供
	方策17 高齢者から地域の歴史ある文化芸術を子どもたちに伝える仕組みを構築する。	兵庫県の小野市立好古館「わたしたちのまち・阿形（あがた）」展	高齢者と子どもたちを結び付ける取り組み
課題6 文化芸術活動に関する情報収集・発信をどのように進めるか	方策18 インターネット等を活用して全国に向けての情報発信を積極的に行う	広島県立美術館友の会ボランティアによる美術館ホームページの作成支援	インターネットを活用した情報発信
課題7 文化芸術活動への資金的援助をいかに確保するか	方策19 国や地方公共団体等による地域文化に対する支援事業の活用を図る	石川県小松市「町人文化のまち再生構想」	「地域再生推進のためのプログラム」を活用した地域文化振興
	方策20 企業のメセナ活動や社会貢献活動により地域文化の振興を図る	NPO法人山梨メセナ協会	地元出身者に対する長期間にわたる企業メセナ活動
		株式会社フェリシモ（神戸市）	社員の自己啓発や文化芸術活動を支援
	方策21 個人による寄附のインセンティブ（意欲）を高める	愛知県春日井市の「市民メセナ基金条例」	個人の意思による寄附を、行政が補完して支援

13 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

平成8年8月2日 文化庁告示第9号
最近改正
平成8年8月30日 文化庁告示第12号

(趣 旨)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

(承 認)

第2条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）を承認する。

2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付することができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(承認の基準)

第3条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び施設が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区別され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

四 博物館等の施設において、承認の申請前5年間に、法第53条第1項に基づく重要文化財の公開を適切に3回以上行った実績があること。

(承認の申請)

第4条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況

七 申請前5年間に行われた重要文化財の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。

(変更の承認等)

第5条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第1項第一号若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

1項＝一部改正（平成8年8月文化庁告第12号）

(災害及び事故の書類の提出)

第6条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

一 第3条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。

二 第5条第1項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第5条第2項及び第6条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の題出を怠ったとき。

平成8年10月1日から施行する。

14 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程

[平成8年9月5日 文化庁告示第14号]

(趣 旨)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第56条の15第1項ただし書の規定に基づく公開事前届出免除施設の事前の届出の免除に関しては、この規程の定めるところによる。

(事前の届出の免除)

第2条 文化庁長官は、重要有形民俗文化財の公開の促進を図るため、公開事前届出免除施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）について事前の届出の免除をする。

2 前項の事前の届出の免除（以下「事前の届出の免除」という。）は、当該免除のあった日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

(事前の届出の免除の基準)

第3条 事前の届出の免除の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要有形民俗文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要有形民俗文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要有形民俗文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

四 博物館等の施設において、事前の届出の免除の申請前5年間に、法第56条の15第1項に基づく重要有形民俗文化財の公開等を適切に3回以上行った実績があること。

(事前の届出の免除の申請)

第4条 事前の届出の免除を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況

七 申請前5年間に行われた重要有形民俗文化財等の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

3 法第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設については、第1項第一号から第六号に掲げる書類を、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定(平成8年文化庁告示第九号)第4条第1項第一号から第六号に掲げる書類に替えることができる。ただし、当該公開承認施設が承認された時からその内容に変更があった場合はこの限りではない。

(変更の届出等)

第5条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出して、当該施設又は設備の変更に係る部分について改めて文化庁長官の免除を受けなければならない。

2 公開事前届出免除施設の設置者は、前条第1項第一号若しくは第二号に掲げる書類(同条第3項の規定により公開承認施設の書類に替えた場合にはその書類)の内容の変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

第6条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要有形民俗文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(事前の届出の免除の取消し)

第7条 文化庁長官は、公開事前届出免除施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事前の届出の免除を取り消すことができる。

一 第3条に規定する事前の届出の免除の基準に適合しなくなったとき。

二 第5条第1項の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠り、又は文化庁長官の免除を受けなかったとき。

三 第5条第2項及び第6条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

附 則

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

15 重要文化財（建造物）の活用について

平成8年12月25日庁保健第161号
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁文化財保護部長通知

文化財保護法第1条は、この法律の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規程しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置づけています。

しかし、文化財（建造物）の活用については現在必ずしも十分な状況になく、今後の活用の促進に関する施策の充実が強く求められています。

このため、文化庁文化財保護部では、学識経験者等から成る「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」を組織し、対策を検討してきましたが、このたび、同会議により別紙「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられました。

この報告は、今後の重要文化財（建造物）の活用施策についての基本的な提言であり、文化庁としては今後の施策に生かすべく、さらに具体的な検討を続けていく予定です。

今後、貴教育委員会において重要文化財（建造物）の活用に関する施策を推進されるに当たっては、別紙報告の内容に配慮していただくようお願いします。また、貴管下市（区）町村教育委員会及び文化財建造物の所有者に対しても、この趣旨を周知していただくようお願いいたします。

なお、文化庁としては、今回の報告を踏まえ、重要文化財（建造物）の活用計画に係る基準を策定するための具体的な検討を進めること及び既に活用されており今後の参考となるものについて活用事例集をとりまとめることを予定しておりますので、これらについてご協力をお願いします。

重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）

[平成8年12月16日]

重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議は、文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」（平成6年7月15日）、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告「近代の文化遺産の保存と活用について[建造物分科会関係]」（平成7年10月16日）等において重要文化財（建造物）の活用方策について検討する必要があると指摘されていることにかんがみ、平成7年10月24日から重要文化財（建造物）の今後の活用の方向に関して調査研究を進めてきたところである。このたび、本協力者会議の6回の検討を踏まえ、結果を取りまとめたのでここに報告する。

1 文化財の保存と活用

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられている。しかしながら、従来の文化財（建造物）保護行政では、保護の力点が保存に置かれてきたことは事実である。

なお、遺産の保護に関する国際的な原則を示している国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「文化遺産および自然遺産の国内的保護に関する勧告」（1972年）においても、各国は文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備活用について責任を負うとしている。

文化財の保護は、文化財の価値を維持すること即ち保存することがまず必要な条件となるのは当然であるが、歴史的建造物保護の主たる対象が、近年まで社寺建築など現代的な活用には馴染まないものが中心であり、かつ、優品に限定されていたことなどから、活用よりも保存が優先されてきたと考えられる。

しかし、最近では所有者等や地域住民、地方公共団体などにおいて、文化財に対する関心が高まるとともに、それを積極的に活用したいという希望や意欲が高まっている。特に、現代社会の中で機能し続けているものが多い近代の建造物や、居住地に用いられている民家等の文化財では、継続的な使用を可能とし活用していくことが文化財としての保存の前提となる。また、保存のため公有化される文化財建造物も増えているが、公共の施設として活用されることが期待される。このように、文化財（建造物）が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるためには、文化財（建造物）の保存とともに活用を適切に進めることが大切である。

一方、文化財の保存に対する配慮を欠いた利用は、結果として文化財の価値を損なうおそれもある。言うまでもなく、文化財建造物は、一度失われてしまえば取り戻すことのできない固有の価値を持っている。とりわけ、重要文化財である建造物は、数多くの歴史的な建造物の中でも典型的な存在であり、活用にあたっては文化財としての価値を損なうことのないよう特別に配慮する必要がある。したがって、重要文化財の活用にあたっては適切な基準ないし考え方が示されることが必要である。

このような観点に立って、本協力者会議は、今後求められる重要文化財（建造物）（以下、「文化財」と略記する。）の活用のため基本的な考え方を以下にまとめて記すこととする。

2 文化財の活用に求められるもの

(1) 文化財の活用

文化財において、何をもち活用をしていると言うべきか。文化財の活用と言えば、建物内部を美術館やレストランとして使用している事例が直ちに思い起こされる。しかし、このような事例ばかりが活用ではない。公共の財産としている文化財の活用を、文化財の本来の価値や魅力が社会に示されることとするなら、文化的に日常的に接し得ることなども広く活用に該当すると考えられる。

(2) 公 開

活用の中でも最も一般的な方法は、文化財の公開である。文化財を気軽に眺め親しめる存在にすることが、地域における最も有効な文化財の活用の手法と言える。公開については、まず文化財の外観の公開が基本となる。特に、近代の公共建築や大型の社寺建築など都市や集落の歴史的な景観を構成する要素となっているものは、その場に在り続け、誰もがいつでも眺め親しむことができること自体が活用であると言える。

文化財の外観の公開について一層効果を高めるには、文化財の所在やその内容を容易に知ることができるような標識や解説資料などの充実、また文化財の外観をより引き立てるような周辺地区の整備等が今後望まれる。

一方、外観の公開にとどまらず、文化財の内部を公開したり、広大な敷地内に所在する文化財の外観を公開する場合には、所有者のプライバシー保護や宗教建築としての性格の保持、管理方法な

どとの調整を図る必要がある。しかし、それぞれの文化財の状況に応じて、期間を限定するなどの工夫を図り、建物内外の公開の機会を設けることが望まれる。

(3) 機能や用途の維持

次に、文化財がもつ機能や用途を維持し、使い続けることは活用のひとつの在り方である。例えば民家建築に住み続けること、社寺建築を宗教行事に用いることなどが該当する。

文化財を理解する上で、建設当時の機能や用途それ自体が重要であり、それが維持されていることが文化財の価値の一部となっている場合が多い。このことは、例えば、現役の民家が移築された無住の民家よりも生き生きと感じられることや、閉鎖されていた芝居小屋での演劇再開が地域から大きな期待を持って迎えられることから明らかである。

ところが、文化財の本来の機能や用途も、時代の変化によりかつてのものと全く同じではなくなっている。特に、民家建築における居住の形態は、建築当初とは大きく異なっており、現代の暮らしを続けるために必要な建具や家具の変更、設備等の更新などが今後とも求められている状況にある。

このような要請に応じて内部の改造等を行うことは、文化財としての価値を損なう可能性を有するが、一方で、居住に用いられるというような従来からの機能や用途が維持されていることの意義は非常に大きい。したがって、本来の機能や用途の維持をできる限り図るとともに、既に機能や用途が失われている文化財についてもその復活が可能となるように十分に配慮すべきである。

(4) 新しい機能や用途の付加

一方、公共建築や民家の一部を喫茶店として使用することや、工場建築をショールームとして用いるなど、建物が本来持っていた機能や用途が失われてしまった後に、新しい機能や用途を加えて積極的に活用する方法もある。

これらの方法は、特に本来の機能や用途を維持できなくなった近代の建造物や民家建築にあっては、公開の機会の拡大につながるので、文化財の魅力を広く伝える手法として極めて有効と言える。

しかし、近年、歴史的建造物の活用に名を借りて実質は文化財の価値の破壊行為となる事例も散見される。そのため、機能や用途の変更に当たっては、文化財の持つ価値の所在を把握し、工事等の実施による価値の損失を最小限にとどめ、むしろその魅力を引き出すような手法を確立することが求められる。

(5) 活用と文化財的価値との両立

文化財は、建設後長い年月を経ていることから、後世の改変が加えられている場合が少なくない。改変部分を含めて構造・空間構成・部材・各部の技法などあらゆる部分に、独自の価値を見出すことができる。

しかし、あらゆる面に価値があることを強調して現状を変えることを頑なに否定することは、改造を伴う活用の有効性を全く否定してしまうこととなる。

文化財に新しい機能や用途を加えて活用する場合はもちろん、本来の機能や用途を維持する場合でも、部分的な現状の変更は避けられないことがある。

文化財保護の要である保存と活用の両立を目指す際には、文化財の現状を変更してはならない部

分と、変更もやむを得ない部分を十分に議論して認知しておく必要がある。

文化財には、景観上の重要な役割を果たしているものなど歴史的な景観の形成に大きな寄与をしているものや、屋敷構を構成している民家建築のような一連の建造物群として価値が見出せるものなど、位置や規模を含めた外観に文化財的価値の力点があるとみなされるものがある。このようなものの中には、活用のために行われる内部の改造は、文化財的価値を必ずしも大きくは減じないと判断される場合もあると考えられる。また、細部に価値の力点があるとみなされるものでは、装飾的部材や特殊な技法・仕様を損傷しないよう配慮を要するなど、文化財の価値に応じた判断が必要となる。

3 文化財の活用における景観や環境の役割

(1) 景観や環境と一体となった文化財

建造物は、その建設時における景観や環境を前提条件として作られたものであり、同時に、文化財の存在が周囲に影響を与え、景観や環境が形成されてきている。このような文化財を中心とする歴史的景観や環境に対しても、保全と活用が求められる。

既に、文化財である建造物については、建造物単体の歴史的あるいは芸術的な評価に基づく指定に加え、一連の建造物群としての評価に基づく複数棟の指定や、建造物と一体となっている土地の指定などを行い、また、伝統的建造物群の保護制度を創設するなど、景観や環境の保全に一定の成果をあげてきた。

しかし、文化財に隣接する各種の便益施設の整備に際しても、景観や環境に対する配慮の必要性が強く叫ばれている。景観や環境の保全自体が、総合的な文化財の活用となる方途を考えるべきである。

(2) 活用の対象となる範囲

文化財保護法では、有形文化財を「有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）」と定義し、建造物についてはこれまでに民家を中心にして一体的な価値を有する敷地について、土地を含めた指定を行っている。

ここで、「一体をなしてその価値を形成している土地」を、敷地単位など歴史上意味のある範囲に限定せずに、周囲の景観や環境の保全にも配慮して土地の指定を進め、活用のための保全あるいは整備を行うことが望まれる。

(3) 景観や環境への配慮

文化財を中心とした景観や環境は、土地の形質・敷地の区画・植生・水系・その他の建造物など、多くの要因が絡み合って形成されている。したがって、その保全に当たっては、文化財が最も魅力的な存在であった時期の景観や環境を前提としながら、活用を図る必要がある。

特に、駐車場・管理施設・商業施設など文化財の活用のために便益施設を整備しようとする場合には、文化財とその周囲の景観や環境に対して十分に調和を図ることが必要である。

また、やむを得ず文化財を移築する際にも、移築先が本来の立地条件を想起させるものであることが望ましい。

4 文化財の活用を進めるための施策

(1) 文化財に対する公的規制の在り方

文化財であっても、所有者等にとっての資産である。どのような方向で保存していくか、活用していくかの決定は基本的には現に所有している者の意思によるべきものである。しかし、公共的な存在である文化財の保存という観点からは、文化財の改変時に法的規制を加えることが必要である。

そのような規制の代表的なものが、文化財保護法第43条に定める「現状の変更」及び「保存に影響を及ぼす行為」に対しての文化庁長官の許可制度である。

文化財の現状を変更する行為は、「維持の措置」と「非常災害のために必要な応急措置」に該当する行為を除けば、全て予め許可を必要とする。「維持の措置」には、文化財がき損している場合の原状復旧と、き損拡大防止のみが該当するものとされている。

このような規制は、文化財の保存に関して大きな役割を果たしており、保存のために不可欠なものであるが、一方では「釘一本打つこともできない文化財」というような誤った認識が流布していることも事実である。現行の規制の運用はかなり厳格になされており、そのことが文化財の積極的な活用を妨げている側面があるのではないかとの指摘もある。

現状の変更時の規定の運用については、今後とも、許可制度の意義を踏まえつつ、文化財の価値の所在点や実状に応じて活用に資するという視点を考慮し、一層適切な措置を図るようにすべきである。

近代の大規模な建造物や土地と一体となった建造物群からなるものなどは、その機能や用途を維持し安全性を保持するために、常に補修・改修を必要とする。建造物の維持管理に際して通常行われる行為など、文化財の本来的な機能や用途を維持していくために必要な事項については、状況に応じて現状変更を許可したり、あるいは現状の変更時の許可を要しない「維持の措置」に含めて考えたりすることについても今後検討の必要がある。

また、活用のための改変が許可を要する「現状の変更」に該当するか否か、該当した場合に許可されるかどうかを所有者等が事前に判断することが困難であるとの指摘もある。許可される場合でも手続に要する期間が相当かかるとも言われる。このようなことが絡みあって、所有者が重要文化財として指定を受けたり、指定後の活用を進めることに対して消極的となっているとも考えられる。

今後、規制の範囲を明確にして運用の仕方について分かり易く所有者等に示していくことが必要である。文化財的価値に影響を及ぼさない軽微な現状の変更については、事務手続きを簡略化し、所有者自身の判断に基づき迅速に対応できるよう検討する必要がある。

また、「保存に影響を及ぼす行為」についても、「影響の軽微である場合」は許可を必要としないものと規定されているが、どのような場合が該当するのか明確に示しておく必要がある。

(2) 活用計画の必要性

このように、公的な規制を再検討し、弾力的な措置等を適用するに際しては、文化財の所有者等は、事前に文化財の保存のために必要な維持管理や修理に関する事項を定めた保存管理計画を策定し、その中で周囲の景観や環境と一体となった活用計画を明確にしておく必要がある。

活用計画では、当該文化財を如何にして活用していくかの基本的方針を定め、活用に係る問題点、特に安全面での課題について把握した上で、その解決案を作成しておくことが必要である。不

特定多数が使用する施設として活用する場合には、重要文化財であっても十分な安全性を確保しておくことが必須条件となる。

保存と活用の両立を図るためには、文化財保護のために守るべき事項を明確にし、文化財としての価値の所在、すなわち厳密な保存が要求される箇所と活用に資するために改変が許される箇所とを可能な限り明らかにしておくことが重要である。このため、活用にもなつて補修や改造が予定される場合など、所有者等は必要に応じて文化庁と緊密な連絡・協議を行う必要がある。

活用計画の策定に際して、所有者等による自主的な判断と対応を可能とすることは、活用に関する様々な企画を誘導し、ひいては文化財保護の拡充を進める上で必要である。このために、活用を含む保存管理計画の策定についての基準を示し、これに則つて計画された活用内容に沿つた現状の変更等については、許可手続の簡略化を図るなどの措置についても検討する必要がある。

機能や用途を維持し安全性を維持するために、継続的な補修・改修が常に想定される場合には、このような措置が特に必要である。

(3) 活用事例の評価と広報

文化財の活用は、いまだ社会的な認知を十分に得ているとはいえないが、現在様々な手法で広がっており、今後とも多様化していくものと考えられる。しかし、その一方で、活用に名を借りて行われた行為が文化財の価値を著しく損ねてしまった場合もある。

したがって、文化財の活用の具体的な手法について、どのようなことが可能か、どのようなことが適切かなど、広く経験を交換できるような方策が必要である。

このため、重要文化財とその周辺環境を中心とする、地域にとっても魅力的な総合的な文化財活用事業が各地で行われるために、文化財の外観や内部の公開、機能や用途の維持、新しい機能や用途の付加など、様々な手法による活用事業をモデル的に実施することが望まれる。

また、活用に関する各種事例を広く収集し、活用と文化財的価値との両立の観点からその評価を行うとともに、特に参照すべき事例については、その内容を周知していくような努力を継続的に行っていく必要がある。

16 近代の文化遺産の保存と活用について

平成8年7月8日
近代の文化遺産の保存・活用に
関する調査研究協力者会議報告

近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議は、平成6年9月から、近年における社会経済情勢の変化に伴い大きな課題となっている近代の文化遺産の保存と活用の在り方について、調査研究を行ってきた。

調査研究は、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分野について分科会を設け、それぞれの分野の専門の学識経験者の協力を得ながら進めてきた。記念物分科会及び建造物分科会の関係については、それぞれ平成7年1月及び10月に報告をまとめ公表し、今回、美術・歴史的資料分科会及び生活文化・技術分科会関係の報告をとりまとめた。

すべての分科会関係の報告がまとまり、本協力者会議としての使命を終えるに当たり、これまでの議論を総括し、近代の文化遺産の保護の在り方及び保護を進める上での重点課題を次のようにとりまとめた。これらの点を考慮し、各分科会報告で述べられた提言が、今晚、文化庁の具体的な施策に十分生かされることを期待する。

1 近代の文化遺産の保護の必要性

近代の文化遺産は、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術のいずれの分野をとっても、開発の進展、技術革新や情報化の進展、生活様式の変化等により、消滅や散逸等の危機にさらされているものが多く、他方、未だ必ずしも文化財としての認識や評価が定着していないため、保護措置が十分には講じられていないという状況にある。

これらは、一旦失われてしまうと回復ができないものであるもので、価値があると認められるものについては適切に保存し、後世に継承していくことが、現代に生きる我々の責務である。

2 近代の文化遺産の保護の在り方

(1) 指定制度による保護

近代の文化遺産は、多様かつ大量という特色をもっているが、これらのうち典型的かつ代表的である等の価値を有するものについては、文化財保護法により重要文化財等として指定を行い、できる限り完全な形で保存し、後世に継承していく必要がある。

このため、記念物及び建造物については、既にとりまとめた報告に基づき、近代の文化遺産について史跡や重要文化財として積極的に指定できるよう「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」及び「国宝及び重要文化財指定基準」がそれぞれ改正され、一部についての指定が行われているが、今後、他の分野についても必要に応じて指定基準の見直しを行うとともに、重要な近代の文化遺産については、史跡等として指定を促進することが必要である。

なお、指定については、記念物、建造物、美術・歴史的資料及び生活文化・技術の各分野の間で密接な連携を図り、総合的な保護を図ることができるよう配慮する必要がある。

(2) 登録制度など多様な手法による保護

このたびの文化財保護法の一部改正により、近代の建造物等を保護するため、指定制度を補完する制度として、現状変更等の届出制と指導・助言・勧告とを基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度が導入された。これは、多様かつ大量の近代の建造物等を幅広く後世に継承していくには、強い規制と手厚い保護措置を講ずる指定制度に加えて、文化財の保護手法の多様化を図る必要があるとの要請によるものである。

今回の法改正による登録制度は、建造物を対象とするものがあるが、他の分野についても、これにならって保護手法の多様化を進めることが望まれる。その際、各分科会の報告にもあるように、文化遺産は、分野によってそれぞれ特質や置かれている状況が異なっており、その保護の手法は、それぞれの分野にふさわしい内容のものとする必要がある。

また、近代の文化遺産は、極めて多様であり、かつ大量に存在することが多く、特に美術・歴史資料や生活文化・技術については、地方公共団体、企業、団体や個人収集家が収集、保存し、博物館や資料館等の施設において公開を行っている例が少なくない。したがって、このような保存の活動を奨励し顕彰する制度の創設や、これらの施設間のネットワークの形成の促進を図ることなどが期待される。

(3) 地方公共団体における保護

地方公共団体においては、条例に基づき当該区域の重要な文化財を指定して適切な保存及び活用の措置を講じている。また、一部の地方公共団体においては、登録による保護措置を講じたり、近代の文化遺産の保護に関して調査したりするなどの取組みを始めている。

今後、各地方公共団体において、国における以上のような施策等も参考にしつつ、近代の文化遺産について指定等により保護の措置をとるよう検討することが期待される。このため、文化庁においては、この調査研究の各報告について地方公共団体への周知を図るとともに、その要請に応じ、適切な指導や助言を行っていくことが必要である。

3 近代の文化遺産の保護推進のための重点課題

(1) 全国的調査の実施

今後、保護手法を多様化することについての検討を含め、近代の文化遺産の保護を促進していくためには、それぞれの分野について近代の文化遺産の所在状況等に関する体系的な調査を早急に進め、その把握に努める必要がある。

(2) 情報の蓄積・整理の促進

近代の文化遺産については、多様かつ大量であるため、その所在情報ひとつみても膨大なものになることが予想される。このため、これらの所在、形状や保存状況等の情報を、デジタル情報の形で幅広く大量に蓄積していく仕組みを整えることが有効であり、この点からも文化財情報システムの構築及び全国ネットワーク化を一層進める必要がある。

(3) 公開の促進

近代の文化遺産には、機能を失わないで現在も使用されているものが多いが、これらは使用し続けることによって適切な保存が図られる。したがって、記念物を建造物自体の公開について、この

ような使用を前提とした公開を行ったり、博物館等における機械類の展示についても実際に動かしながら行ったりするなど、公開についても柔軟な対応が必要となる。

また、近代の文化遺産の情報の蓄積は、広く国民が活用するための基盤の形成につながるものであり、文化財情報システムの構築とともに、今後、マルチメディア技術を活用した新たな公開手法の開発について検討する必要がある。

(4) 保存方法等の研究開発の推進

近代の文化遺産については、その材料や技術等において近世までのものとは大きく異なるところが多いため、その修理等の技術について研究開発を進めることが肝要である。このため、国立文化財研究所等の機能の充実強化が必要である。

(5) 人材の養成研修

近代の文化遺産を適切に保護していくためには、それを扱う専門的、人材の養成・確保に努めるとともに、地方公共団体の文化財関係職員、博物館・資料館等の職員を対象とした研修を充実する必要がある。

(6) 関係省庁・機関・団体等の連携協力の強化

近代の文化遺産は、様々な行政分野の対象となっており、また、企業活動や大学の教育研究活動によって、産み出されたものが多い。今後、文化庁がその保護を進めるについては、関係省庁、大学や博物館等の機関、企業、団体等との連携協力を強化することが求められる。近代の産業技術のように、既に連携の取組みが始められた分野もあるが、残された分野も多く、今後一層の努力が必要である。

(7) 国民の理解協力の増進

近代の文化遺産に限られるものではないが、文化財の保護を推進するためには、国民の理解と協力が不可欠である。特に、青少年に対しては、学校教育及び社会教育を通じて文化財に親しむ機会を充実することが必要である。また、多様かつ大量で、身近に存在することが多い近代の文化遺産を保存し活用するためには、地域の一人ひとりの自主的かつ自発的な活動の果たす役割が大きいことから、文化財に関するボランティア活動を奨励するとともに、地域の住民がその保存と活用のため支援・協力する「文化財トラスト」等、民間団体の育成に努める必要がある。

《担当課：伝統文化課》

〔美術・歴史資料分科会関係〕

平成8年7月8日
近代の文化遺産の保存・活用に
関する調査研究協力者会議

近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議は、近年における社会経済情勢の変化に伴い大きな課題となっている近代の文化遺産の適切な保護を図るため、その保存と活用の在り方について

調査研究を行うことを目的に、平成6年9月1日に設置され、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分科会を置き、調査研究を進め、記念物分科会、建造物分科会関係については既に報告を行っている。

このたび、美術・歴史資料分科会における12回の検討を踏まえ、調査研究結果を取りまとめたので、ここに報告する。

1 近代の文化遺産（美術・歴史資料）の保護の必要性

近代の我が国は、大きな政治的・社会的変革を経験し、それに伴い社会の仕組みも変化し、複雑化した。さらには海外との交流も盛んになった。ことに科学技術の発達と工業化の進展は、新しい製品を生み出すとともに、様々な情報や製品を大量かつ迅速に提供するようになり、社会の活動全般に大きな影響力を持つようになっていく。このような近代における人々の諸活動の結果生み出された種々の製品や資料等は、広範な分野にわたって膨大な量となっている。

しかし、これら近代の文化遺産（美術・歴史資料）（以下「近代の歴史資料等」という。）のうち、今日、保護への取組みがなされているものはそのごく一部であり、その多くは社会変動や生活様式の変化、技術革新、経済の効率化等によって、散逸や滅失の危機に当局している。その中には、我が国の歴史と文化への理解を深める上で重要な遺産となるべきものが多数含まれており、これらを適切に保存し後世に伝えていくことが必要である。

2 近代の歴史資料等の検討の視点

(1) 対象とする時期の範囲

近代の歴史資料等の対象とする時期は、概ねペリー来航以後の西洋の近代技術や制度等の受容が始まる開国の時期から、政治制度や社会制度に著しい変動が始まる第二次世界大戦終結時までとする。

なお、現代につながる科学技術・産業技術等は、昭和30年代初頭までにその基礎を持つものが多く、これらに関する歴史資料等については、未だ文化遺産としての認識が一般化していないことにより、滅失の危険が大きいこと等に鑑み、高度経済成長が始まる時期までについても考慮する必要がある。

(2) 対象とすべき歴史資料の分野

従来、歴史資料の指定基準では、政治、経済、社会、文化、人物の5分野に大別してきたが、近代においては、科学技術の発達と工業化の進展による製品や資料等が社会全般に流通し、残されている。このため、これまでの5分野に加え、科学技術を一分野として設定するのが適当である。各分野の対象領域を小分類として例示すると下記のとおりである。

なお、従来の分野の中には、新しい要素（例えば、芸術の領域における写真、映画、デザイン等）が現れ、領域の拡大があることに留意すべきである。

- 政治（立法、行政、司法、外交、軍事、その他）
- 経済（土地制度、金融、農林業、水産業、鉱業、建設業、工業、商業、交通、通信、その他）
- 社会（社会生活、社会福祉、社会運動、宗教、災害、戦災、その他）
- 文化（教育、学術、出版、芸術、スポーツ、その他）
- 科学技術（自然科学、工学、技術、その他）

- 人物（上記各分野，その他の分野に関する人物で，外国人を含む）

(3) 近代の歴史資料等の特質

近代の歴史資料等には，従来のような形態，手法，生産手段によるもののほか，科学技術の発達，工業化の進展，新しい芸術領域の出現等により，次のような特質が見られる。

- ア．工業技術による多数の機械，器具類や設備等が大きな比重を占めること。
- イ．大量に製造された工業製品が現れること。
- ウ．産業デザインに基づく製品が現れること。
- エ．新聞，雑誌等の文字情報資料が大量に製作され，流通すること。
- オ．写真，映画フィルム，ポスター，レコード等の視聴覚メディアに関する資料が現れること。
- カ．様々な分野にわたる製品や資料が輸入されること。

3 近代の歴史資料等の保護に当たっての考え方

近代の歴史資料等は形状，構造，材質等の特質が多様であり，大量生産された製品も少なくない。同時に，人々の活動領域も拡大しているため，残存している歴史資料等は広範囲に及んでいる。このような特性を有する歴史資料等を幅広く保護するためには，現行の指定基準を見直すとともに，弾力的に保存・活用が図れるような新たな保護の制度の導入を検討すべきである。また，保護対象の選択についても継続的な検討を進める必要がある。

さらに，近代に特有な歴史資料等の保護を促進するため，以下のような点を考慮すべきである。

- (1) 工場等の設備や大型の機械類で，その全体を保存することが困難である場合は，一部分であっても保護の対象とする。また，機械・器具類は，使用の課程での改造や修理により製造当初の構造が変わり，部品等が替えられる場合が多いが，必ずしもその文化遺産としての価値を減ずる要素とはならないので，保護の対象として把握する。
- (2) 科学技術や産業関係の歴史資料等のうち，現在は安定的な評価を得ていないものについても，散逸や滅失の危険がある場合は，施設に保管するなど，可能な限り緊急的な保護の措置を図る。
- (3) 大量に生産され流通した製品や出版物などは，選択の幅を広げ，広範かつ柔軟な保護を図る。
- (4) 製品の機能や情報の伝達と結びついたデザインは，新たな美術的領域であり，その系統的な保護を図る。
- (5) 集積された歴史資料等は，可能なかぎり資料全体としての保護を図る。
- (6) 特定の人物・団体や事象に関する歴史資料等のうち，各所に分散保管されているものは，資料全体としての意義を考慮し保護を図ることが望ましい。

4 今後の課題

近代の歴史資料等については，なお文化遺産としての認識が定着しているとはいえず，保護の前提となる全国的な所在状況も十分に把握されていない。また，その保存・活用については，一部にその取り組みが図られているものの，さらに積極的に進めることが必要であり，特に科学技術や産業，デザイン等に関する歴史資料等の保存・活用は急務である。このような状況を考慮し，今後，近代の歴史資料等の調査・保存・活用を推進するためには，以下のような点に留意すべきである。

なお，その際，所有者のプライバシーに配慮し，十分理解を得た上で行うことが必要であり，記念物，建造物，生活文化に関わる物品と関連するものの保護については，関係する各分野との密接な調

整を行うことが必要である。

(1) 調査

- ア. 歴史資料等の実態について十分に把握するため、地方公共団体をはじめ関係分野の研究機関、学会、研究者等と連携して、早急に全国にわたる調査を行う。
- イ. 上記の調査成果についてデータベース化を行い、今後の保護のための基礎資料とするとともに、広く公開を図る。

(2) 保存・活用

- ア. 新しい素材や機能をもつ歴史資料等について、その特質に応じた保存修理技術の研究開発を促進する。また、形状、規模等の多様な歴史資料の公開・展示に関する手法の開発を図る。
- イ. 機械類のように、現在なお用いられているものについては、その機能の維持に対する配慮が必要であるので、その現状変更や修理に際して柔軟に対応する。
- ウ. 科学技術や産業に関する歴史資料等の保存と活用については、企業博物館や大学博物館等の果たす役割が大きいため、関係する国又は地方公共団体の諸機関が協力して、その活動の奨励を育成を積極的に図ることが必要である。また、将来的には、この分野に関する新たな構想の博物館の建設についての検討が期待される。
- エ. 個人や企業等が所蔵している歴史資料等の保存と活用については、博物館・美術館・資料館・文書館等、公共的機関の役割が大きいため、その協力を十分得るため、これらの機関の機能の拡大、充実を図る必要がある。また、歴史資料等に関する所在情報のネットワーク化に努めるとともに、これら機関における保存・活用の連携協力を促進する。
- オ. 歴史的文化遺産としての近代の歴史資料等の意義や保存の必要性について、普及啓発活動を充実する。

《担当課：美術工芸課》

〔生活文化・技術分科会関係〕

平成8年7月8日
近代の文化遺産の保存・活用に
関する調査研究協力者会議

近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議は、近年における社会経済情勢の変化に伴い大きな課題となっている近代の文化遺産の適切な保護を図るため、その保存と活用の在り方について調査研究を行うことを目的に、平成6年9月1日に設置され、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分科会を置き、調査研究を進め、記念物分科会、建造物分科会関係については、既に報告を行っている。このたび、生活文化・技術分科会における10回の検討を踏まえ、調査研究結果を取りまとめたので、ここに報告する。

1 近代の生活文化・技術の保護の必要性

我が国の近代の生活文化・技術は、近代以前の伝統的な文化と、海外から流入した外来文化がそれ

ぞれの文化的領域を確保しつつ、この両者の折衷・融合によって新たに創造された文化が巧みに調和し、物質的な豊かさを背景にして多様な展開を示してきた。しかし、近代における文化は、マスメディアの発達や工業化の進展による大量生産品の出現と、交通・輸送手段の発達等によって均質化される傾向を示し、我が国もその例外ではない。その中でも、我が国の近代の生活文化・技術は、全国的規模での都市化と生活の均質化が進んでおり、併せて著しい変化の中で生成・消滅を繰り返している。

国では、生活文化・技術について、従来から民俗文化財や無形文化財といった文化財保護法の枠組みによりその保護を図ってきたが、上記のような我が国の近代の生活文化・技術が有する文化的特性は、従来の保護の枠組みを大きく超えるものとなっている。近代の生活文化・技術には、近代の我が国の国民の生活の理解に欠くことのできないものを多く含んでいるので、新たな保護の手法を工夫するなどにより、これらの保護の一層の充実を図ることが必要である。

2 近代の生活文化・技術の特質と保護の在り方

(1) 近代の生活文化・技術の特質

近代になって、諸外国の文化が積極的に取り入れられるようになった。このような海外からの文化が次から次へと我が国に流入し、伝統的な生活様式、技術に様々な影響を与え、かつ、短期間のうちに国民の日常生活における生活様式や用具・施設などに、多大な変化をもたらした。

このような近代の生活文化・技術の特質を検討するに当たっては、生産者の立場から見るのではなく、日常生活者の視点、特に消費者の視点を重視することが必要である。

我が国の近代の生活文化・技術の特質として、1. 伝統的生活文化・技術の継承と変容、2. 海外文化の移入、3. 和洋折衷文化の展開、4. 科学技術の生活文化化、をあげることができ、その内容を主として日常生活における衣食住の観点を中心に例示すると次のようになる。

① 伝統的生活文化・技術の継承と変容

近代の生活文化・技術のなかには、伝統性をそのまま持続しているものも見られる。衣食住においては和服や和食、畳に布団の生活はなお広く続けられており、今日まで伝承されてきている伝統的な工芸技術や芸能も少なくない。さらに、エネルギー革命や商品流通形態の変化などに伴う生活様式の変容、国際的な規制等による原材料や製作用具の変化等の影響を受け、伝統的な原型の上に若干の変化を加えて新しいものが生じたり、娯楽や観光という面から芸能や祭りが展開したりしている。例えば、衣生活における化学繊維の和服、食生活における自動炊飯器や新素材の調理用具の普及、住生活における電気こたつの普及などがあげられる。また、締機による緋製作技法などの工芸技術や、浪花節や漫才などの芸能が新たに展開している。団地自治体の盆踊りや、成人式、七五三の普及なども伝統に近代性が加わって変化した例と言えよう。

② 海外文化の移入

近代には、積極的な西洋化が進んだ結果、海外からの文化の流入が次々と進み、新たな生活様式や用具・施設及び技術の導入が見られるようになった。例えば、衣生活における洋服、食生活における洋食器や調理器具、住生活における洋式家具や照明器具等の新たな生活用具等の移入があげられよう。このような傾向は、クリスマスの行事やクラシック音楽、フランス刺繍など、祭りや芸能、工芸技術の分野でも見られる。さらに、スポーツ等の新たな競技・娯楽が多く流入している。

③ 和洋折衷文化の展開

近代において、海外から移入された文化とわが国の伝統文化とが接触する中で、両者の折衷・

融合によって新たに創造された独自の生活文化・技術がさまざまな分野で認められる。これは、海外からもたらされたものを巧みに日本的に消化し、伝統的なものと混在させ又は融合させて使う近代の新たな生活様式を生み出しており、我が国近代の生活文化・技術を特色づけるものとなっている。

これは、例えば、衣生活における洋装和装の混在、食生活における米食に適応した洋食の改良、住生活における和洋折衷様式などに顕著に見られる。

④ 科学技術の生活文化化

近代の科学技術の進歩は、工業の発達を促し、あわせて地球的規模での交通、通信、マスメディア等の革新をもたらした。このような世界的状況の影響を受け、国民生活に定着してきているものとしては、例えば、積層の住宅の登場や、電気洗濯機や電気冷蔵庫等の家電製品、自動車等の利用、電話機・ラジオ・テレビ等の普及や、レコードや映画など新しい娯楽の普及などである。

(2) 近代の生活文化・技術の保護の在り方

① 保護の対象

ア．伝統的生活文化・技術の延長で新たに創造されたもの

イ．海外文化が移入されたもの

ウ．折衷的文化の展開から生じたもの

エ．日常生活の中で使われてきた様々な道具・機器や享受されてきた視聴覚資料

② 保護の充実と保護手法の多様化

近代の生活文化・技術の対象となる文化財は極めて多様であり、従来の民俗文化財、無形文化財の指定や記録作成の手法で対応が可能なものについては積極的に分野の拡大に努めるとともに、従来対応が困難であった分野についても、指定基準の見直し等を含めた対応策の検討を進める必要がある。

近代の生活文化・技術は多様であるとともに、同一規格のものが大量生産されるなど、従来のものとは大きく異なる性格を有している。従って、これらを保護するためには、従来の伝統性・歴史性・芸術性に基づく優品主義・厳選主義の視点だけでは不十分であり、その特質や、その置かれている状況を十分踏まえた上で、多様な保護手法の導入を検討する必要がある。

3 近代の生活文化・技術の保護方策への提言

(1) 調 査

① 近代の生活文化・技術に関する資料は、系統的に残されているものは少なく、その所在についても断片的にしか把握されていない。このため、全国調査を早急に実施するとともに、海外に所在する資料についても調査する必要がある。その際、映像・音響記録についても把握に努めることが大切である。

② 調査に当たっては、国内外の博物館、資料館、大学、図書館、放送局等の機関や研究者との連携を図る必要がある。

(2) 保 存

① 日常の生活用具等の収集・保存には、企業博物館や個人収集家など民間に期待するところが大きい。このため、その果たす役割を適切に評価し、連携協力を図るとともに、収集品の管理・公

開等について奨励する方策（顕彰等）を検討する必要がある。

- ② 後継者の不足している分野については、民間における後継者育成の諸活動（技術者を育てる学校や研修の制度等）に対する支援について調査研究を進めることが望まれる。
- ③ 近代の生活文化・技術に関係の深い町工場の設備等については、設備更新などで破壊される場合があるので、その保存について、配慮する必要がある。
- ④ 生活文化・技術は、その範囲が広範で様々な行政分野の対象となっており、かつ地域住民に密接に関わるものである。このため、その保存・活用にあたっては、特に関係省庁、地方公共団体、民間団体との連携協力を進める必要がある。

(3) 情報の整備・活用

- ① 近代の生活文化・技術については、記録保存の意義は特に大きく、映像などによる各種の記録作成とその活用を積極的に行う方策を検討する必要がある。
- ② 近代の生活文化・技術に関する情報源の一つとして、映画やレコードなどがあげられる。これらの既存の映像資料や音響資料の保存を進めるとともに、これらの利用活用を促進するための方策について研究する必要がある。
- ③ 博物館、資料館、大学、図書館、放送局等がもつ近代の生活文化・技術に関する情報を整備し、これら諸機関や研究者・所有者との間を結ぶネットワークの形成を促進するとともに、一般の利用に供するための方策の検討が望まれる。
- ④ 近代の生活文化・技術文化に関する資料は、量的に膨大であることから、資料そのものの収集にとどまらず、情報の収集・蓄積・公開等マルチメディア利用を駆使した“生活文化博物館”について検討する必要がある。

《担当課：伝統文化課》

〔建造物分科会関係〕

平成7年10月16日
近代の文化遺産の保存・活用に
関する調査研究協力者会議

近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議は、近年における社会経済情勢の変化に伴い大きな課題となっている近代の文化遺産の適切な保護を図るため、その保存と活用の在り方について調査研究を行うことを目的として平成6年9月1日に設けられ、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分科会において調査研究を進め、記念物分科会関係については既に報告を行っている。このたび、建造物分科会における6回の検討を踏まえ、近代の建造物の保護に関する調査研究結果を取りまとめたので、ここに報告する。

1 近代の建造物の保護の在り方に関する検討の視点

(1) 近代の建造物の保護の必要性

国は、建造物のうち、「国宝及び重要文化財指定基準」（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号）に基づき、意匠的に優秀なもの、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの、学術的価

値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なものを重要文化財に指定している。

近代の建造物は、従来のものに比べ多様かつ大量であり、それらの中には建設されてから相当の年数を経て、文化財としての評価が定まっているものも少なくない。

しかし、その指定は、現在のところ、建築物については、大正期までの住宅、学校等について進められているが、土木構造物については、ほとんど指定されていない状況である。さらに、昭和期の建造物については、全く指定されていないのが現状である。

その一方で、近代の建造物は、老朽化が進み維持管理が困難であることや、都市の再開発等に伴い土地の効率的利用が求められていること、また、産業構造の変化に伴い高度の利便性が求められていることなどにより、取壊しや改変が行われているものも少なくない。

このため、文化財として価値のある近代の建造物の保護に関して、従来の保護の考え方の見直しを含め、一層の充実を図る必要がある。

(2) 近代の建造物の特質と検討の視点

近代の建造物は、これまで保護の対象としてきた建造物とは大きく異なる以下のような特質を持っている。

- ① 学校、官公庁、工場等の建築物や橋梁、ダム等の土木構造物なども対象となるため、多様、大量で、規模も巨大であること。また、同種のものが多数存在する場合もあること。
- ② 日本の伝統的技術に加えて西洋の建設技術が用いられたものが多く、材料も、木、土、石から煉瓦、鉄、コンクリート、更には工業化学製品等まで多岐にわたっていること。
- ③ 現在も本来の用途に使用されたり、用途変更により再利用されているものが多く、将来においても継続的に使用されるものが多いこと。
- ④ 土木構造物は、自然の外力（風力、波力等）、人為的な外力（車輛荷重等）を繰り返し受けるものが多いこと。また、公共の利用に供されているものが多く、自然災害等を受け、大幅な改築や新築又は緊急な取壊しが必要な場合があること。

このような近代の建造物の特質から、その保護を推進するに当たっては、重要文化財指定の対象とすべき時代範囲及び対象とすべき建造物の範囲等について再検討する必要がある。また、保存と活用に関しては、建造物本来の機能の維持と文化財としての価値の維持との調整等の課題について検討する必要がある。

2 近代の建造物の保護の指針

(1) 対象とすべき時代範囲

指定対象とする時代範囲の始期は、近代の特質を持った建造物が建設され始めた時期、即ち、我が国が建築、土木に関する西洋の技術の導入を始めた時期としてとらえることが適当と考えられる。

一方、終期については、建造物としての歴史的価値や学術的価値が確定するには、一定の時間の経過が必要である。将来の指定を考慮すると、建設後の経過年数を基準にすることが適切であり、それらの価値を判断するには、少なくとも半世紀程度の時間の経過が必要であることから、「建設後50年の経過」とすることが適当と考えられる。

なお、建設後50年に若干達しないものでも、緊急を要するものについては、保護措置をとることができるようにする必要がある。

(2) 対象とすべき建造物の範囲

現在の建造物の「国宝及び重要文化財指定基準」では、建造物の範囲は、「建築物及びその他の工作物」と定められている。近代の建造物の保護を推進するため、以下のことについて考慮する必要がある。

- ① 現行の指定基準では、土木構造物は「その他の工作物」として扱っている。しかし、近代には多数の土木構造物が建設されており、その中には文化財としての価値が認められるものが存在することから、その積極的保護を図るためには、基準上の位置付けをより明確にする必要があること。
- ② 西洋の建設技術が用いられた建造物に限らず、我が国の伝統的技術によるものも保護の対象とすること。
- ③ 建築物及び土木構造物と一体をなしてその価値を形成している家具・什器、機械・設備、設計図書等についても併せて保護すること。

(3) 指定すべき建造物を選択する際の考え方

指定すべき建造物を選択するに当たっては、近代の建造物の特質から、以下のことについて考慮する必要がある。

- ① 建築物は、一定の割合（原則として3／4程度）で外観が保存されていれば価値を認めること。
- ② 土木構造物は、部分的に保存されていれば価値を認めること。
- ③ 同種のものが多数存在する場合においても、典型的なもの、先駆的なもの、完成度の高いものは評価すること。また、地域的な特性や群としての価値についても考慮すること。
- ④ 指定後の文化財としての保護・管理に関して、所有者・管理者・関係地方公共団体・文化庁等の間で合意しておくこと。
- ⑤ 史跡、美術工芸品・歴史資料等との関連を有するものについては、関係する各分野と密接な連携を図り、総合的な保存を考慮すること。

3 近代の建造物の保存と活用の在り方

(1) 所有者、管理者への配慮

近代の建造物は、現代社会の中で機能し続けているものが多い。重要文化財についても文化財としての価値を維持するとともに建造物本来の機能を確保し、活用しながら保存していくことが重要である。このため、所有者・管理者が以下の観点から行う行為については、円滑に行えるよう配慮する必要がある。

① 安全性の確保

経年による老朽化・劣化等による建造物自体の強度の減退や地震、風水害若しくは津波等の自然災害又は火災等の予期せぬ災害等に対しては、重要文化財についても、日常的・定期的な保守・点検はもとより、適宜、予防又は復旧のための修理・改修が必要になる。

特に、ダムなどのように広域的な安全性に強く影響するものについては、その安全性に対する慎重な配慮が必要であり、また、公共の利用に供しているものについては、利用者の安全の確保が不可欠である。

② 利便性の確保

重要文化財についても、例えば、建築物における快適性のための設備の設置、用途の変更に伴

う内装の変更や土木構造物における交通量の増加に伴う橋梁の拡幅など、利便性を確保する必要がある。

(2) 修理・改修等の考え方

重要文化財の修理・改修等に伴う現状変更等に対しては、個々の状況に応じた柔軟な対応が必要であるが、文化財としての価値を維持するため、所有者・管理者が修理・改修等を行う際は、近代の建造物の特質を考慮したうえで、以下のことに配慮がなされるよう理解を得る必要がある。

なお、安全性又は公益性を確保するため、現状の大きな改変が避けられない場合等においては、部分的に保存したり、記録により保存するなど、状況に応じた保存の在り方について、指定の解除も含め検討する必要がある。

① 建築物については、外観（規模、形態、意匠等）は損なわないようにすること。また、土木構造物については、意匠、材料、技術などのうち、文化財としての価値の認められた主要な部分は損なわないようにすること。

② 伝統的仕様による建造物のうち、現行法規において強度や耐久性などが定量的に規定されていない部分については、修理・改修の際に学識者を含む委員会を設けるなどして、文化財としての価値の維持とともに安全性及び公益性の確保に関し、十分な検討を行うこと。

なお、建築物については建築基準法の適用が除外されているが、建築基準法の考え方に留意すること。

4 今後の課題

(1) 文化財として価値のある建造物を広く保護するために、国の重要文化財指定と併せて地方公共団体による積極的な保護の推進を図るものとする。また、現行の文化財の指定制度とは異なる観点から保護の制度（例えば、文化財登録制度など）を導入することについて検討する必要がある。

(2) 重要文化財の修理等には、設計監理や施行に関する知識と経験を有する技術者や技能者の確保が今後更に求められることから、それらを養成するための方策を確立する必要がある。

(3) 国や地方公共団体等による地域活性化の事業（例えば、まちづくり・むらおこし）などの中で、建造物の保護措置がとられるような方策についても検討する必要がある。

(4) 重要文化財の所有者等に対する経済的支援措置を充実させる必要がある。

《担当課：建造物課》

〔記念物分科会関係〕

平成7年1月20日
近代の文化遺産の保存・活用に
関する調査研究協力者会議

近代の文化遺産の保存・活用に關する調査研究協力者會議は、近年における社会経済情勢の変化に伴

い大きな課題となっている近代の文化遺産の適切な保護を図るため、その保存と活用の在り方について調査研究を行うことを目的に、平成6年9月1日に設置され、記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分科会を置き、調査研究を進めてきている。このたび、記念物分科会における4回の検討を踏まえ、近代の遺跡の保護に関する調査研究結果を取りまとめたので、ここに報告する。

1 近代の遺跡の保護の在り方に関する検討の視点

(1) 近代の遺跡の保護の必要性

国は、遺跡のうち、学術的な調査研究により歴史的な評価が確定した重要なものから史跡に指定しているが、現在のところ、近代の遺跡については、明治中頃以降のものは指定していない状況にある。

しかしながら、近代の遺跡の中には、既に相当の年数を経て、その歴史的な重要性についての認識がある程度定まっているものも多い。また、近代の遺跡の所在地は現代の生活が営まれている場所と重なっている場合が多いことなどから、土地利用の改変や都市の再開発等に伴い、損壊されるものも少なくない。このため、我が国の近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡の適切な保護が急務となっている。

(2) 近代の遺跡の特質と検討の視点

近代の遺跡は、それ以前の遺跡に比して、

ア．多様で、多数かつ大規模な遺跡が存在すること、

イ．歴史事象の意義について対立する多様な見解が存在したり、遺跡の保護について国民的合意が得られにくいものもあること、

ウ．現存する特定の個人・団体・思想・宗教が関係しているため、史跡指定によって国や地方公共団体が関与することが不適切なものもあること。

エ．現存も機能を失わず使用されていること等のため、現状の恒久的な保存が社会的・技術的に著しく困難なものもあること、

等の種々の特質を有していると考えられる。

このため、近代の遺跡の保護を推進するに当たっては、史跡指定の対象とすべき遺跡の時期、対象とすべき遺跡の分野、対象とすべき遺跡の選択に当たっての基準・考慮要件など、近年の遺跡の特質を踏まえた史跡指定の在り方について検討する必要がある。

2 近代の遺跡の保護の指針等

(1) 対象とすべき時期

史跡指定の対象とする遺跡については、その遺跡に関する歴史的事象の重要性及び保護の必要性が十分に認識されている必要があり、通常、これらの認識が広く一般に定着するには、一定の時間の経過が必要であると考えられる。このような観点から、史跡指定の対象とすべき近代の遺跡の時期について検討すると、当面、第二次世界大戦終結頃までとするのが適当と考えられる。ただし、産業・科学技術等、改変の速度が速い分野のもので、保存の緊急性が高いものについては、別途考慮する。

(2) 対象とすべき遺跡

① 分野

政治、経済、文化、社会等あらゆる分野における重要な歴史的遺跡を選択することが適当と考えられる。

分野別に例示すると次のとおり。

- 政治（立法、行政、司法、外交、軍事、政治運動等）
- 経済（諸産業、金融、土木・建築、交通、通信等）
- 文化（学術、芸術、教育、宗教、情報伝達等）
- 社会（生活様式、都市計画、保健・衛生、福祉、社会運動等）

② 選択の基準

現行の指定基準（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準〔昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号〕）では、「我が国の歴史のために欠くことができず、学術上価値あるもの」を史跡に指定することとしている。これは、史跡指定の目的とその対象の意義付けの点において、特に時代を限定したものではなく、先史以来のいずれの遺跡についても適用されるべき基準である。

このため、近代の遺跡についても、この基準によることが適当であり、この基準の具体化として、次の2点を充たす必要がある。

ア．我が国の近代史を理解する上で欠くことのできない遺跡であって、国として保護する必要があるものであること。

イ．遺跡が歴史上の重要性をよく示しており、学術上価値の高いものであること。

③ 選択の際の考慮要件

上記1の選択の基準に則り選択を行う際の考慮要件を列举すると、以下のとおりである。

ア．歴史事象とそれを表象する遺跡とが直接に又は密接に関係していること。

イ．同種の遺跡が複数ある場合には、全国的見地から注目すべきものであること。

また、その場合、当該歴史事象に関係する資料等の保存状況についても、勘案するものとする。

ウ．当該遺跡が歴史的に重要で保護を要するものであるという点について相当の評価が定まっており、国民的理解が得られやすいものであること。

エ．宗教に関する遺跡については、特定の関係者・団体を顕彰するなど、これらに特別の利害を生ずる結果となるおそれがあることにかんがみ、慎重に取り扱うものとする。

オ．個人に関する遺跡については、当該個人を顕彰するなど、関係者に特別の利害を生ずる結果となるおそれがあることにかんがみ、慎重に取り扱うものとする。

(3) 保存と活用の在り方

近代の遺跡の中には現在も機能を失わないで使用されているものもあり、遺跡の保存と活用について多様で柔軟な手法を考える必要がある。

特に、史跡指定された遺跡の現状変更規制、修理、活用等については、個々の遺跡の状況に応じた柔軟な対応が必要であり、また、史跡指定に当たっては、当該遺跡の指定後の保護・管理について、所有者、関係地方公共団体、文化庁等の間で事前に十分な意見調整を行い、当該遺跡の「保存管理方針」を合意しておく必要がある。

なお、近代に係る埋蔵文化財の発掘調査については、当面、特に必要と考えられる場合に行うものとする。

(4) 今後の課題

近代の遺跡の遺存状況については、現段階では、文化庁、地方公共団体いずれにおいても十分には把握していない。このため、今後、近代の遺跡の保護を推進するに当たっては、近代の遺跡の遺存状況についての全国的調査を実施する必要がある。

また、国による史跡指定と並行して、地方公共団体による積極的な保護措置の推進を図る必要がある。

さらに、史跡に指定する遺跡と関係する資料については、併せて保存の措置を講じ、総合的な保護を図る必要がある。

《担当課：記念物課》

17 出土品の取扱いについて

平成9年8月13日 庁保記第182号
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁次長通知

発掘調査等による出土品に関しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第63条第1項の規定により国庫に帰属した出土品について、「出土文化財取扱要領」（昭和55年2月21日付け文化庁長官裁定）により、出土品のうち国で保有するものの選択基準、法第64条第1項又は第3項の規定に基づく出土品の譲与と譲与後の取扱い、国で保有しているものの貸付け等について定め、これに即して「出土文化財の取扱について」の通知（昭和55年2月21日付け庁保記第12号。文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知）により、国が保有した出土品及び譲与された出土品の取扱いについて指導を行ってきたところであります。

しかしながら、近年、出土品は、開発事業等に伴う発掘調査事業量の増大に比例して増加し続けており、既に収蔵されているものも含めて、その取扱いは文化財保護行政上の大きな課題とされております。

このため、当庁では、出土品の取扱いの在り方について、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」において検討を行ってきたところでありますが、平成9年2月の同委員会報告「出土品の取扱いについて」（以下「報告書」という。）を踏まえ、出土品全体の取扱いに関し、別紙のとおり「出土品の取扱いに関する指針」（平成9年8月13日文化庁長官裁定。以下「指針」という。）を定めました。

については、出土品の取扱いに関しては、今後、この「指針」に従い、下記により行うこととしますので、貴教育委員会におかれましては、出土品の適切な保存・活用に必要な措置を講ずるとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会その他の関係機関に対し、このことを御伝達の上、出土品の具体的な取扱いに関する指導・調整等につき遺漏のないよう御配慮ください。

なお、この通知により昭和55年2月21日付け庁保記第12号の通知は廃止することとしますので、御承知おきください。

記

1 出土品の取扱いに関する基本的な考え方（「指針」1関係）

出土品の文化財としての取扱いについては、次に掲げる基本的な考え方により、具体的な措置を執ることとされたい。

- (ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用可能性のあるものと、それ以外のものとに区分し、その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと。
- (イ) 上記(ア)の区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
- (ウ) 出土品の活用については、専用施設における展示・公開等の従来の方法にとらわれず、広範な方途により積極的に行うこと。

(エ) 法第63条第1項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第64条の規定により、その保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与されること。

(オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときは、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

各都道府県教育委員会においては、この基本的な考え方に従い、以下の各項目について、各地域の歴史的特性に応じた具体的な基準を定めること等により、出土品の適切な保存・活用を進めることができるよう措置されたい。

2 保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分（「指針」2関係）

(1) 区分に関する基準

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分については、一定の基準に即して行う必要がある。

したがって、各都道府県教育委員会においては、次に示す諸要素を総合的に勘案し、かつ、各地域の歴史的特性や関連の学問分野等に係る要素を加えて、区分に関する具体的な基準を定めるとされたい。

- ① 種類：出土品の種類・性格による分類の要素
- ② 時代：出土品が製作され、又は埋蔵された時代の要素
- ③ 地域：出土品が出土した場所、地方又は歴史的・文化的区域の要素
- ④ 遺跡の種類・性格：出土した遺跡の種類・性格の要素
- ⑤ 遺跡の重要度：出土した遺跡の重要度の要素
- ⑥ 出土状況：出土の状況、特に遺構との関係に関する要素
- ⑦ 規格性の有無：出土品が型作り等による規格品・大量生産品であるか否かの要素
- ⑧ 出土量：同種・同型・同質の出土品の出土量の要素
- ⑨ 残存度・遺存状況：出土品の残存・保存の程度の要素
- ⑩ 文化財としての重要性：出土品自体が有している文化財としての性格・重要度の内容・高低の要素
- ⑪ 移動・保管の可能性：出土品の大きさ・形状・重さ、それによる移動・保管の可能性の要素
- ⑫ 活用の可能性：出土品の将来的な活用の可能性の有無・程度に関する要素

この基準の策定に際しては、前記「報告書」の第2章、2、(2)中の「選択についての標準・方針の要素・視点となる事項」を参照されたい。

なお、この基準については、策定後もその妥当性・有効性について随時検討し、学術的な進歩、社会的認識の変化等に従って、最適なものとなるよう改善していくことが望ましい。

(2) 区分の対象等

出土品の区分は、現在収蔵・保管が行われているもの及び今後発掘調査等により出土するものを対象とし、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等において随時行うことが望ましい。

3 出土品の保管・管理等（「指針」3関係）

(1) 保管・管理に関する基本的な考え方及び方法

(ア) 基本的な考え方

将来にわたり適切に出土品の保存・活用を図り、かつ、保管スペースを効率的に利用していくためには、出土品について、その種類・形状・形態、材質・遺存状況、文化財としての重要性、発掘調査報告書・記録等への登載の有無、整理済み・未整理の別、活用の状況・可能性等の諸要素を総合的に勘案して区分し、その区分に応じて保管・管理の態様をいくつかの種類・段階に分け、適切かつ合理的に保管・管理を行うことが必要である。

このような出土品の区分とそれに対応した保管・管理の在り方としては、次のようなものが考えられる。

① 文化財としての価値が高く、展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの

種類・形状・形態や活用の頻度を考慮し、一般の収蔵庫等とは別の展示・収蔵施設において保管・管理を行うことが考えられる。また、材質・遺存状況において脆弱なもの、特別の保存措置を要するものについては、適切な収納・保管設備、空気調節などの環境調整のための設備の整った施設において保管・管理を行う。

② 文化財としての価値、活用の頻度等において①の区分に次ぐもの

保存及び検索・取出しの便と保管スペースの節約を考慮しつつ、収蔵箱に入れ収蔵棚に整理する等、適切な方法で保管・管理を行う。発掘調査報告書に記載されたものとそれ以外のもの、完成品とそれ以外のもの、展示・公開や研究資料としての活用の可能性の大小等の観点で、更に数区分に分けることも考えられる。

③ 文化財としての価値、活用の可能性・頻度が比較的低いもの

必要があれば取出しが可能な状態で、保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で収納する。

この場合、出土品の保管・管理は、必ずしも同一遺跡から出土した出土品を同一の地方公共団体等で一か所に一括して保管するという考え方にとらわれる必要はなく、適切かつ合理的な保管・管理の観点から柔軟に対応することが望ましい。

各都道府県教育委員会においては、上記の基本的な考え方に即し、出土品の適切かつ合理的な取扱いについて、管下の教育委員会等に対する指導等を含め、配慮されたい。

(イ) 適切な保管・管理のための記録の整備・管理

出土品の保管・管理を行う地方公共団体等においては、出土品の適切な管理や活用のため、その名称・内容・数量・発見時期・出土遺跡名、発掘調査報告書への記載状況、保管の主体・場所等に関する記録を作成し、管理する必要がある。

各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿って、出土品の適切な保管・管理について管下の市町村教育委員会その他出土品の保管・管理を行う機関等に対する指導等を含め、配慮するとともに、管下における出土品の保管・管理状況についての的確に把握しておくこととされたい。

なお、地方公共団体等へ譲与された出土文化財については、従来、その滅失、き損、所有者又は所在場所の変更について、都道府県教育委員を経由して文化庁へ報告することとされていたが、この制度は廃止することとした。

(2) 保管・管理のための施設・体制の整備等

出土品について適切かつ合理的な保管・管理を行っていくためには、地方公共団体等における必要な施設の充実と専門的知識を有する職員による体制の整備を進める必要がある。

出土品の保管・管理施設としては、従来、各地方公共団体において、埋蔵文化財収蔵庫、歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、出土文化財管理センター等が設置されてきているが、当庁では、現在、出土品の保管・管理と展示等の活用のための「埋蔵文化財センター」の建設に対し国庫補助を行っているので、これを活用する等により、今後ともその充実を図ることとされたい。

(3) 出土品の廃棄その他の措置と配慮事項

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性がないとされた出土品については、発掘調査現場から持ち帰らず、あるいは埋納、投棄などにより廃棄することができることとなるが、これらの措置は、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等において、発掘調査主体、法第64条第1項又は第3項の規定による譲与を受けた地方公共団体等が行うこととなる。

これらの措置を執ることについては、後記4による広範な活用の方途を検討した上で、なおかつその可能性のない場合に限る等、慎重な配慮が必要であり、特に地方公共団体以外の者による廃棄等は、関係地方公共団体の教育委員会による指導の下に行われる必要があるので、各都道府県教育委員会においてはこの旨留意の上、適切に措置されたい。

また、廃棄その他の措置を執る場合は、後日、無用の誤解・混乱を生ずることのないよう、対象の出土品の種類・性格・数量等に応じて、何を、どこにおいて、どのような措置を執ったかの概要に関する記録・資料を作成し、保管しておくことが必要である。

各都道府県教育委員会においては、出土品の廃棄その他の措置を執った管下の市町村教育委員会等から上記の記録・資料の提出を受ける等により、管下における取扱いの状況を把握するとともに、出土品の適切な取扱いの確保のため、必要に応じて適宜指導することとされたい。

なお、地方公共団体等における出土品の廃棄は、発見者による当該出土品に係る遺失物法（明治32年法律第87号）第13条で準用する同法第1条の規定による警察署長への差出し（都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会の発見に係る出土品については、法第98条の3第1項で準用する同法第59条第1項の規定による通知）の時から、法第64条第1項又は第3項の規定による地方公共団体等への譲与が行われるまでの間は、行うことができないので留意されたい。

4 出土品の活用（「指針」4関係）

(1) 活用に関する基本的な考え方

出土品については、埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する国民の理解と協力を促進するためにも、国民が様々な機会に種々な方法でこれにふれることができるよう、従来行われている方法による活用を拡充するとともに、出土品の種類・性格に応じた新たな方法を開発し、積極的にその広範な活用を図る必要がある。

このような出土品の活用方法の改善・充実については、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等が、次に示す例を参考として、それぞれ有効かつ適切な方途を検討し、実施することが望まれる。

したがって、各都道府県教育委員会においては、出土品の積極的な活用について、出土品の保管・管理を行う管下の市町村教育委員会等に対する指導を含め、配慮されたい。

(7) 博物館等の展示専用施設における活用の改善・充実

博物館や歴史民俗資料館等の展示専用施設における展示については、発掘調査組織と博物館等との連絡・協力関係を強化し、発掘調査の成果を地域に広く公開するため、最新の調査成果を反映した常設展示の更新や速報的な展示の企画等を積極的に進めること。

また、展示の方法としても、出土品の種類によっては、見るだけでなく直接触れることができるようにする等の工夫も必要である。

(4) 学校教育における活用の充実

出土品は、子ども達が直接、見て、触れながら、地域の歴史や文化を学ぶことができる貴重な資料であるため、これを学校教育における「生きた教材」として、一層積極的に活用すること。

この場合、地方公共団体においては、出土品の提供や資料の作成・提供、埋蔵文化財担当専門職員による説明等の協力を行うことも必要である。

(5) 地域の住民に対する活用の工夫

市町村役場や公民館等の住民に身近な公共施設における出土品の展示や地域への行事への出品、発掘調査の現地説明会における活用等、地域の住民が直接出土品にふれることができる機会を設けること。

(6) 民間施設を利用した活用

公的な展示専用施設に限らず、例えば発掘調査の原因となった開発事業により建設された施設での展示等、展示専用施設でない民間の施設を有効に利用した活用も積極的に進めること。

(7) 他の地方公共団体等との連携

出土した地域や地方公共団体内に限らず、相互交換・貸借により、国内の他の地域に置ける展示・公開あるいは研究資料としての活用を図ること。

なお、我が国の多様な文化と歴史に対する理解を深める上から、外国における展示・公開等も有益であると考えられる。

(8) 学術的な活用の推進

出土品は、文化財としての活用のほか歴史学・考古学等の研究資料としての活用の可能性を有するものであり、その研究資料としての活用は、学術の進歩・発展にとっても有効なものであるので、大学、研究機関における研究活動等における出土品の活用を今後一層拡充すること。

そのためには、各地方公共団体において、大学・研究機関・関係学界との間で、出土品に関する情報提供等のための恒常的な連携・連絡の方途を確保し、出土品を研究資料として提供する等の仕組みを構築することが望ましい。

なお、活用に伴って出土品の交換、譲与、貸出し等を行う場合は、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等において、その種類、数量等必要な事項を記録し、適正な取扱いを確保するよう配慮されたい。

(2) 展示・公開のための施設・体制の整備等

出土品の展示・公開等その積極的な活用の推進のため、地方公共団体、特に市町村においては、必要な施設の設置や既存の施設の充実・改善及び専門職員の配置等による体制の整備を図る必要がある。

また、埋蔵文化財の発掘調査、出土品の収蔵・保管等の拠点となる施設の設置・整備に際しては、

発掘調査の成果を住民に還元できるよう、出土品の展示等の活用のための機能にも十分配慮することが必要である。

前記 3、(2)の「埋蔵文化財センター」は、このような施設としても有効なものであるので、これを活用されたい。

また、出土品の広範な活用のため、その保管・管理や活用状況について、広報誌・コンピュータ利用の情報ネットワークなどを活用して情報発信を図ることについても配慮されたい。

5 出土品の整理の促進

上記のような出土品の区分、適切かつ合理的な保管・管理その他の取扱いを適正に行うためには、出土品の整理を行い、その内容等が的確に把握されていることが必要である。

各都道府県教育委員会においては、発掘調査が出土品の整理を経て報告書の作成をもって完了するものであることを十分認識し、現在未整理のまま収蔵されているものを含めて出土品の整理を促進すること、及び出土品の整理作業のための体制や施設の整備・充実を図ることについて、管下の市町村教育委員会その他の発掘調査を行う機関に対する指導を含め、配慮されたい。

6 出土品の国保有（「指針」5 関係）

従来から、保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある出土品は、国で保有することとしてきたところである。

出土品の国保有については、これまで出土地の関係地方公共団体の協力を得て進めてきたところであるが、今後とも、全国的視野に立って協力するとともに、管下の市町村教育委員会の協力方につき配慮されたい。

なお、国で保有する出土品の選択基準は、従来どおりである。

7 出土品の地方公共団体等への譲与（「指針」6、7 関係）

(1) 地方公共団体への譲与の促進

従前から、国庫に帰属した出土品のうち国で保有することとしたもの以外のものについては、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土品に係る法第63条第1項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合、原則として、法第64条第3項の規定により、出土地を管轄する地方公共団体に譲与することとしている。

出土品の保存・活用は、各地方公共団体が、その管轄する区域内において発見された出土品の譲与を受け、その責任において行うことが最も適切であるので、各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿い、法第64条第3項の規定による譲与の申請手続きを進めるよう、管下の市町村教育委員会に対する指導を含め、配慮されたい。

地方公共団体への譲与について、当該出土品の発見者等が法第63条第1項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合に限ったのは、発見者等との間の無用の混乱を避けるためである。したがって、地方公共団体が出土品の譲与を受けようとする場合は、あらかじめ当該出土品の発見者等と連絡をとり、その了承を得おくことが必要である。

また、工事等に伴う発掘調査その他の場合で、発見者等が企業、個人、法人格を有しない遺跡調

査会等出土品の保存・活用を行うに適さないと考えられる者である場合には、調査に関する法第57条第1項の規定による届出又は工事の事業者との間の発掘調査に係る委託契約等の段階で、出土品について、発見者等としての権利を放棄する旨を確認する等、前記の取扱いを円滑にする措置について配慮することが望ましい。

(2) 発見者等への譲与

上記(1)による国保有又は法第64条第3項の規定による地方公共団体への譲与を行うことができない場合については、法第64条第1項の規定により発見者等に譲与することとなる。

なお、地方公共団体以外の組織が行った発掘調査による出土品について、当該組織が自ら譲与を受けたいことを希望する場合は、当該組織が法人格を有する場合に限り、出土地を管轄する地方公共団体が譲与を受けた上で、適切な保存・活用が確保されることを確認の上当該組織に貸与又は再譲与を行う等の措置を執ることとし、その後の保管・管理等についても当該地方公共団体の教育委員会が指導等を行うことが適切であると考えられるので、この趣旨に沿って指導されたい。

(3) 譲与の手続

法第64条第1項又は第3項の規定による出土品の譲与は、別紙様式1の「出土品譲与申請書」の提出に基づき行うこととしているので、譲与を希望する者に対し、手続きについての指導等に配慮されたい。

8 国が保有している出土品の貸付け（「指針」8関係）

国が保有している出土品については、従来から、その出土地等の適切な施設において保管・展示等を行うため、貸付けを行ってきたところであるが、今後も、地方公共団体、博物館、歴史民俗博物館、大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から借り受けたい旨の申し出があった場合は、次の事項を確認した上、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）の定めるところにより、当該出土品を貸し付けることとしている。

- ① 借受けの目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること
- ② 当該出土品の保管・展示等を行うための施設・設備が整備されていること
- ③ 貸付けの期間中、当該出土品が適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

貸付けは、別紙様式2の「物品（国保有出土品）借受け申請書」の提出に基づき行うこととしているので、各都道府県教育委員会においては、借受けを希望する者等に対し、その手続き及び当該出土品の貸付け期間中の取扱い等についての指導に配慮されたい。

(別紙)

出土品の取扱いに関する指針

〔平成9年8月13日〕
〔文化庁長官裁定〕

(出土品の取扱いの基本方針)

- 1 出土品の取扱いについては、次の基本方針に従い、適切に措置するものとする。
 - (ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区別し、その区分に応じて取り扱うこと。
 - (イ) 保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文財としての重要性、活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
 - (ウ) 出土品の活用については、広範な方途により積極的に行うこと。
 - (エ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第63条第一項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第64条の規定により、出土品の保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。
 - (オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときには、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

(保存・活用の必要性・可能性のある出土品の等の区分)

- 2 将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区別は、その種類、性格その他の要素を勘案して各都道府県教育委員会が定める基準に基づき、行うものとする。

(出土品の保管・管理等)

- 3 出土品のうち前項の規定により将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があるとされたものについては、その種類、性格、活用の状況等を総合的に勘案して、文化財としての価値が高く活用の機会が多いもの、文化財としての価値・活用の可能性が比較的低いもの等に区分し、それぞれの区分に応じた適切な方法により、適切な施設において保管し、管理するものとする。

保存・活用の必要性・可能性がないとされた出土品については、廃棄その他の措置を執ることができるものとする。

(出土品の活用)

- 4 出土品の活用については、博物館における展示・公開等のほか、学校教育における教材としての利用、住民に身近な施設における展示、研究活動における学術的な資料としての利用等広範な方途により積極的に行うものとする。

(国出保有する出土品の選択基準)

- 5 国庫に帰属した出土品のうち、次のいずれにか該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、国が保有するものとする。

- (ア) 石器，骨角器等旧石器時代に属するもの
- (イ) 土器，土製品，石器，骨角器等縄文時代に属するもの
- (ウ) 土器，青銅器，鉄器，石器，木製品等弥生時代に属するもの
- (エ) 鏡，武器，武具，馬具，装身具，埴輪，石製品，土器等古墳時代に属するもの
- (オ) 瓦，貨幣，印章，仏像，経筒，骨壺，墓誌，陶磁器，木簡等歴史時代に属するもの

（譲 与）

6 出土品のうち前項に該当し国が保有したもの以外のもので，その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第63条第1項の規定による報奨金の支給又は法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは，法第64条第3項の規定により，その出土地を管轄する地方公共団体に対し，その申請に基づき，譲与するものとする。

7 出土品のうち前2項に規定する取扱いにより国が保有し，又は地方公共団体に譲与したもの以外のものは，法第64条第1項の規定により発見者等に譲与するものとする。

（国が保有した出土品の貸付け）

8 国が保有した出土品について，地方公共団体，博物館，歴史民俗資料館，大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から貸付けを受けたい旨の申出があった場合は，次の事項を確認した上，物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）の定めるところにより，当該出土品を貸し付けることができるものとする。

- (ア) 貸付けを受ける目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること
- (イ) 当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること
- (ウ) 貸付けの期間中，当該出土品が，適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

（附 則）

9 出土文化財取扱要領（昭和55年2月21日文化庁長官裁定）は，廃止する。

(別紙様式1)

出土品譲与申請書

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

〔法第64条第3項による譲与の場合〕

都道府県・市町村教育委員会教育長 名

〔法第64条第1項による譲与の場合〕

発見者 ○ ○ ○ ○

発見地所有者 ○ ○ ○ ○

文化財保護法第64条〔第3項・第1項〕の規定により、下記1の出土品を下記2によって譲与を受けたいので申請します。

記

1 譲与申請出土品

- (1) 品名・数量
- (2) 発見の場所・遺跡名、発見の年月日
- (3) 発見者の氏名・住所
- (4) 発見された土地の所有者の氏名・住所
- (5) 文化財として認定された年月日

2 譲与申請の理由・譲与後の取扱い

- (1) 譲与申請の理由
- (2) 譲与後に保管する場所・施設及び保管方法
- (3) 保管責任者となる者の氏名・役職・連絡先
- (4) その他参考となるべき事項

※添付書類等

- ① 文化財保護法第60条による警察署長の提出書の写
- ② 発見の場所、発見の状況の概要を示す資料
- ③ 文化財保護法第64条第3項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が地方公共団体に対する譲与を了承していることを証する書面
- ④ 文化財保護法第64条第1項の規定による譲与の申請の場合で、発見者等が保存・活用のための施設等を有しないときは、譲与後にそれらの施設等を有する者に寄託する等により適切な保存・活用が確保されるものであることを証する書面（別添様式参照）

(別添様式)

出土品の保存・活用についての了解書

平成 年 月 日

発見者 ○ ○ ○ ○

発見地の土地所有者 ○ ○ ○ ○

譲与後当該出土品の寄託等を受けて

保存・活用する者 ○ ○ ○ ○

下記 1 の出土品を下記 2 のとおり〔 〕に〔寄託・譲与・譲渡〕し、保管・活用を行うことを了解します。

記

1 出土品の名称等

- (1) 出土品の名称
- (2) 発見地
- (3) 発見年月日

2 保存・活用の方法

- (1) 寄託を受けて保存・活用を行う者の氏名・住所〔機関の名称・代表者名・所在地〕
- (2) 保存・活用を行う施設の名称・所在地、規模・構造の概要
- (3) 保存・活用の方法等の概要

(別紙様式2)

物品（国保有出土品）借受け申請書

平成 年 月 日

文 化 庁 長 官 殿

借受け申請者

氏名（又は機関の名称及び代表者）

住所（又は機関の所在地）

下記のとおり、物品（国保有出土品）を借り受けたいので、申請します。

記

1 借受け申請物件

- (1) 品名・数量
- (2) 発見地・遺跡名

2 借受け申請物件の使用計画

- (1) 使用（保管・展示等）の目的
- (2) 使用（保管・展示等）計画
- (3) 借受け希望機関（展示を行う場合は、その機関を付記すること。）
- (4) 使用（保管・展示等）場所の名称・所在地
- (5) 使用（保管・展示等）を行う建物その他の施設・設備の概要
- (6) 借受け品を取り扱う専門技術者の氏名・経歴
- (7) 借受け品の輸送方法

※添付資料等

- ① 保管・展示等を行う建物その他の施設・設備の概要及び図面
- ② 防災施設等の概要及び図面
- ③ 消防法令に適合していることを証する消防署の意見書
- ④ その他参考資料

18 文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引

〔平成9年6月〕
〔文化庁文化財保護部〕

はじめに

文化財（美術工芸品等、以下「文化財」という。）は、地震・火山災害・風水害（台風・洪水・津波等）・火災など、多くの災害による損壊や滅失を免れて今日に至った文化遺産であり、さらに永く後世に伝えていくことは、国民共通の課題である。文化庁では、災害の多いわが国の状況に鑑み、文化財を災害から守るために長年にわたって保存施設の建設や防災施設の設置への助成等の施策を講じてきており、平成7年8月には『文化財公開施設の計画に関する指針』（文化庁文化財保護部編、以下「施設指針」という。）、平成8年7月には「国宝・重要文化財の公開に関する取扱い要項」を作成して、文化財の保存と公開に関する基本的な考え方を示してきた。

しかし、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、多くの人命を失わせるとともに、文化財に対しても甚大な被害を与え、文化財の防災について新たな問題を我々に提起することとなった。

文化庁は、今回の震災に際して、地方公共団体、博物館・美術館・資料館等の施設（以下「博物館施設」という。）、民間ボランティア団体等の積極的な協力を得て被災地の調査を行い、その状況を把握するとともに、被災した文化財に対する緊急の救援活動を実施した。その結果、災害に対する備えを十全なものとするため、文化財を保存・公開する施設等について立地環境の整備や耐震・免震性の確保が必要であるとともに、観覧者の安全等についての危機管理、文化財の収蔵・保管・展示に関する問題の科学的調査・研究を含めて、防災についての総合的な対策の必要性が判明した。

また、所有者や博物館施設等における日常的な防災体制についても再検討を行い、非常時に即応できる具体的な対策の確立が急務であることも明確となった。

わが国の災害は多様であり、防災対策はあらゆる状況を想定したものが必要とされるところであるが、阪神・淡路大震災の経験から震災対策を確立することが急務であると判断し、総合的な災害対策を視野に入れつつ本手引をまとめた。

本手引の内容は、主として保存・公開時における日常の災害対策と、災害発生時における緊急の措置に大別される。前者は、阪神・淡路大震災での被災状況を分析して、地震に対する対策を中心に集約したものであり、これまでの災害対策に加えて、特に具体的に留意すべき点を示している。後者については、阪神・淡路大震災での対応を踏まえたものであるが、地震のみならず、風水害等の大規模な災害にも共通する内容を含んでおり、今後、広く地方公共団体、博物館施設、所有者等において、総合的な災害対策を考える際の参考に資するものである。

なお、本手引は『美術工芸品等の防災に関する調査研究報告書』（平成7・8年度文部省科学研究費補助金・研究代表 東京国立文化財研究所 西川杏太郎・中野照男）の成果の一部を反映したものであり、実験データ等については当該報告書を参照されたい。

第1章 文化財を災害から守る基本的な考え方

阪神・淡路大震災が文化財に及ぼした被害は、周知のように予想をはるかに越えるものであった。しかし同時に、この震災の経験を通して、文化財を災害からいかにして守るべきか、どのようにすれば被害を最小限に留められるのか、など貴重な情報を得るとともに、今後必要な対策について被災地の関係者と共に学んだ。

震災後に実施した被災地の調査、被災した博物館施設による諸報告、及び過去の災害に関する研究等を総括的に検討すると、文化財の被害の要因は概ね以下のとおりに分類することができる。

- (1) 移動・転倒・落下等による被害
- (2) 火による被害
- (3) 水による被害

このような被害には、収蔵設備や展示設備の不備等に起因する被害を含んでいることも念頭に置いた上で、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を確立することが必要である。なお、博物館施設や設備に関しては前記の施設指針を参照されたい。

地震等の災害から文化財を守るためには、日常的に所有者、あるいは博物館施設がそれぞれの立場において、防災に対する十分な認識を確立することが肝要であり、より現実的かつ具体的な対策を講じることが求められる。その際には、関係の専門家等の協力と支援とが不可欠であることは言うまでもない。

文化財の防災に関しては、次に掲げる3つの視点からの対策を確立することが急務である。

-
1. 収蔵・保管に当たっての災害対策の確立
 2. 公開・展示に当たっての災害対策の確立
 3. 災害発生時における緊急保存措置等に関する対策の確立
-

個人所有者、社寺、博物館施設等にあつては、後掲の第2、3、4章に示されている対策を基本として、それぞれの実状に即して具体的な対策を講じることが必要である。

第2章 収蔵・保管に当たっての災害対策

文化財の収蔵・保管のあり方は、所有者・施設等によってそれぞれの方法は必ずしも一律ではなく、文化財の材質や形状等によっても異なる。

従って、安全策を確保するには、収蔵・保管の形態や個々の文化財の材質や形状等を考慮して具体的な対策を検討するとともに、関係分野の専門家と協議して適切な対応を行う必要がある。

また文化財の保存環境や防火・防犯等の状況を考慮すると、その収蔵・保管の様態は概ね次のように分類される。

- (1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合
ア 寺院、神社等の収蔵庫等での収蔵・保管

イ 博物館施設の収蔵庫での収蔵・保管

- (2) 寺院、神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合
- (3) 屋外で梵鐘、燈籠等を管理する場合
- (4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

これらの場合の収蔵・保管上の留意事項は、それぞれ以下の通りである。

(1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合

- ① 収蔵・保管施設は、建設地及び周辺環境等を考慮し、防火・防犯設備はもとより、耐震・免震性等を確保した構造であるものが望ましい。
- ② これらの施設は、収蔵する文化財を適正に保管できる床面積を確保することが望ましい。
- ③ 出入口の扉の周辺には、転倒するおそれのある文化財や器物等を置くことは避ける必要がある。
- ④ 停電した場合には、点検や復旧作業が極めて困難となるので、収蔵庫の全室や庫内に懐中電灯等の非常用照明器具を常備しておくことが必要である。
- ⑤ 丈の高い仏像や比較的大きな光背、あるいは近代彫刻等には、可能な限り養生を施して横たえ、支持具を設けるなどの対策が有効である。
- ⑥ 仏像の台座は、心棒が上下に貫通した本格的な蓮華座の免震性が高いことを参考にして、安全性の高い構造にすることが望ましい。また、台座各段が小さなダボでつながったものは、はずれやすく、像が転倒したり、飛び出したりすることが多いので、これを防ぐ処置が必要である。
- ⑦ 収納棚を設置する場合、奥行きのある木製の棚が望ましい。また、棚の移動・転倒防止策を講じる必要がある。
- ⑧ 棚から落下を防止するため、安全性・使い易さ等を考慮したストッパー等を設ける必要がある。
- ⑨ 木製の保存箱に文化財を収納して保管することは有効である。特に陶磁器・ガラス製品等の破損しやすいものは、保存箱に緩衝材で包んで収納するとともに、収納棚の低層部で保管するなどの配慮が必要である。
- ⑩ 保存箱を積み重ねることは避ける必要がある。また、考古資料を収納する整理箱を積み重ねる場合には、重心を低く保つ必要がある。
- ⑪ タンスやマップケースは、移動・転倒のないよう配慮するとともに、引出しが飛び出さないように常に施錠しておく必要がある。
- ⑫ 近代絵画等の額装品を収蔵・保管する場合には、移動ラック、ワイヤーの繋ぎ部分等の安全性を十分に確保する必要がある。Sカンを使用する場合には、形状・強度・取扱い上の安全性を十分に検討して選定する必要がある。
- ⑬ 民俗文化財等を収蔵パネル等に懸けたり、吊るして収蔵・保管する場合は、収蔵パネルが転倒しないように固定するとともに、資料の落下防止のため固く縛りつけるなどの対応が必要である。
- ⑭ 大型の民俗文化財や厨子等を梱包せずに保管する場合には、移動・転倒防止策として支持具等で固定することが有効である。

(2) 寺院、神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合

堂塔・社殿に安置されている仏像・神像等、礼拝の対象で厳重な保護対策を講じることが困難なものについては、専門家と協議して支持具を設けることや立像の足等を検討し、転倒防止の対策を講じることが望ましい。

なお、建物内では燈明や線香などの火気を使用することが多いので、不燃材を敷くなどの防火対策が必要である。また、夜間無人となることもあるので、日常的な防犯体制を確保しておく必要がある。

(3) 屋外で梵鐘、燈籠等を管理する場合

① 梵鐘は、鐘楼自体の構造的強度を確保するとともに、落下防止のため鐘を吊り下げる金具の安全確保と強化を図ることが望ましい。

② 燈籠や石塔、あるいはパブリック・アート等の、屋外に設置された文化財は、転倒による損傷を防止するため、周辺に空間を設けるなどの整備措置を講じることが望ましい。

(4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

所有者の居宅等で収蔵・保管するに際しての災害対策は、博物館施設・社寺の場合と同様であるが、特に保存箱に収納し、災害発生時に備えて、文化財の名称を明記しておく必要がある。

なお、所有者の意向に基づき、最寄りの博物館施設に寄託して保管することも望ましい方法である。

第3章 公開・展示に当たっての災害対策

近年、国民の文化財に対する関心の高まりもあって、博物館施設で文化財の公開活用が促進されている。このような施設においては、公開・展示される文化財を震災等から守るとともに、開館中の災害発生による人的被害を防ぐために、日頃からその対応について検討を進め、適切な措置を講じておく必要がある。

公開・展示は、文化財の置かれた状況や、その材質、構造等に応じて、展示ケースでの展示と、ケースを用いない、いわゆる「露出展示」が行われている。阪神・淡路大震災においても展示中の被害が多く、展示に当たっての具体的な対策とともに、ケースを含めた総合的な防災対策が必要であり、例えば、免震装置の導入等を検討する必要がある。

公開・展示に適したケースの選定、ガラスに関する対策、ケースの構造的な問題等の基本的事項については施設指針で言及したが、ここでは被災地の博物館施設の学芸員等あるいは保存科学の専門家等からの報告内容等を分析した結果を踏まえ、その基本的な対策について言及する。

1 展示ケースの構造に関する留意事項

展示ケースには、固定ケースと可動ケースの二種があり、展示品の形状・構造等を考慮して適切なケースを用いる必要がある。

展示ケースの災害対策については、以下基本的な事項について留意する必要がある。

① ケースのガラスは、展示品と観覧者の双方に対する安全性が求められることから、張り合わせガラスの使用、飛散防止フィルムの使用などが有効である。それぞれに経費、機能等の課題があるが、

各館の管理・運営の状況等を踏まえて適切に対応することが望まれる。

なお、耐震性や衝撃に対する安全性等を考慮するならば、ガラスの暑さは10ミリ程度を確保することが望ましい。

- ② ケース内天井にルーバーを設置する場合は、留金具を取り付けるなど、震動による落下防止対策を講じる必要がある。
- ③ 可動ケースの場合、地震発生時に床面を移動したために、結果として転倒を免れた事例もあるが、原則としては構造的に重心を低く保って、移動・転倒等に対する安全性を確保することが望ましい。

また、ケースの配置に当たっては、観覧者の安全に十分な配慮をする必要がある。

- ④ 特に奥行きが浅い可動ケースについては、ケース自体のバランスを、含めた総合的な転倒防止策を講じるとともに、配置場所についても十分配慮する必要がある。

2 公開・展示に際しての留意事項

博物館施設で公開・展示される文化財は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、民俗文化財、近代の科学技術に関する機械類など幅広く、多種多様であり、その材質・形状なども様ではない。展示に際しては、必要に応じて、展示台や支持具などを用いるなど、それぞれの展示品に即した適切な展示が求められることは言うまでもない。例えば、額装の近代絵画や彫刻作品等、大型の民俗文化財あるいは機械類等の場合は露出展示されることが多いが、これらはケース内展示とは対応の仕方も自ずから異なってくる。

また、最近、文化財をケース内の床や展示台に固定するワックス等の固着剤の使用が見られるが、例えば、陶磁器、土器等に使用すると、底面に付着して除去できなくなったり、表面を剥離させる危険もある。従って、その使用に際しては、展示品の材質等を念頭に置いた対応が必要である。

さらに、展示室の天井や壁などに取り付けられた証明機器等や空調設備等を点検し、脱落等のないよう安全策を講じる必要がある。

(1) ケース内展示の場合

- ① 転倒によって他の展示品に損傷を与えないため、展示空間を考慮し、個々の展示品との間隔を十分に確保する必要がある。
- ② 展示台を使用して展示を行う場合は、展示台自体の移動を防止するとともに、展示品の材質・形状等を考慮して対応する必要がある。

特にガラス板やプラスチック板は、展示品の材質によっては滑ることが多いので、台の床面は摩擦力の大きい素材とすることが望ましい。

なお、上下に展示棚を設置したり、ひな壇式にするなどの展示は、上段の展示品の落下により下段の展示品をも損傷させる危険性が高いので好ましくない。

- ③ 卷子等（絵巻、文書、地図等）を傾斜台に展示する必要がある場合は、台の移動の防止策をとるとともに、傾斜角度を水平角30度以下に抑えるなどの配慮が望まれる。
- ④ 屏風の展示は、ケース内の壁に平らに立てて展示する方法と、屈曲したまま立てて展示する方法の二通りがとられているが、それぞれの場合に応じた屏風留めで固定する必要がある。
- ⑤ 彫刻の立像を展示する場合は、展示空間を確保するとともに、像の足等の安全性に留意する必要がある（前掲第2章(1)⑥を参照）。

- ⑥ 工芸品等の支持のためテグスを使用する場合は文化財を傷めないよう、また、テグスの切断の防止を考慮し、その懸け方と結び方を工夫するとともに、テグスを張る方向に対して鋭角に釘を打って固定する必要がある。

また、テグスを有効に使用するためには、展示品の重量を勘案してテグスの太さを選び、展示が長期間に及ぶ場合には定期的に交換する必要がある。

- ⑦ 陶磁器類の壺等の展示に際しては、テグスで固定するだけでなく、鉛玉や砂を入れた布袋を内底部に置き、重心を下げることが有効である。
- ⑧ 土器等の立体物の展示に際しては、安全性を確保した支持具の使用が有効である。

(2) 露出展示の場合

- ① 適切な展示場所を選定するとともに、特に重量物については周辺の空間を十分に取り、移動や転倒によって観覧者に危険が及ばないようにすることが必要である。
- ② 額装の絵画等を展示するに際しては、次の点に留意する必要がある。
- ア ピクチャーレールに使用するフックは、落下防止のために固定可能なものを使用する必要がある。
- イ ワイヤーについては、展示物の重量・形態を十分考慮して、太さや本数を決める必要がある。
- ウ フックの落下防止としては、受けの深いフックを用い、文化財の直上のワイヤーを壁に固定することが有効である。
- ③ 構造・形状等が多種多様な近・現代の立体作品の展示は、観覧者の安全確保と転倒・落下防止の対策を、展示場所や展示台を含めて総合的に検討する必要がある。
- ④ 大型の漁船や民俗文化財及び近代の機械類等の展示に際しては、移動を防止するため支持具等で固定するなどの配慮が必要である。
- ⑤ 民俗文化財等を展示パネルに懸けて展示する場合は、パネルが転倒しないように配慮するとともに、脱落しないよう緊結する必要がある。なお、ケース内に展示する際も同様である。

第4章 災害発生時における緊急の保存措置等に関する対策

災害による文化財の被害は、災害の種類により、また文化財の材質・形状等によって異なり、緊急的な保存措置等についても、将来の本格的な保存修理の方針や今後予測される新たな災害への対策等をも視野に入れた柔軟な対応が求められる。

特に各自治体や博物館施設では、文化財が各地域の歴史や文化を物語る貴重な遺産であるという認識のもとに、日頃から所在台帳や写真等を整備するなど、保存の現状を把握しておくことも必要である。

災害発生時には、まず文化財の所在場所や被災の実態を写真・ビデオ・図示等での確かつ詳細に記録するとともに、その保全に関しては、取扱いや保存の知識のある学芸員等が中心となり、関係団体を含めた幅広い協力によって対応することが望まれる。その際、倒壊したり倒壊の危険性のある建物から、文化財を安全性が確保された他の施設等に一時的に避難して保管することも対応策の一つである。

災害による文化財の被害の中でも、とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず、専門家と十分に協議して対応策を決定する必要がある。

なお、火、水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については、東京国立文化財研究所又は奈良国立文化財研究所に連絡し、助言を求めることが望ましい。

① 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録した上、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に固体別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記しておく必要がある。

② 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

③ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取り扱いに便利な場所へ移動する。その後はカビの発生に注意しながら、低温の環境を保つ必要がある。

その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要がある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなど対応が必要である。

④ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

ア 搬出作業を円滑に行うために、日頃から次のような点について留意する必要がある。

a 必要な備品・資材を十分に準備する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについては、地方公共団体や博物館施設に常備しておき、災害発生時には被災地周辺から集中的に投入できるような体制を作っておくことが望ましい。

b 搬出後に適当な一時保管場所を確保する。

イ 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と、搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

ウ 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその現状を記録する。

エ 搬出や一時保管に当たっては、所有者の同意を得るとともに、財産権やプライバシーを損なうことのないよう留意し、当該の地方公共団体等の職員が立ち会って、預り証等を渡す必要がある。

19 21世紀に向けての美術館の在り方について

〔平成9年6月16日
21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議〕

序

文化は、人間として生きていく上で基本に関わるものであり、一国にとってそのよって立つ最も重要な存立基盤の一つである。

今日、経済大国として世界有数の経済水準を保っていることなどから、わが国においては、物の豊かさよりも心の豊かさを志向する機運が高まっている。また、価値観が多様化し、創造的な感性や個性が一層尊重されるようになりつつある。こうした中で多くの人々が、優れた文化の所産に触れたり、自ら文化の創造に参加することに喜びや安らぎを感じるなど、文化に対し大きな関心を寄せており、その中でも美術や鑑賞や創作の対象とする者の割合が増加している。

このような社会的傾向を背景として、全国各地において多くの美術館が建設されており、現在では美術館の設置はかなり進んだ段階にあると言える。しかしながら、我が国の美術館の歴史は浅く、美術館運営の専門知識の不足、予算や人材の確保における様々な制約などにより、美術館が本来果たす機能を果たしていないとの指摘も少なくない。

国民の美術館に対する期待が高まる中、美についての国民の感性と知的欲求を充足させる「心のインフラストラクチャ」として、美術館を魅力あるものにするためには、美術館本来の役割を再認識するとともに、運営面における充実を図る必要がある。

文化庁では、21世紀に向けて新しい文化立国を目指すため、平成8年度から、舞台芸術の分野で我が国の水準を高めるため、その索引力となる芸術団体の支援を行うこと等を内容とする「アーツプラン21」をスタートさせるとともに、もう一方の大きな柱である芸術や文化活動の拠点としての美術館・博物館の抜本的な振興を図る観点から「ミュージアム・プラン」を打ち出している。

本報告書は、「ミュージアム・プラン」を踏まえつつ、美術館をめぐる現状や時代の趨勢をとらえ、美術館新時代をめざして、美術館の在り方について検討した結果を取りまとめたものである。

I 美術館の歴史と現状

1 美術館の歴史

元来、美術作品のコレクションは、王侯貴族等によって行われていたものであったが、市民革命を経て一般民衆に公開されるようになったことが近代的な美術館の嚆矢と言える。

ヨーロッパにおいては市民的な権利として美術作品の公開を勝ち取るとともに、文化国家としての威信をかけて美術館建設が進められた。一方、アメリカにおいては大資本家が自己のコレクションを一般に公開するなど民間主導で美術館の設置が進められ、ヨーロッパと比較して美術館の歴史が浅いにもかかわらず、今や世界有数の美術館先進国と言われるに至っている。

我が国では、明治時代、欧化政策が進められる中で、美術館も他の諸制度とともに欧米から輸入されたものであり、国威発揚と国民の文化的啓蒙がその主な目的であった。しかしながら、先行したのは総合的な性格の博物館であり、これは明治政府の殖産興業政策のもとに進められた博覧会事業と結

びついていた。明治15年上野公園内に博物館（現東京国立博物館、当時農商務省所管）の新館が開館し、明治19年に宮内省に移管された頃から、博物館は歴史的な美術作品を中心にするようになり、その後、事実上近代的な美術館の性格を持つ方向に整備されていった。

大正から戦前にかけて、私的コレクションの公開を主目的とした私立の大倉集古館（大正6年）、大原美術館（昭和5年）などが開館する一方、展示施設として公立の東京府美術館（大正15年 現東京都美術館）などが開館している。戦後には、神奈川県立近代美術館（昭和26年）や国立近代美術館（昭和27年 現東京国立近代美術館）が開館し、前者は旺盛な企画展活動によって、後者はそれに収集活動を加えることによってその後の我が国の美術館の在り方に大きな影響を与えた。また、昭和34年にはフランス政府から返還・寄贈されたフランス近代美術を中心とする松方コレクションを基礎として国立西洋美術館が開館している。

さらに、特に近年の建設ブームにより大幅に設置数が増加しており、現在、国公立全体で651館（平成5年度文部省「社会教育調査」）の美術館が設置されている。

2 我が国の美術館の現状

以上の我が国の美術館の歴史から、その成り立ちは大きく二つに分類することができる。一つは、コレクションを公開する常設展示から出発したものであり、もう一つは、コレクションをほとんど持たず、企画展によって人々に対する美術作品の鑑賞機会や芸術家の作品発表の場を提供する展示施設を中心に出発したものである。現状は、どちらか一つの機能のみでは本来の美術館の役割を果たし得ないとの認識から、二つの機能を併せ持つよう努力するとともに、さらに理想的な美術館の在り方を求めて模索が続けられている段階である。しかしながら、依然として展示施設としての美術館像が我が国の美術館の発展に大きな影響を残しており、必ずしも美術館の多様な機能が一般に理解されていない場合が見受けられる。

また、我が国においては、美術館が明治以降の産業基盤としての社会資本と同様に欧米から輸入された歴史もあり、建物の整備、職員の配置、関係予算の計上等を適度に行うことだけで美術館が十分に機能するように考えている人も少なくない。確かに、これらの要件は、美術館にとって必要不可欠なものであり、特に、不十分であると言われている職員や予算の充実に引き続き努める必要がある。しかしながら、それだけで美術館が十分に機能するものではなく、国民の理解と支持があって初めてその機能を十分に発揮できるものであり、美術館自体がその存在意義を国民に明らかにするよう努めることが求められている。

II 美術館の在り方

1 美術館とは

国際博物館会議（I COM）の、美術館を含めた博物館の定義に基づき美術館を定義すると、「美術館とは、研究・教育・楽しみの目的で美術作品及び関連資料を収集し、保存し、研究し、利用に供し、また展示を行うことを通じて、社会とその発展に貢献する公共の非営利常設機関である。」とすることができる。

すなわち、美術館は、「美」についての多様な思考やイメージなどを造形的に表現した美術作品の恒久的な収集・展示の場であると同時に、展覧会、講演会等を通じて教育・普及の活動を展開するものであり、また、収蔵品や関連資料についての学術研究、収集・展示、保存・修復、教育・普及に関す

る研究等を行うものである。

一方、利用者の側からみれば、美術館という「美」が集約された空間の中で、優れた美術作品に直に触れ、深い感動を覚えることにより、豊かな感性を育てる場であるとともに、知的欲求を充足する場であると言えることができる。

既存の美術館には、特定のコレクションを中心として設置されたものや、特定の芸術家を記念して設置されたもの、地域の美術関係の総合的センターとして設置されたものなど各種のものがあ

り、本来の設置目的を踏まえつつ個性を生かした多様な展開を遂げることが求められる。

また、我が国の代表的な美術館については、先導的な取り組みを積極的に展開するなど、世界に誇れる美術館として質の高い活動を行うことが期待される。特に、国立美術館については、極めて価値の高い美術作品を体系的に収集し、保存し、高度で専門的な調査・研究などを行う文化面での我が国の「顔」としての使命を果たすとともに、我が国の美術館全体のセンター的な存在としてネットワークを形成し、専門的研修を実施するなど中核的役割を果たしていくことが求められる。

2 これからの美術館像

21世紀を目前に控えた今日、生活水準の向上、自由時間の増大等による国民の美術館へのニーズの高まり、情報化、国際化、高齢化、生涯学習社会への移行等時代が急激に変化する中で我が国の美術館は大きな転機に立っている。

社会の変革が進む中で、美術館は、優れた美術作品を最良の状態で可能な限り多くの人々の鑑賞に供するという使命を再認識するとともに、国民の多様化するニーズを踏まえつつ、美術に関する新たな流れを支援するなど、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開することが求められる。

美術館が国民の感性や知的欲求を満たす「心のインフラストラクチャ」としての役割を果たすためには、国民が美術館に何を期待しているのか、また、美術館は、国民に対してどのように応えていくのかなどについて絶えず自己点検評価を行い、明確な運営方針に基づき個性豊かな美術館活動を展開する必要がある。この場合、美術館の目的・理念に基づいた活動を展開することが重要であり、そのためには、美術館の諸機能を別々に機能させるのではなく、調査・研究機能を基本としつつ、そこから得られた調査結果や研究成果をもとに、美術作品等の収集・展示、保存・修復、教育・普及活動等を有機的・体系的に行うことが必要である。

すなわち、設置目的などの美術館の基本理念に基づいて行われた調査・研究や、その成果によって裏付けられた諸活動がこれからの美術館を支えることとなる。このことにより、美術館は、新たな芸術文化を創造・蓄積し、国内外における交流・発信を行う場として、芸術文化活動の拠点として位置づけられるとともに、国民にとって魅力的なものとなる。

Ⅲ 美術館における基本的な課題と方策

今後、我が国の美術館の振興を図るためには、基本的な諸機能の一層の充実が必要不可欠である。そのためには、運営に関わる財政基盤の充実及び高度の専門性を有する人材の確保など美術館に対する重点的な社会的投資に努める必要がある。特に、美術館の現状を踏まえ、以下の諸課題に対して適切に対応することが求められる。

1 調査・研究機能の充実

美術館の量的整備が進む中、その質の向上を図ることが求められている。収集・展示，教育・普及等の美術館の活動の多くは，美術作品や関連資料等についての調査・研究が基本となっており，美術館の質的整備のためには，調査・研究機能を充実することが必要である。しかしながら，美術館をめぐる種々の制約から，それらの調査・研究が十分には行われていないのが現状である。

このため，学芸担当職員が長期的展望に立ち継続性を持って調査・研究活動に従事することができるとともに，美術館の調査・研究の機能をより充実させていく観点から，高度な専門性を有する学芸担当職員の採用や美術館と大学院等との協力による人材の養成及び共同研究等を行う必要がある。また，収集・展示，教育・普及等の各活動に関する学芸担当職員の研究成果が正しく評価されるようなシステムを構築する必要がある。

2 収蔵品及び常設展示の充実

一般的に美術館は，美術作品そのものを鑑賞に供することが期待されており，また，美術館が個性豊かな活動を展開する上で，人々との身近な接点である展示活動の役割は大きい。それゆえ，美術館は，その目的・理念に従ってコレクションを形成し，常設展示等を通じて美術に親しむ機会を提供する必要がある。しかしながら，一般に質の高い美術作品の購入が難しくなる中，従来の作品購入のための財政基盤では世界に誇りうるコレクションを形成することは極めて困難な状況にある。

このため，美術館は，収集方針を確立して個性を生かした収蔵品の充実を図ることが急務であり，美術作品の購入予算の充実に努めるとともに，寄付・寄贈等を促進する税制について検討する必要がある。

3 保存・修復の充実

人類共通の財産である美術作品を保存し，適切な形で次世代に引き継ぐことは，美術館の重要な社会的責務の一つである。美術作品の保存については，適正な収蔵庫・展示施設等を確保するとともに，収集の時点から，長期的展望に立っていかんして適切に美術作品を保存するかについてきめ細かな配慮を行う必要がある。しかしながら，我が国では，保存・修復の重要性は社会的にも関係者の間でも十分認識されていない場合が少なくなく，今後，美術館は，保存・修復により重点を置いた活動を展開することが求められている。

このため，24時間空調など美術館における展示・保存環境の整備を行うほか，保存・修復に関する研修の充実を図るとともに地域における拠点的な美術館において保存専門の職員の確保・養成を図ることが必要である。また，保存・修復に関する中核的役割を担う機関の体制の整備について検討する必要がある。

4 企画展の充実

学芸担当職員等による専門的な研究の成果の発表の場であるとともに，利用者にとっても大きな楽しみとなる企画展は，美術館の活動の中でも常設展とともに重要な位置を占めるものである。また，企画展は，開催館自身の考え方を表現するものとも言え，美術館の人々に対するメッセージや美術館の個性を広く国内外にアピールするための機会でもある。しかしながら，収蔵品が十分でないことや企画展を開催するための経費が上昇していることなどにより，内容の充実した質の高い企画展を開催することが困難となっている場合がある。

このため、海外からの美術作品を借りる場合等における国家補償制度及び団体保険制度について検討を行うほか、各館の収蔵品を活用した共同企画展、巡回展等の充実を図る必要がある。また、美術館は、観覧者に心から感動をもって迎えられる企画や展示を心がける必要がある。

5 教育・普及活動の充実

美術館は、ますます多様化し、高度化する人々の学習意欲に適確に対応し、生涯学習のための重要な役割を果たしていくことが求められている。また、生涯学習の基礎を培う学校教育との相互連携がますます重要となっている。しかしながら、美術館の鑑賞教育に携わる専門職員が不足しているなど教育・普及活動のための環境整備が不十分であることなどから、社会のニーズへの対応が十分に図られていない場合がある。

このため、人材の確保を図りつつ人々のニーズ等を踏まえた上で、講座、講演会、ギャラリートーク等を積極的に開催していくとともに、地域における美術活動への支援等を行う必要がある。また、美術教育における学校教育との連携を図る観点から、美術館の有する専門的機能や特色を生かしつつ、青少年を対象とした企画展等の企画、教員向けの講座の開設、学校への出張講座や移動教室などを積極的に開催するとともに、学校週5日制に対応し、土曜日、日曜日の子どもの入場料の無料化等を促進することが求められる。

さらに、美術館活動について人々の理解を得るため、例えば「美術の日」や「美術愛好週間」等を設けることなどについて検討するとともに、地域における先進事例を全国に紹介し、美術館の教育・普及活動等についての認識が深まるよう努める必要がある。

6 利用者に対するサービスの向上

近年、美術館は、子どもから高齢者まで男女を問わず多くの人々に利用されるようになってきている。今後、美術館が「心のインフラストラクチャ」として人々に心から楽しんで利用されるようになるためには、利用者の立場に立った多様なサービスを提供するとともに、利用者にとって快適な空間であることが求められている。

このため、美術館が利用者のニーズ、美術館に対する要望等を把握し、それを展示等の美術館運営に反映させていくとともに、開館時間の弾力化、柔軟な休館日の設定、一定地域における共通入場券の発行、美術館情報の提供、高齢者・身体障害者や乳幼児同伴者等に対する配慮、附属図書館の開放など、利用者の立場に立ったサービスの提供を行う必要がある。また、ミュージアムショップやレストラン等の付属施設を充実し、利用者にとって快適な空間づくりに努めることが求められる。

7 人材の確保・養成

欧米諸国においては、調査・研究、保存・修復、展示、教育・普及、渉外、広報等のそれぞれの領域において専門職員が配置され、キュレーターなどを中心に有機的な活動が展開されている。しかしながら、我が国においては、これらの多くの領域を同一の学芸担当職員が担っている場合が多く、このことが学芸担当職員への過度の負担となっている場合が見受けられる。

美術館の機能を最大限に発揮し、人々の鑑賞意欲の広がり、学習ニーズの多様化、高度化に適確に対応していくためには、美術館の諸機能に対応した専門職員の充実を図る必要がある。特に、学芸担当職員については、専門的な業績・経験等が適切に評価されそれぞれが任用や処遇の面でも反映されるよう配慮する必要がある。また、美術館が本来の役割を果たすとともに、新たな時代の潮流に対応し

た美術館運営が一層求められる中、美術館の中心となる館長の責任は非常に重いものであると言える。さらに、学芸担当職員とともに美術館運営の基盤を支える事務担当職員を確保するとともに、学芸担当職員との間の相互連携を促進する必要がある。

このため、特に美術館の学芸員については、資質の向上のため、将来的にはその資格等の抜本的な見直しや高度で実践的な専門的能力を有する学芸員の専門性を評価する制度の検討を行う必要がある。また、新しい時代にふさわしい適性・能力・意欲等を備えた人材を美術館の館長として確保するとともに、長期的展望に立ち、事務系を含めて美術館職員を対象とした国内外における研修制度の充実について検討することが必要である。

8 民間企業等との協力の促進

美術館の諸機能の一層の充実を図っていくためには、その活動の基礎となる財政基盤の充実や人材の確保など重点的な社会的投資に努める必要がある。しかしながら、厳しい財政事情等を理由として、美術館独力ではその活動の基盤を十分に充実させ、質の高い多様な積極的に展開することができない場合が見受けられる。

このため、美術館独自の財源や人的な強化に努める一方、美術館の明確な目的・理念に基づいて民間企業等と人的・財政的連携を促進する必要がある。特に、質の高い大型の企画展は、多くの人々の期待するところであり、美術館が主体性を持って芸術文化活動に理解の深い新聞社、放送局等の企業と積極的に連携するなど、美術館活動に各方面の協力を求めていくことが必要である。

IV 今後望まれる美術館の諸活動

情報化、国際化等の急激な社会の変化により、従来にはない新たなニーズが創出され、美術館に対して新しい期待が寄せられることとなる。今後、社会が進展する中で、それらに対応した活動を行う必要があり、特に以下の諸活動の振興を図ることが求められている。

1 情報化の推進

国民の美術館情報に対するニーズは、一段と高まってきており、また、美術館関係者が、企画展等の事業を実施する上で、美術品情報は必要不可欠なものである。しかしながら、現在、国立美術館・博物館等の一部の美術品情報を除き、ほとんど情報化が進んでいない状況にある。

今後、各美術館における展覧会、所蔵作品等を紹介するホームページの開設、所蔵作品のCD-ROM等の作成、マルチメディアを利用した展示・解説、さらに、バーチャル・ミュージアムの設置などに新たな技術を活用した美術館活動を促進することが必要である。また、各美術館に対し収蔵品に関する情報や事業の案内情報等のデータベース化やそのための共通検索システムへの参加を奨励し、全国的な情報ネットワークの形成を推進する必要がある。その際、著作権についても十分留意し、理解と知識を深めつつ適切な対応を行うことが必要である。

2 美術作品の公開促進

現在、個人、企業等が購入し所有している美術作品の公開性は必ずしも高くなく、多くの優れた美術作品が国民の目に触れることなく私蔵されているのが現状である。

今後、寄贈・寄託等に関する広報・相談業務等の機能を持つ組織の整備を図るとともに、寄贈・寄

託に関する税制の検討、美術作品の寄贈・寄託者等に対する顕彰制度の充実等を行い、私蔵されている美術作品の美術館等への寄贈・寄託等を促進することが必要である。さらに、美術作品による相続税の物納制度などの弾力的運用について検討する必要がある。

3 新しい視点に基づく美術作品の評価

現在の我が国の美術館は、ある程度評価の定まった作家の美術作品を購入、展示する傾向があるが、今後、美術館が芸術文化活動の拠点として新たな芸術の潮流を育てていくためにはそれだけで十分であるとは言えない。

今後、美術館は、将来の文化発信に備えるため、その個性を生かしつつ、学芸担当職員等の学術的研究と芸術的感性に基づく美術作品の選定を積極的に試みる必要がある。そのためには、美術館は、新しい視点に基づき従来の作品の再評価を行うとともに、新たな取り組みを試みる新人作家の作品に対して柔軟な視点を持つことが必要である。また、作品制作の場等を設けて内外の若手芸術家の活動拠点として提供することも考えられる。

4 国際的な文化発信・交流の促進

現在の我が国における美術展は、国際交流の観点からみた場合、海外から借りた美術作品を展示する機会が、我が国の近現代美術作品を海外において紹介する機会に比べて非常に多い現状にある。また、我が国の美術館と諸外国の美術館の協力による共同企画展や学芸担当職員の相互交流なども不十分な状況である。

今後、美術館は、展示活動や調査・研究活動で得た国際的なネットワークを活用して、古美術のみならず、我が国の近現代美術を広く海外に紹介するとともに、国際共同企画展や海外の専門家の招へい、学芸担当職員の相互研修等を積極的に試みる必要がある。

5 ボランティア活動等の推進

美術館におけるボランティア活動は、ボランティア自身にとって自己啓発、自己実現につながる機会となる。また、ボランティア活動や友の会活動を通じて人々は美術館に愛着を持つことになり、美術館に対する地域住民の理解と関心を高めることとなる。

今後、美術館の受け入れの体制に配慮しつつ、美術館活動を側面から支え協力するという基本的な理念に基づくボランティア及び友の会の組織化を促進し、地域住民との交流をはじめとする開かれた美術館を目指す必要がある。この場合、鑑賞教育に理解のある退職した大学の教員など美術に関する専門的知識を有する者の協力を求め、質の高いボランティア活動を展開することも必要である。

6 美術館の相互連携の促進

美術館がその役割を十分に果たしていくためには、図録やホームページに用いる画像等の著作権処理、企画展出品作品に対する団体保険制度の導入、防災対策、学芸員等の資質向上等の美術館共通の諸課題について、全国美術館が一体となって効率的・効果的に対応することが必要である。しかしながら、その運営の充実に向けて長期的・体系的な事業展開を行うことができる基盤が十分に整っていない状況にある。

今後、美術館の相互の連携を促進し、美術館をめぐる様々な課題に対して美術館全体で取り組むための全国的組織の基盤の充実を図ることが必要である。